

議長／おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程第1の議案及び報告の32件を議題といたします。

これより、8日の本会議に引き続き、各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問に入ります。

よって、発言は順序のとおりに願います。

なお、資料の使用につきまして、大和君、細川君、三宅君、西本恵一君、北川君、三田村君より申出があり、許可いたしましたので御了承願います。

大和君。

大和議員／自民党福井県議会の大和でございます。

私は、県北の道路、海岸、観光、この3点について御質問をさせていただきます。

まず、広域道路ネットワークについて伺います。

明治30年、約130年前に北陸本線が福井小松間に延伸する際、当初は路線が三国に入って方向転換して加賀に入るという計画が立てられていました。

しかし、鉄道施設者の変更、そして、計画よりも大きく東側のラインにルートが変更するということがなされまして、それ以来、福井県北部の交通網は、国道8号、北陸自動車道、北陸新幹線など、全て福井平野の東より山側に沿ったラインに整備されてきました。

この左の1番の図ですけれども、これは明治30年のときに、その北陸線をつくらうとしたその図であります。

それで、ちょうど鉄道施設会社が海運と陸送は別だというようなことになりまして、その東側の路線になったわけですね。

それで、福井県の北西地域には、当時まで嶺北地域の水を全て集め、日本有数の海運の拠点であった三国港が位置し、流通の根幹を担っていました。

しかし、道路の整備や鉄道の施設が進められるのに伴い、主要な交通網としての位置づけが薄れた地域になってしまいました。

現在、福井県北部地域では、北陸自動車道丸岡インターチェンジと福井港をつなぐ福井港丸岡インター連絡道路が事業化され、そこから福井市へつながる福井外環状道路が調査中になっております。

これが右側の図ですね。

よく見ると、この左側の図と右側の図のラインというのはほとんど同じなんですね。

ですから、本来はこういうこともあったんだなというのがよくお分かりになると思います。これらは福井平野の西側に新たに大きな交通の軸をつくる事業であり、整備の実現によって県内の交通網が大きく変わるものと期待をしております。

さらに、これらの道路から坂井市、あわら市、そして石川県を結ぶ福井加賀道路の構想があり、福井県と石川県を結ぶ新たな連絡軸をつくることで強い物流ラインの確保、そして人々の活発な往来を施し、産業振興や観光振興の面で大きな効果を及ぼすものと考えています。

そこで、この広域道路ネットワークの整備状況について質問します。

1 番、福井外環状道路の早期の計画具体化に向け、現在行われている調査や協議などの検討状況について伺います。

また、2 番、福井加賀道路は構想段階から具体的な事業化へ向けた調査段階に進むべきと考えますが、現在の検討状況と来年度以降に向けた県の対応について伺います。
よろしくお願いします。

議長／土木部長平林君。

平林土木部長／私からは2点。

まずは、福井外環状道路の計画の具体化に向けた検討状況についてお答え申し上げます。
福井外環状道路は、福井県新港行き道路交通計画において、福井県北部地域の西側を通る新たな南北軸として広域道路ネットワークを形成する路線に位置づけられているところでございます。

国は令和5年度から、国道8号、福井都市圏における交通特性などの調査を実施しており、車の走行速度や移動目的、ルートなどを把握し、福井県北部の道路ネットワークにおける課題の抽出、整理を行っているところでございます。

あわせて、県では、産業振興や災害時の安定的な物流の確保など、福井外環状道路の整備効果について、福井市、坂井市とともに協議を行っており、今後、この成果を国への提案や要望に活用したいと考えております。

また、引き続き早期の事業化に向け、計画の具体化が進むよう県選出国會議員、県議会、沿線市と一体となって国に対し強く働きかけてまいります。

次に、福井加賀道路が構想段階から調査段階に進むための現在の検討状況と対応についてお答え申し上げます。

福井加賀道路は、接続する外環状道路等と一体となることにより、福井県北部地域の新たな西側の南北軸として、観光や産業面での効果が期待される、重要な道路でございます。
県としましては、まずは福井外環状道路の早期事業化に向けた計画の具体化が必要であると考えておりまして、加えて、事業中の福井港丸岡インター連絡道路や石川県境の国道8号、牛ヶ原道路（？）と金津道路の4車線化整備の早期完成が重要と認識しているところでございます。

福井加賀道路の必要性、それについての認識につきましては、石川県と一致しているところでございますが、周辺の広域道路ネットワークの整備状況も考慮しながら、引き続き関係機関とも連携し、熟度を高めていきたいと考えております。

議長／大和君。

大和議員／ありがとうございました。

次に、海岸線の漂砂の現状について伺います。

漂砂というのは、海底の砂の状況でありますけれども、約140年前につくられ、国の重要文

化財に指定されている三国港突堤、エッセル堤ですけれども、これは九頭竜川河口のしゅんせつを根本としておりました。

そしてまた、生態系に配慮した工法を用いるなど、先人の努力の賜物と言えます。

海岸における土砂の堆積や浸食は今も昔も変わらない課題であり、地域住民や漁業者などにとっては日々の関心が深いところです。

福井県鷹巣から石川県羽咋・志賀までの海岸線はおよそ100キロありますが、三国の東尋坊など、所々岸壁部分はあるものの多くは砂浜になっています。

これが2番目の地図ですね。

また、石川県の千里浜は砂浜の浸食が進んでいると聞きますし、安宅の関(?)は、昔、義経や弁慶の時代には今よりも50メートルか100メートル沖にあったということも言われています。

地域住民の生活に影響がある箇所でも砂浜の浸食はどんどん進んでおり、最近地元の住民からも海岸での浸食や土砂の堆積の状況について相談があったところです。

そこで伺いますが、1番、三国海岸、サンセットビーチでは海岸の浸食、九頭竜川河口と福井新港では土砂の堆積が進んでいるのではないかとこの地元の声がありますけれども、実際の状況と現在行われている対策について伺います。

また、今から15年ほど前に、福井市の鷹巣港から石川県の大聖寺川河口の砂浜保全について、国県市学識経験者からなる検討委員会が開催されておりました。

この検討委員会では、関係者間で海岸の現状と問題点の共有、侵食や堆積のメカニズムの共有、長期的な砂浜の安定化に向けた対策など、関係機関が連携して効率的な対策を講じることをしておりました。

先ほども申し上げましたが、海岸での土砂の堆積や侵食は絶えず起こっていることであり一般的な堆積ではなく、継続的な対策が求められます。

そこで伺いますが、2番、砂浜の保全に向け、この検討委員会で定められた対策は現在も継続的に確認実践されているのかを伺うとともに、現在もこのような関係機関が集まった検討委員会は開かれているのか伺います。

次に、海での事故防止について伺います。

先日、三国において、男性が岸壁から足を滑らせて行方不明となり、約4週間後に石川県羽咋市で発見されたという痛ましい事故が発生しました。

約50年前にも、防波堤で遊んでいた子供が高波にさらわれ行方が分からずじまいということも起きています。

この2件は、実は私の友人とその子供たちであります。ほかにも数年に1回多く発生をしております。

そして、皆さんの記憶にあるところではナホトカ号。

1997年に島根県の隠岐島沖において浸水し、そこから東へ随分流され、小松沖でUターンして三国町の安東沖で座礁をいたしました。

重油は遠く、秋田県まで到達したと聞いています。

これらは強い潮の中で海流が影響していると考えられるのですが、福井県の沿岸や近海の潮の流れや海流はどうなっているのでしょうか。

人命に関わることであり、同じようなことが起きないように県民に対し、十分な啓発活動が必要だと考えます。

そこで伺いますが、3番、水難事故防止の啓発活動についての現状を伺うとともに、関係機関と連携するなどして鷹巣から羽咋までの砂浜、約100キロの潮の流れや漂砂の状況も含めて海の危険性について周知をすることはできないか、今後の方向性について伺います。よろしくお願いします。

議長／土木部長平林君。

平林土木部長／私からは2点。

まずは、三国サンセットビーチの海岸浸食と福井県の土砂対策の状況と対策についてお答え申し上げます。

三国サンセットビーチについては砂浜地形の経年変化を把握するため、平成26年から毎年夏に測量を行っております。

測量の結果、波打ち際の位置から水深1メートルぐらいの範囲、こちらにつきましては年ごとに前後の移動はみられるもののおおむね安定しており、砂浜の浸食は見られておりません。

また、福井港の中央航路、それと、九頭竜川河口部、こちらにつきましては、九頭竜川からの流出土砂の堆積が課題になっておりまして、昭和60年代から毎年3月頃に測量を行っております。

土砂の堆積が確認された範囲でしゅんせつを実施し、船舶が安全に航行できる航路を確保しているところでございます。

今後も、三国サンセットビーチ、福井港の中央航路及び九頭竜川河口部の測量を実施しまして、必要に応じて対策を講じてまいります。

次に、砂浜の保全に向け関係機関が連携した対策の実施状況についてお答え申し上げます。議員御指摘の検討委員会は、漁港や港湾等の管理者の枠を超えまして、砂浜保全の在り方を検討することを目的として、平成23年から25年に向けて開催し、砂の移動を防止するための構造物の設置や（？）機能回復、砂の利活用など、各種対策方針を取りまとめたところでございます。

その後、平成25年度以降は、堆積傾向にある海岸におけるしゅんせつや、浸食傾向にある海岸における養浜、離岸堤の補修等の対策を毎年度継続的に実施しております。

あわせて、各管理者で構成されます、海岸事業担当者連絡会議を毎年開催し、砂浜保全対策の実施状況やその効果について、情報共有を行っているところでございます。

今後とも、各関係者が連携を図りながら、引き続き有効な砂浜保全対策を着実に進めてまいります。

議長／警察本部長増田君。

増田警察本部長／私からは、水難事故防止の啓発活動についてお答えいたします。

県内における令和6年中の水難事故の発生件数は29件で、うち12件が海で発生しております。例年夏、6月から8月に多く発生しております。

このため、県警察では、夏季において県下6か所に臨時交番を設置した上で、沿岸各所による海浜警備を実施しているほか、海上保安庁や消防など、関係機関団体等と連携の上、海水浴場を中心に水難事故防止に向けた広報啓発活動を行っており、必要に応じ離岸流の危険性など、潮の流れを踏まえた広報も行っているところでございます。

引き続きパトロールや広報啓発活動等により、水難の事故、水難の防止を図るとともに、水難救助訓練の実施により救助技術の向上を図っていくほか、水難が発生した際には関係機関、団体等と連携の上、警察用航空機くずりゅうや、警察用船舶警備艇わかさを活用するなどして、水難者の遭難救助に当たってまいります。

議長／大和君。

大和議員／部長、ありがとうございます。

その道路と海岸、北西部にとってはものすごく大事なところでありまして、今後とも十分な検討をお願いしたいというふうに思います。

そして、警察本部長、その事故なんですけども、県内に限らず、石川県の羽咋市まで流れていってしまうということで、そのあたりまでのルートを、今後、検討していただけるとありがたいなというふうに思っております。

それでは、3番目に行きます。

福井県北部の観光振興策について。

かつて、金津・芦原・三国、金津というのはあわら市の金津ですけれどもね、その各地域は多方面において連携が保たれていました。

特に、観光面では、金津は交通の拠点として国鉄の駅や高速のインターがあり、あわらは宿泊の拠点としてあわら温泉があり、三国は目的地の拠点として海岸の自然景観と歴史文化の港町を有しており、これらの特徴を十分に活かしながら連携することで、旧3町で年間数百万人の観光客を受け入れていました。

今は恐竜博物館に勢いがありますが、かつてはこのエリアが福井県随一の観光地でした。

その資料3の左側でありますけれども、これは江戸時代の遊郭の番付なんです。

280年前、中期ですけれども、前頭の2枚目に三国が書かれていまして、幕尻に金津が書いてあります。

そういうような、遊郭というとなれなんですけれど、花街ですね。

これぐらいにぎわっていたということです。

そして、その半分の、140年前にあわらにお湯が沸いて、そこから、この3町の観光というものは連携するわけですね。

そういうことです。

しかし、平成の大合併でこれらの地域が坂井市とあわら市になり、旧3町の時代よりも観光面を中心に連携が疎になったのではないかと感じています。

北陸新幹線の開通によって、これらの地域の連携が深まり、坂井、あわら方面の観光客が

飛躍的に増えるものと期待をしておりましたが、あわら温泉の宿泊者数は伸びたものの、東尋坊の観光客数はむしろ減っており、令和元年度（？）の入込数との比較では両者とも減っておりまして、それで、その期待するほどの効果は得られておりません。

金津・芦原・三国の地域は、旅の目的地として県外からの誘客を図るポテンシャルを十分に有していると考えているのですが、地元以身を置くものとして今の状況に非常に歯がゆい思いを抱いております。

福井県が掲げる新たな観光計画ネクスト福井観光ビジョンでは、令和11年の観光客入込数の目標値を2100万人、観光消費額を1700億円、宿泊者消費を2万7000円、県内宿泊者450万人、外国人宿泊者を40万人と、いずれも現状よりかなり高い数値目標を設定していますが、これらの目標値を達成するためには観光地ごとの具体的な戦略が必要です。

新幹線開業後のさらなる誘客に当たっては受入れのポテンシャルが存分にありながら、まだ伸びていないエリアをまずは重点的にテコ入れしていくことが即効性もあり、効果的であると考えています。

そこで伺いますが、県として三国・芦原・金津を観光誘客の重点エリアと位置づけ、一体的な観光PRや誘客キャンペーンを県外に向けて展開してはどうかと考えますが、所見を伺います。

次に、観光地間の連携について伺います。

観光は自然景観と歴史文化が重要な基本タイトルです。

日本海随一の景勝地東尋坊では県の支援もいただきながら、全天候型の誘客拠点ビシターセンターや駐車場の一元化をはじめとした再整備が進められています。

また、三国湊エリアでは、こちらも県の支援をいただいて、古代中世から日本の10指に数えられてきた海運の港町の町屋を活用した宿泊施設オーベルジュほまち三國湊が整備されたところであります。

事業者から、県が様々な面で協力していただいて、非常に感謝しているという声を、私はいただいております。

それが資料3の右の建物ですね。

観光ビジョンに位置づけた高い目標を達成するためには、施設が完成して終わりではなく、県が支援投資した箇所を継続的に見ていく、相乗効果が高まる戦略性が常に必要ではないでしょうか。

そこで伺いますが、2番、既に整備されたオーベルジュほまち三國湊と今後の再整備が完成する東尋坊について、どのように連携させて整備効果の最大化を図っていくのか。

これは歴史文化と自然景観の観光の二大概念を共生する構想を必要としますが、知事の所見を伺いたく存じます。

最後に、二次交通について伺います。

三国・あわら・金津の観光振興を図る上で、観光客の足となる二次交通の整備は欠かせません。

三国・あわら・金津のエリアでは、かつてはあわら温泉駅とあわら湯のまち駅を結ぶJRバスも運行し、その前は国鉄の三国線が動いておりました。

京福電鉄と連動していました。

また、長年運行している京福バスの東尋坊線も、かつてはあわら温泉駅、あわら湯之町駅、それから、三国の観光地を巡って両駅に戻るといふ、そういうふうなルートをしていましたけれども、かつては北回りと南回り二系統が走っておりましたけれども、現在は北回り一系統で途中で止まってしまって戻って来てしまう。

しかし、こういうことをしっかりと修正して、これは資料4にそのルートがありますけれども、これを修正していただきたいというふうに思っています。

観光産業にとって二次交通は根幹とも言えるものであり、かつてこの地のバス路線は福井県の観光分野で規格外の本数を誇っていました。

一般的な運転手不足と同じように考えずに、行政による構想と支援が必要であると考えます。

そこで伺いますが、福井県北部のさらなる観光振興に向け、J R 芦原温泉駅を起点とし、金津・あわら・三国を結ぶバスによる二次交通の周遊ルート整備のため、バス事業者や地元自治体に対して県から働きかけを行ったり、運行支援のための補助制度を創設するなどの検討を進めてほしいと考えますが、所見を伺いたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、オーベルジュほまち三國湊と東尋坊との連携による整備効果の最大化についてお答えを申し上げます。

新しい観光ビジョンにおきましては、この新幹線効果を最大化、持続化するという考え方に基きまして、稼ぐ観光の実現であるとか、また、面で（？）楽しむ観光地づくり、こういったことを大きな柱の一つに据えているところでございます。

そういう意味では、今、御指摘をいただきました、例えば東尋坊の絶景であるとか、また、三國湊の北前船の時代の風情が漂う、ああいう文化的な遺産、こういったところはとても大きな要素になるというふうに考えているところでございます。

そういうこともございまして、これまでも御案内のとおり、東尋坊のところには今もまだ、これは二、三年かかりますけれども、県も一緒になって一緒に投資をさせていただいているということもあるわけでございますし、また、オーベルジュほまち三國湊、こういったことであるとか、それだけではなくて、例えば既存の三国温泉の宿、こういったリニューアルであるとか。

また、三國湊市場、これもとても朝大人気、週末なんかはなっております。

こういったことのいろんな補修とかリニューアルに県も、地元の皆さんの声を伺いながら力を入れさせていただいたところでございます。

オーベルジュほまち三國湊は、これは私も泊めさせていただいたことがありますけども、まずはヨシノタケルさんのすばらしい、お料理もそうですけれども、思いといいますか、地元の食材を使って、地元の食器とかストーリーをととても大切にされて、やはりここ、ぜひ泊まりたいなど、こういう思いがわいてくるそういう場所があるわけでございまして、それをさらに東尋坊のほうにつなげていく。

インバウンドも含めてつなげていかなければいけない。

本当に大事などというふうに思っております。

三國湊のところは、それだけじゃなくて、提灯づくりであったり、歩いていると三味線が聞こえてきて、入っていくと練習もさせていただいたり、こういう体験もできるわけですので、インバウンドにも大変うけると思っております。

これを三國湊から東尋坊につなげていくには、やっぱり特別感というのを出していかないといけないなど。

これを私も感じるころでありまして、そのためには例えばインバウンドであれば通訳案内士さんのような、専属のガイド。

これは日本語でもいいと思いますけれど、日本人の方向けにですね。

そういったものを一緒にセットにするとか、また、貸切りの遊覧船なんかを出すとか、夕日の見える席がありますけれども、ああいったところの特別席なんかを用意するとか、こういったことをやはりセットにしたパッケージを皆さんに出していく。

こういったことをこれからも坂井市であるとか、DMOの皆さんとも相談しながら造成していく、こういった努力もしてまいりたいと考えているところでございます。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは2点。

まず、金津・あわら・三國エリアを重点エリアと位置づけた一体的なPRについてお答えを申し上げます。

御指摘のエリアは、年間約78万人が来訪される東尋坊ですとか年間約68万人が来訪されるあわら温泉など、本県を代表する観光地がございまして、旅の目的地として選んでいただけるよう、PRを積極的に展開しております。

しかしながら、他の地域も含め広域で観光したいとの意向を持つ観光客も多く、金津、あわら、三國エリアのみのPRでは観光誘客効果は限定的なものとなるため、他の地域もあわせてPRすることで御指摘のエリアも含め誘客効果を最大化してまいりたいと考えてございます。

観光客が県内各地を宿泊もして広く周遊していただけるよう、出航宣伝（？）ですとか、メディアプロモーションなど、引き続きあらゆる手段を活用しながら観光客の様々な要望に添えるよう、本県の多様な魅力をできる限り発信いたしまして、宿泊及び観光消費額の拡大、これにつなげてまいります。

続きまして、三國・あわら・金津エリアのバスによる二次交通の周遊ルート整備についてお答えを申し上げます。

県では、令和5年度から新幹線開業を目指しまして、JRあわら温泉駅を拠点といたしましたハピバス、あわら湯のまち駅を起点としたXRバス、あわら恐竜号など、二次交通の実証実験や整備への支援、こえrを行ってまいりました。

このうち、はぴバスについては利便性や採算性の最適化を図るためルートの一部見直しをいたしまして、令和7年3月からは三國、あわら、金津を結ぶバスとして運航してござい

ます。

J R あわら温泉駅から吉崎御坊、道の駅蓮如の里あわら、東尋坊を巡りまして、8月末まででございますが、109名の方に御利用をいただいております。

また、恐竜博物館を結ぶあわら恐竜号につきましては、令和7年4月から8月末まで恐竜人気もございまして、前年同期の比較で1.4倍となります1740人の利用があり、大変好調をいただいております。

県といたしましても、面での観光地づくりを進めますため、採算が取れて持続可能な二次交通を目指しておりまして、バス事業者や地元自治体と意見交換を行っておりまして、今後も観光客のニーズに沿った二次交通の在り方について検討してまいりたいと考えてございます。

議長／大和君。

大和議員／いろいろありがとうございます。

特に知事、三国地域の歴史文化、自然景観、私よりも詳しくおっしゃっていただきましてありがとうございます。

三国では、ただいまのオーベルジュほまちに加えて、もちろんアレックスカーが設置したオーベルジュもございますし、あと、各個人が、今、どんどんそういう宿泊施設をつくっているところがあります。

それがどんどん増えていっておりますので、それも含めて、また、もともと三國温泉のことも私言い忘れておりましたけれども、それも含めて、いろんなことを含めてお願いしたいなというふうに思っております。

あわら温泉もとにかくあそこの地域が福井県の何割もの宿泊者数を持っているところがございますので、部長、これからもその御認識をしっかりと持っていていただいて、あそこに泊まって、あそこを見て、それから県内ずっといろいろとということの一つよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

本当に今日はありがとうございました。

議長／以上で、大和君の質問は終了いたしました。

細川君。

細川議員／細川かをりです。

まず、伝統工芸、産業の未来のためにということで質問します。

先月末、越前市で千年未来工芸祭が行われました。

1500年前から現代まで脈々と続く工芸の集積地、越前市で手仕事の魅力とすばらしさと、1000年先の未来へ継承していくというコンセプトで、多くの来場者でにぎわっていました。これまで知事は、丹南地域は全国でも有数のものづくりのエリアと認識、伝統工芸とハイテク産業が共存できるようなエリアにしていくとのお考えをお示しでした。

そこで、私が県に期待する点を3つの事例とともに述べさせていただきます。

まず、和紙です。

私、公民館で俳画を習い始めたんですけども、墨絵は炭の濃淡、にじみが味わいを出します。

ですので、教わった手法は、まず筆に水をたっぷりと含ませ、次に筆先にちょっと墨をつけて、それで、結構一気にびやっと絵を描くんですけども、そうすると一筆でにじみ、グラデーションができるのですが、これがなかなか思いどおりにならなくて難しく練習しているところです。

水や筆の加減もありますが、同時に大きいポイントは、和紙によって滲み方が違うということです。

教えてくださる和紙職人の方々は、白い紙を舌でちょっと舐めて、その際の瞬間的な和紙と舌のくっつき加減、その具合で滲み加減を図っておられます。

近くにいながら存じませんでした。

にじみ加減、見ただけでは分からない尺度で、私などは使って初めて分かる加減なんですけれども、これが和紙に何かを描くときには大事、書道も一緒です。

あるいは職人さんはいろんな色素などの薬品知識が当たり前のように豊富で、まさに化学識者です。

色合いといい、にじみ加減といい、発注者の微細な要求を満たすため、職人さんたちは表立っては言いませんが、実は様々な知恵と工夫、知識や技術が蓄積、継続されています。

その幅の広さ、深さが日本一集積されているのが越前市五箇地区です。

今ならばです。

これが未来に伝承されていくかとても気になるところです。

2点目、資料は大瀧神社です。

日本一複雑な屋根を持つ重要文化財です。

この造り、構造をドローンで撮影して図面にしたものがこれです。

上が屋根で、この真ん中のところがそれですけども、足場を組んで屋根に登ったり、屋根裏に入ったりしなくてもこんなに正確な構造図が出来上がります。

伝統的建築物が落雷や地震、火災、台風、倒木などで傷んだとしても、元のように再建できるように、こうしたデータを今残していかなければなりません。

そして、これは県内の宮大工さんが実は撮影したものです。

2枚目の資料のこの永平寺の山門もそうです。

実は、ただドローンを撮影するというだけでは十分ではなく、宮大工さんだから知っている技術のツボ、ここぞという部分がきちんと記録されてのことなのだそうです。

ちなみにこの歴史的建造物の保存技術は建築家で元港区長の前田氏とその宮大工さんが共同論文を書かれ、この22日にルーマニアの建築学会で発表されるそうです。

この補助資料はそれに使われた画像の拡大コピーで、今回、公的目的ということで了解を得て御紹介させていただきました。

3点目、職人さんが技を使うときに道具は必須です。

でも、その道具をつくる人が減っています。

生活できない、高齢化などが理由だと思いますが、消えた技術はほとんど戻らないとのこ

と。

例えば打ち刃物ですと、ヨキ、手斧など作り手がおらず、鎌も越前に1人おられるけれどいつまで作っていただけるか。

これらの保存を職人さんたちが求めておられます。

以上、伝統工芸を支える技の実績、実情、見えにくい課題を御紹介しましたが、これらについては各産地に任せるといふより、県の役割としてすべき分野があると思います。

出来上がった伝統工芸品だけを展示するというのではなく、手技を支える伝統技術や先端技術を理解することのできる拠点が必要ですし、道具の維持、保全や、人材育成を図ること、教育にまでつなげてほしい。

伝統工芸、産業に対する県の役割について知事の御認識、御所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／細川議員の一般質問にお答えを申し上げます。

今ほど御質問をいただきました伝統工芸や産業に対する県の役割についてお答えを申し上げます。

今も御指摘いただきましたけども、例えば和紙とか、それから漆に至ってはもう1500年の歴史。

これは日本で最古の産地なんですね。

なおかつ、今日でも例えば漆で言えばもう日本で一番の生産量を誇っておりますし、和紙でも全国有数の産地になっていると。

こういうことで連綿と続いてきている。

そのほかにも、越前焼であったりか、それから打ち刃物、これは世界的にも大人気になっておりますし、それから眼鏡もあればサシモノの越前箆笥。

どれも本当に半径10キロの中にいっぱい詰め込まれていて、大変注目もされている、これからはしっかりと残さなくちゃいけない。

特に今のものづくり県福井の基になっていて、福井の力にもなっている、その根源になっていると考えているところでございます。

こうした産業をこれからも残していく、その上で県がどういう役割を果たすか。

こういうことにつきましては、まずはこれを産業として遺していくのが大事ということもありまして、伝統工芸だからということで同じものをずっとつくっていくのではなくて、あたらしい感性に合わせるとかデザインにするとか、また、使い道につくっていく。

こういったことに後押しをさせていただいたり、また、販路の開拓、展示会なんかにも出ていただく。

こういったことの応援をまず第一にさせていただいているところでございます。

そのほかにも、こうした伝統工芸につきましては、この技術、文化を残していく、こういったことも、今、おっしゃっていただいたとおり重要なことだというふうに認識をいたしております。

こういった観点から伝統工芸職人塾、こういったことも開かせていただいております、

これまでに育ててきた方9割はそのまま残っていただける。

もう80名の方が残って後継者として育っている。

こういう状況にあるわけでございます。

そういう中で、これから今御指摘いただきました道具の大切さということも御指摘をいただきましたので、こういった研修の中でも道具の大切さ、こういったものも伝えていけるようにしてまいりたいと思っております。

その上で地域づくりにさらに発展させていく、これも大事だというふうになにに思っているところでございまして、今もお話しいただきましたが、千年未来工芸祭、それからRENEW、私もよく出かけさせていただいていますが、年々栄えてきているなど。

今年の千年未来工芸祭も昨年までに比べて、さらに多くの方においでいただいてにぎわっていたということでございます。

こういった中で、やはり大事なところは産業を見せるというところもとても伝統工芸の場合は重要だろうし、産業全体でも必要だと。

最近これから出てくるというメガネ工場についても全面的に見せるというようなことが新聞に書かれておりました。

そういった産業観光に結びつけていくということも大切ですし、また、越前焼きも含めて、アーティストインレジデンスといいますか、越前和紙なんかもそうですが、アーティストの方がそこで交わっていく、交流人口になる、または技術を磨き合う、こういったアーティストインレジデンスみたいな形も目指すべき方向としてあると思います。

こういった地域づくりに精一杯力を注いでまいりたいと考えているところでございます。

議長／細川君。

細川議員／しっかり残すという、本当にそのお言葉、残すために必要なこと、多分産業とか産業観光とか、あるいは、それらを支える部分とか、多分知れば知るほどいっぱい出てくるんじゃないかなと思いますので、やっぱり産地というのは、それぞれの組合というのは、産業、あるいは産業観光のほうなんとかですけれども、幅広い深みというところなんか、教育委員会なんかも教育なんかも含めて本当にできることをよろしく願いたいと思います。

とにかく今、薄れてしまうとかななくなるということだけは本当に避けたいなと思うところでは。

次に行きます。

国道417号冠山峠道路について伺います。

一昨年、本県池田町と岐阜県揖斐川町との間に冠山トンネルができ、クラウンロードが開通しました。

さらに、昨年その417号の池田町越前市間に新板垣トンネルが開通、岐阜県と福井県、特に丹南地区との行き来がよくなりました。

我が家はその国道417号の近くにありますので、それまでと比較にならないほど多くの県外者が通るのを毎日見えています。

岐阜ナンバーはもちろん、名古屋、尾張小牧、一宮といった中京、大宮・福島・山形といった関東・東北など、遠くからの車が多くて驚いています。

いいワインディングロードであるので、バイク軍団もとても多い。

物資輸送であろう大型トラックもいて驚きます。

多分、信号で止まるということが少ないからなんじゃないかなと想像します。

新たな流れができたのを本当に実感しているところです。

これはぜひ経済効果に結びつけるべきですが、今立エリアに来ているなというのは分かるんですけども、その先が流れが分散するやら私には実感できなくなっています。

県では、この県境の道路、トンネル開通による車、バイク、人の流れをどう分析し、どういった考えを持っていたのか、現在の流れをどう評価しているのか伺います。

議長／土木部長平林君。

平林土木部長／私からは1点、国道417号冠山峠道路トンネルの開通による分析と考え、開通後の現在の流れの評価についてお答え申し上げます。

冠山峠道路のトンネルの開通後の流動につきましては、車、バイク、人の区分ではなく、自動車交通量として1日当たり1200台と予測しまして、冬期も安定した交通確保が図られることから、地域経済の活性化や観光の振興に大きく寄与するものと考えているところでございます。

開通後の交通量は行楽シーズンでは2000台を超える日もあり、中でも中京方面からの来訪者割合は、例えば池田町のまちの駅こってコテいけだでは、開通前後で4%から29%に増加しているところでございます。

また、丹南地域への令和6年の観光客入り込み客数は前年比約1.2倍となっております、これらは新幹線開業とこの道路の開通に合わせて中京圏で行ってきたプロモーション効果の表れと受け止めております。

議長／細川君。

細川議員／池田はね、本当に人気があって、行くのをためらうくらい本当にたくさんのお客さんが見えてうれしく思っているんですけど、丹南地区の1.2倍というのが一体何の効果なんだろうなということもありますので、先ほど言いましたように、その先、池田、今立辺りからその先はどう流れているのか。

ただ通過されるだけってことにならないように、あるいは、何かうまく捕まえてこっちへ誘導とか、観光の看板とか、何かまた工夫されることがありましたらよろしくお願いします。

次に行きます。

県施策の手續等について幾つか伺います。

各地でクマの出没の話題が出ます。

先日には学校の校庭にまで出沒、だんだん増えていくイメージです。

私も中山間地域にある集落に住んでいますので、これまでにクマに遭遇したことがあります。

小グマなどはぱっと見た目には愛らしく思うかもしれませんが、何の。

小さくてもかかってくる時の顔の恐ろしさ、牙の凄さ、爪の怖さ、やられたら大けが間違いなしです。

クマが出たら普通警察、役場に連絡して、クマ捕獲などを求めるわけですが、この手続が細かく、クマの動きに間に合わないとも聞いています。

どうせ間に合わないんだから面倒なのでクマが出てももう言わないとか、いるのは当たり前なのでいちいち言わないといった声が結構聞えます。

実際、山間の地域からの通報確率は低いと感じます。

緊急性が高いケースはスピーディな手続をとりますし、しばしば出るからと報告していただけないエリアであっても、やはり、今、全体状況、現状把握は大事ですので、そのためにまとめてでもいいから出沒報告をお願いして対策に生かすべきではないでしょうか、御所見を伺います。

続けていきます。

さて、福井の山には伐採期に入った杉の木がたくさんあります。

その活用のために県では、県産材利用の補助金を設けています。

県産材を使うといっても山から切り出してくれる木こりさんがいて、それを山から出してくれる運搬屋さんがいて、さらに原木を乾燥させ製剤だけでなく合板や集製剤を作ってくれる人がいて、何より県産材を使おうと言ってくれるお客さんがいるからこそできることです。

その補助金活用は、まず補助金申請を県に提出し受け取ってもらって工事に入るのですが、その工事がもし年度をまたいだとしても翌年交付申請をして交付されるという仕組みとのこと。

これ、業者の方々は非常に喜んでおられます。

そこで何うのですが、これ、同じように年度またぎというところなんですが、耐震改修工事の補助金にも同様に年度をまたいでも交付可能とできないのでしょうか。

建築工事ということの計画から実施、竣工までを1年で区切ることの難しさ、また、予算執行開始を4月からとすることの無理などもあるわけで、住宅耐震化を進めるためにぜひ県産材利用補助金のように年度またぎの対応を可能にしてほしいと声が上がっております。御所見をお願いいたします。

最後に、アリーナに関しても続けて行きます。

県への要望とか陳情に関してなんですけれども、今回、福井アリーナの建設に関し、様々、要望、陳情が出されております。

中でも、福井県スポーツ協会と福井県文化協議会からのものは、その組織の大きさ、会員数から考えると、非常に重みのあるものです。

ただ、たまたま私が目にした県スポ協の福井アリーナの早期整備に対する要望書の提出についてという依頼文には驚きました。

それは加盟団体の会長に、アリーナ建設の要望書を県や県議会、福井商工会議所、福井市

などに出すことを理事会で決議したので、それぞれの加盟団体からの要望書に会長印を押印して提出をとという旨の文書で、発出はスポ協会長である杉本知事名で、時期がお盆の最中8月14日、締め切りが8月27日必着とされていました。

アリーナの説明図も予算の説明もない。

その文書が手元に届いてから締め切りまで僅か10日余りのことですから、とても会員に投げかける暇はなく、せいぜい市町支部にお知らせするくらいで押印されてまとめられ、議会等に届けられたものなわけです。

トップダウンのダウンする暇もない。

先ほど、県スポ協からの要望書になると重い意味があると申しましたが、それは組織の合意形成がきちんとなされてのことです。

大きな組織であればあるほど時間もかかるはずですが、理事会や役員のみで決定したとなると末端まで図られたものではないわけですから、私は重みが変わってくると思っています。

情報すら行き渡っていないならば役員一同とすべきだと、してほしいです。

実際、アリーナ建設の機運が盛り上がるどころか、ネット上ではいまだに激しい批判が吹き荒れています。

迅速な意思決定のためにトップダウンの進め方をしてここに至っているのであるならば、批判の声が収まらないのも納得です。

トップダウンという手法は、下部の意見が反映されにくいというデメリットがあるからです。

議会では、要望陳情なども含めて物事の判断をするわけですが、こうなってくると提出団体の物事の決め方も理解した上で判断すべきと考えます。

福井アリーナという県民の関心の高い案件だけに様々な面において透明性が求められると思います。

そこで伺いますが、今後、要望、陳情に対し、提出団体の意思決定の方法も御説明いただきたいと思いますが、御所見を伺います。

ネット上では、今も批判や反対意見が止みません。

ポイントは大きく2点で、一つは今ほど述べました合意形成のあり方、進め方だと思いますし、もう一つは試算の甘さに関するものだと思います。

サンドームは、あの規模だから人気がある。

トイレの位置や数など行きやすさも評価されている。

小田和正さんのコンサートなど、県外からも行く値打ちがあると。

そのサンドームと5000席以下のアリーナを一緒に考えてはいけないだろう。

コンサートの際、主催者の大型トラックなどが会場に何台もずっと横付けされるが、アリーナではできるのか。

アリーナ活用の回数は冬場も考慮しているのか。

駐車場がないなら行かない、周辺有料駐車場は行ってみなくては満車かどうか分からない。

急激な将来の人口減を予想すれば明らかに採算が取れない、負の遺産を残し、未来の子ど

もたちの生活を苦しめる。

ウェブでライブを見れることが増えたから、わざわざ会場まで行く人は減っている。
今ある体育館やサンドームなど、しっかり活用せよなどなど、特にネット上ではきりがな
いほどの反対の声がします。

こうなってきた以上、福井アリーナ建設の賛否について、住民投票、県民投票を行って、
すっきりしたほうがいいのではないかと思います、知事の御所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、最後に御質問がありましたアリーナ整備にかかる住民投票についてお
答えを申し上げます。

まず、今回のアリーナ構想につきましては、これは県とそれから市、福井市ですね。
それと経済界、これが一体となりまして、県都にぎわい創生協議会、これをつくりまして
県民の皆さんの御意見なんかも聞かせていただきながら、2年をかけて議論をして結論を
出した。

その一つの核となるのが、このアリーナ構想ということになるところでございます。
今ほど、県民投票したらどうかと、住民投票したらどうかというような御意見を伺ったと
ころでございます。

県といたしましては、そもそも、この民主主義の中で、今、私たち県の判断にあたりまし
ては、二代表制というのが定められていて、この中で県民の代表として県議会の議員の
皆様方が地域の皆さんの声を十分に聞いていただいて、ここで御議論をいただいている。
このことが最も重要だというふうに、私どもとしては認識をいたしております。

もう一つ、住民投票ということになりますと、どうしても、例えば二者択一であるとか、
いずれにしても限定的な選択肢の中で、どれだっていう、そういう極端な議論になってい
くわけでございまして、多様な御議論、意見、こういったものを踏まえて一つに収斂して
いく。

こういったことが非常に難しいというふうにも認識をいたしているところでございます。
その上で、私どもといたしましては、今後とも県議会におきます御議論を十分に聞かせて
いただく、こういったことも続けてまいりますし、また、今ほどはスポーツ団体の件につ
いてのお話もございましたが、それ以外にも商店街であつたりとか、また、女性の皆さん、
また、いろんな利用をしようとしている文化団体もそうですけれども、こういった方々
のお話も聞かせていただいている、大変期待をされている声も多く聞かせていただいでい
るところでございます。

これからもこうした皆さんの声を十分にまずは聞かせていただく。

また、その上で今ほど様々な御疑念の点を言っていただきましたが、私、今、端的に伺
っていても、一つ一つ我々としても解決法を考えながら進めている部分もかなりあるよう
に伺っておりました。

こういった点を、これからしっかりと、住民の皆さん、それからまた不安に思われてる方
にも御説明させていただく。

県も市も、経済界も一体となって十分に説明をさせていただきつつ、また、ここでこれから繰り広げられるわくわく感であるとか、また、経済波及効果、こういったことも十分に知っていただけるように汗をかいてまいりたいと考えているところでございます。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは、請願陳情に対する意思決定の方法についてお答えを申し上げます。

今月１日に行われました要望につきましては、県スポーツ協会の会長が杉本知事であることから、知事から知事への要望ということで様々な声がネット上で上がったものと承知をしております。

実態といたしましては、各競技団体の要望書を県スポーツ協会が取りまとめて持参されたものでございまして、要望者の名前は各競技団体の会長となっております。

経緯を確認いたしました、スポーツ協会では、加盟団体からスポーツ人口の減少や子どものスポーツ離れなどを心配する声を聞いていたため、意志決定機関でございます理事会に諮り決議を得た上で協会加盟の競技団体に対して、要望に賛同するかどうかを確認したものであるというふうにお聞きしております。

趣旨といたしまして、競技団体に賛同を強制するようなものではなく、会長の判断で賛同しなかった団体もあるとお聞きをしております。

先日、連合婦人会や駅前商店街有志一同様からも要望を受けましたが、いずれもアリーナの整備を求める思いから、要望されたものでございまして、今後も要望いただきました思いなど、様々なご意見を伺いながらアリーナの運営に反映させてまいります。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からは、クマ出没時の速やかな手続と頻繁に出没する地域からの報告の促進についてお答えをいたします。

クマが民家へ侵入するなど、緊急性の高い事案が発生した場合には、第一報を受けた市町が警察や捕獲隊とともに現場へ急行し、防災無線や広報車により住民に避難を呼びかけるなど、安全を確保した上で県の助言の下、速やかにクマを捕獲しております。

クマの出没情報につきましては、県から市町に対し、出没時刻や場所、クマの大きさ、頭数、目撃時の状況等の報告を依頼しております。

一方で、住民の中には、市町への通報を煩わしく感じる方がいらっしゃることを承知しております。

しかし、こうした情報は、周辺住民への注意喚起や出没状況の把握、出没抑制等に不可欠であります。

本日午後、関係機関に集まってお話しをしまして、クマ出没対策連絡会を開催いたしますが、今後もこうした場などを通じ市町に対し、広報誌等を活用し、住民に、目撃、痕跡などの情報提供を呼びかけるよう働きかけてまいります。

さらに10月からは、Yahoo!防災速報アプリを通じて、出没情報をプッシュ型で発信し、県民への注意喚起を強化することとしておりまして、引き続き人身被害防止に努めてまいります。

議長／土木部長平林君。

平林土木部長／私からは、木造住宅の耐震改修工事の補助金の年度またぎについて、お答え申し上げます。

耐震改修補助の予算執行につきましては国の支援制度を活用していることもあり、年度内に事業を完成させることが原則でございますが、やむを得ない場合は繰り越しが可能となっていることから、県と市町におきましても柔軟に対応しているところです。

引き続き、木造住宅の耐震改修が円滑に進むよう、補助利用者の方々に対し、繰越制度の周知を徹底するように市町に依頼するとともに国や市町と連携して、適切な制度運営に努めてまいります。

議長／細川君。

細川議員／お答えありがとうございます。

もうとにかく、前の議会でも反対意見にもしっかり向き合っていたいただきたいと言いましたけれども、さらにしっかり向き合っていたきたいですし、いずれの意見にしても、未来に禍根を残さないようにというような心配からですので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、いろいろな団体さんのほうには、アリーナあるとうちとしてはいいよみたいな、そんな働き方で賛同を得ているようなところもあるんですけども、予算の優先順位がどうか、あるいは駐車場の問題であるとか、そういったところまでの話合ひはないようですし、聞くと、何それっていう、私の近辺では関係団体の人たちが言ったりしたりもしておりますので、本当にそういうものだと思ひながら要望を見ていきたいなと私自身は思っております。

それよりも、今さっきおっしゃられたように、議会のほうが、やはり予算の使い方とか、優先順位とか、ほかの施設の兼ね合ひとか、もういろいろ全体的なことを、県の施策全体的なことを考へて、議会しっかりとまた話し合ひていきたいと思っております。

以上で終わります。

議長／以上で、細川君の質問は終了いたしました。

三宅君。

三宅議員／ふくいのか、三宅わたるです。

現場主義、そして等身大で取り組みます。

1つ目のテーマは、新幹線開業1年目と2年目の前半線の実態と今後の対策についてです。

新幹線の県内延伸1年目の開業効果については、6月の知事記者会見や報道などでおおむね順調との評価と、来訪者数、観光消費額ともに伸びたとされています。

補助資料1のように、具体的には改行から12か月間で福井県内の新幹線駅周辺の県外来訪者が前年比17%増、24年の観光入り込み客数は約2069万人で前年比約17%増、観光消費額も前年比約23%増の1513億円、宿泊客数は前年比約24%の403万人と一定の成果が出ています。こうした成果は先の2020年から2024年度の福井観光ビジョンにおける目標と照らせば、入り込み客数の面では達成した、その一方で宿泊者数や外国人客数は未達成であり、課題も見受けられます。

ただ、2025年から2029年度のネクスト福井観光ビジョンに向けては、既に入り込み数2100万人という目標に相当近づいており、消費額についても目標の1700億円達成が現実味を帯びてきていると感じており、こうした点は率直に評価したいと考えています。

そこでお伺いします。

新幹線開業1年目の成果に対する評価も踏まえ、前の福井観光ビジョンの計画目標の達成状況について県としての総括をお伺いします。

そして、新幹線開業から2年目に入り、半年が経過しました。

補助資料2を御覧ください。

私は、2月の人生初めての一般質問で、2015年に先行開業をした石川県、富山県の2年目に起きた観光需要の反動減について触れ、福井県でも危機感を持って対策を講じるべきだと申し上げました。

知事からは福井県ではそういうことはあつてはいけないという決意のもと挑むとの力強い答弁をいただいております。

しかし、私を含めた観光現場の肌感覚として、この4月以降、県内の観光事業者の一部で何か様子がおかしいという違和感が広がっています。

実際、月によっては現前年同月比で2割、3割と落ち込むような動きも見られ、私の耳には思ったよりも厳しいという声が届いています。

中には好調な地域、施設もあると思いますが、県内全体としての傾向を正確に把握し、的確に対応することが求められます。

先行する富山県や石川県も2年目には国内客の落ち込みに苦しみましたが、しっかりそれを捉え、そこから3年目以降に向けて施策を組み立て、再浮上を図ったという事実があります。

新幹線開業効果についても2年目は落ち込みやすいという構造があるならば、県としてもきちんと丁寧に説明し、その上で、下がり幅を最小限に3年目以降の飛躍につなげていくという方針を明確に示していくことが大切だと考えます。

そこでお伺いします。

新幹線開業2年目の前半線における観光入り込み状況について、速報値や関連指標など、現時点で把握している状況と県の認識をお伺いします。

今年度の後半戦に向けては、越前がにや若狭ふぐといった冬の観光素材が控えているものの、観光動態としては閑散期に入るため、施策がしっかりとハマらなければ入り込み数が落ち込む可能性もあります。

富山県では、2年目の後半に向け、団体旅行を対象とした誘客助成制度を講じて回復を図ったと聞いております。

福井県でも、例えば来年1から3月の福井への旅行商品に対する支援や、かつてのふくいdeお得キャンペーンのときのように、はぴコイン等を活用した現地観光消費拡大キャンペーンなど、即効性のある誘客支援策を講じることができるのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。

開業2年目の後半戦に向けた県の誘客戦略について、即効性ある追加の支援策の実施の可能性も含めお伺いするとともに、開業効果を2年目においても維持または拡大させていくための知事の決意について合わせてお伺いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／三宅議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からは、新幹線開業2年目の後半戦に向けた県の誘客戦略、追加の支援策の実施についてお答えを申し上げます。

開業2年目の細かい状況は後ほどまた答弁申し上げますけども、県外からのお客様の入り、相対で見ますと、この3月から7月の間のお客様で、一昨年、開業前と比べて14%増ということに、新幹線駅周辺で見た場合に14%増となっているところでございまして、先ほど資料を見せていただいて、昨年の3月から今年の3月までの人の入りが17%増ということでしたから、年間通じて17%ですので、そういう意味ではずっとその後も維持してきているという状況なのかなと思っております。

特に、3月から7月というのは国道158号が不通になっている期間でございまして、この人たちも結構大きな影響を与えているという中で、福井駅なんかにはそういうお客さんもたくさん来ていたと思いますので、そういう意味では堅調にきていると認識をしております。

そういう中で、この2年目の後半戦に向けては、私どもとしまして、当初から一つには越前若狭お城フェス2025とか、また、恐竜博物館でも、恐竜のライブショーを、この11月、12月、お客様が減ってくる時期にあてていく。

さらには有名なショコラティエの皆さんの方にチョコレートの恐竜展というのもやっていただく、こういう閑散期対策というのを事前から準備させていただいているところでございます。

また、北陸DCのアフターキャンペーン、これも準備をさせていただく中で、はなあかりも、今年も小浜線中心に来ていただけるということになって、期待もさせていただいております。

それから、期間限定の特典切符であるとかフリーパスであるとか、こういったことも引き続きやらせていただこうと思っておりますし、また、はぴコインを使ったキャンペーン、これは今のところは158号線の沿線のところを中心にやらせていただいています。

状況によってはこういったことも考えるということもあるかなと思います。

また、さらには、この県内周辺だけではなくて、例えば東京とか大宮とか仙台とか、こう

いったところに出向宣伝にも参る、こういうこともしながら、プロモーションも引き続きやっていく。

さらに、先ほど来申し上げていますが、例えば東尋坊とか、それから、またほかのところも、例えば福井駅周辺にも再開発を続けていくとか、敦賀の開発も含めて継続してお客様に来ていただけるような、こういう仕掛けも2年目後半以降も続けていけるように努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私から2点、まず、ふくい観光ビジョンの目標達成状況について、お答えを申し上げます。

令和元年度に目標を設定いたしましたふくい観光ビジョンにつきましては、観光客入込数が2069万人となりまして目標を達成いたしておりますが、一方で、観光消費額は1513億円、県内宿泊者数は402万人となりまして、目標には到達しておりません。

これは令和6年度末までの計画期間中に新型コロナウイルス感染症の拡大により観光需要が大きく減少しまして、マイナスからのスタートになったことですか、北陸新幹線開業直前の能登半島地震発生によりまして、想定外の事象も影響したものと考えてございます。こうした中、計画最終年の令和6年には、目標には至らなかったものの、観光消費額が過去最高となりまして、また、日本人延べ宿泊者数につきましては全国的に非常に落ち込む中、伸び率が全国一位になるなど、新幹線開業に向けて準備してきた成果が着実に数字で表れたものと評価してございます。

続きまして、新幹線開業2年目の前半戦における観光入り込みの状況についてお答えを申し上げます。

開業2年目、前半5か月、3月から7月の状況でございますが、定期的に観測を行っております6か所の観光地の調査では、今ほど知事からもありましたけれども、国道158号が約4か月間通行止めになった一乗谷朝倉氏遺跡ですとか、駐車場の工事が始まりました東尋坊につきましては影響を受けておりますが、ほかの4か所はおおむね順調と認識をしております。

また、観光庁宿泊旅行統計の令和7年1月から6月までの速報値でございますが、開業年と比べまして、宿泊者数はほぼ同水準となっております。

宿泊者数の増減は新幹線金沢開業翌年、前年の石川県と同等程度でございますが、一方で御指摘の富山県のような減少は今のところ見られておりません。

おおむね順調に推移しておるものと認識してございます。

今後も開業効果が最大化、持続化するよう、県内の各観光地の入り込み状況などをよく注視しながら旅行者に選ばれる旅行商品の造成を支援するなど、さらなる誘客を図ってまいります。

議長／三宅君。

三宅議員／答弁ありがとうございます。

157の影響などはあるとはいえ、恐竜博物館は、昨対の103%ぐらい行っていったりとか奮闘しているという部分はあるものの、単純に一乗谷だったり東尋坊の駐車場の部分が、それだけの影響ではないなというのは、もう令和6年度の部分から下がり幅が出ておりましたので、やっぱりそれを見ると、今、75%ぐらい、昨対比、3月から1月に関してはそれぐらい下がっておりますので、やっぱりその事実をしっかり受け止めた上で、その2割、3割下がっている。

宿泊はいいとはいえ観光地、あるいは地域で下がっているという現状をしっかりと捉えて、むしろ2年目しっかりやるのであればそれに向けて対策を、また、知事、状況によっては考えたいとおっしゃっていただきましたので、ここからしっかり取り組んで回復に努めていきたいというふうに思いました。

続きまして、2つ目のテーマは、観光を取り巻く環境変化に向けての諸対応についてです。先月19日、小松空港に関して、全日空が羽田便を10月26回以降の冬ダイヤで、1日4往復から2往復に減便すると発表しました。

日本航空を合わせた便数は1日10往復から8往復になります。

福井県にとって、重要な関係空港での便数減便は、観光誘客への影響が心配です。

私自身、長年、旅行商品造成に携わってきた経験から、国内旅行者向けの募集型旅行商品の中で福井県を含むツアーをつくる際には、たとえ同じ現地の観光内容、例えばどこに泊まるとか、どんなご飯を食べるかですね。

そういうような同じ内容で組んだとしても、新幹線利用より飛行機利用のほうが1万円程度安くなる構造があるため、往々にして飛行機利用、特に小松空港利用が中心になるケースが多く、価格の優位性から新幹線よりも飛行機を選ぶ傾向が今も強く続いています。

これはあまり知られていない盲点なのです。

そこでお伺いします。

福井県として、小松空港の羽田便減便についてどのように受け止めているのかお伺いします。

また、県民の利便性や観光振興を含めた福井県にとっての小松空港の位置づけについて、御見解をお伺いいたします。

そして、石川県では、観光部局とは別に空港企画課という専任部署が予算を持ち、小松空港の活性化へ利用促進を担っています。

小松空港の国内線利用促進には今年度9060万円、国際線には7210万円に上る大型予算を投入しており、旅行商品造成支援やキャンペーン等を実施し集客力につなげています。

空港政策と観光政策を両輪で推進することが石川県の集客力の強さであり、旅行会社の評判も非常に高いです。

福井県による小松空港への関与については、小松空港協議会や国際線利用促進同盟会などへの回避予算や委員参加を通じた情報交換など一部連携事業はあるようですが、福井県側主体となって、例えば1000万を超えるような予算を伴う具体的な利用促進策を展開しているとは言い難く、現状では協議止まりの印象もございます。

しかし、石川県の重点課題である小松空港の利用促進に対して、本県が積極的に関わりを

行うことで、本県への誘客策の強化と同時に北陸新幹線敦賀以西の整備に関する議論における両県間の関係改善や融和にもつながるのではないかと考えます。

そこでお伺いします。

小松空港の利用促進に向け福井県として具体的にどのような施策を検討されているのかお伺いします。

例えば、小松空港の最大限の活用に向けた石川県との共同研究や施策調整をしていくことや、本県が利用促進のための予算を持ってはどうかと考えますが、中村副知事にご所見をお伺いします。

また、定期便の利用促進も重要なのですが、一方でチャーター便による集客促進策も有効です。

チャーター便とは、旅行会社が航空会社から機体全体、または一部を貸し切って運行する臨時便のことです。

例えば、これまでもFDA（フジドリームエアラインズ）が茨城空港とのチャーター便を活用したツアーが好評だった実績もあります。

チャーター便は時期を限定して実施できる臨時便のため、需要を一定期間に集中させることで効率的に集客につなげられる強みがあり、各地で活用の動きがあります。

国内線だけでなく国際線でも定期便に依存しない新たなターゲットからの誘客手段として、チャーター便の活用は大きな可能性があります。

実際、富山県は国内線も国際線もチャーター便の誘致に積極的に取り組んでいます。

イメージしていただくために、ちょっと例を挙げるんですけれども、例えば長崎空港とのチャーター便を考えるならば、長崎のお客様には冬に越前がにを食べに来るツアーとして、一方で福井のお客様には長崎ランタンフェスティバルへのツアーをしてを同時に実現できるという面白さがチャーター便活用の誘客策にはあります。

そこでお伺いします。

今後の小松空港を活用した福井県の誘客戦略について伺うとともに、誘客促進策として福井県主導による小松空港のチャーター便の誘致の検討についてご提案しますが、過去に県主導で誘致したチャーター便の実績の有無も含めてお答えください。

ちょっと話は変わって、先日、若狭エリアの観光を長年支えてきた大型観光施設、千鳥苑が自己破産を申請し、地域や業界に大きな衝撃が走りました。

かつての越前やべ清などに続く集客規模の大きい大型施設の閉鎖は観光経済や地域の集客力に深刻な影響を及ぼします。

2024年度や今年度の上半期においても観光施設の入込み状況には明暗があり、団体旅行、個人旅行の双方を頑張って受け入れている施設や観光地の中には入込み客の伸び悩みやコロナ前を下回るといった実績が見られます。

補助資料3を御覧ください。

入込み調査の数字では、例えば日本海さかな街、東尋坊、道の駅越前、蘇洞門、フィッシャーマンズワーフ、越前そばの里、丸岡城、一乗谷などが苦戦しております。

いずれも現場では団体依存を減らし、個人旅行へのシフトを図る努力や単なる集客増ではなく、消費額の増加を図る努力を続けているもの、大型ゆえのコスト構造もあり、物価人

件費の高騰、人手不足などの外部要員への対応や新たな投資、または事業転換に向けて単独では対応しきれないというのが実情です。

県では、今年度から新幹線開業後の課題解決に向けた投資応援事業により、開業前と比べて24年度売上等が低下した事業者向けに観光客の受け入れに係る課題解決につながる店舗改装等に対する新たな支援制度を創設していただいているようですが、10件想定中3件といった状況だったり、実際の観光事業者これらの施策が十分周知されていないようにも感じました。

県観光連盟等のネットワークも生かして、近年言われているプッシュ型で必要な相手に届けていくことをお願いするとともに、専門性が必要な分野のため観光部局や専門家を交えた伴走型の支援メニューの検討もお願い申し上げます。

そこでお伺いします。

旅行分野におけるインフラともいえる食事立ち寄り観光施設の経営基盤を維持するため、県による事業者の経営力の強化のための伴走支援や、新たな投資、または事業転換を後押しする支援が必要と考えますが、県の所見をお伺いします。

そして、2023年に、先ほど細川議員も指摘されておりましたが、福井県池田町と岐阜県揖斐川町を結ぶ冠山峠道路国道417号線が開通し、去年は板垣坂バイパスも整備されるなど、池田町周辺の道路交通環境は大きく変化しました。

私自身も9月5日に岐阜県恵那市への往復のために現地を走行して実感しましたが、開通の前と比べて交通量は明らかに増加し、実際、池田町から岐阜方面までの間に多くの県外車両とすれ違いました。

観光や、広域移動の利便性が向上する一方で、先月、私が開催した対話集会でも住民からは交通事故のリスクが高まっている、安全への不安が大きいといった切実な声が上がっています。

今年6月には、池田町内で12年ぶりとなる交通死亡事故が発生しました。

これまで1日100台未満だった通行量が開通後には急増し、国交省の昨年12月発表の調査によれば、昼間12時間当たり平日平均で598台、休日では1916台にも上っています。

そのため、生活道路との交差点では、スピード超過や通過車両との接触リスクが大きな課題です。

私も、今回走行して感じたのは、白線が薄い箇所が複数あるほか、道路標識や制限速度、動物注意などの標示が少なく、特に夜間の走行は非常に危険に感じます。

あとは、何に注意して走行していいのかというのが分からないなと思いながら走行していた印象を持っています。

市という交差点があるんですが、そこについては道路交流改良工事をする予定ということもありますけれども、住民の方からは複数箇所安全確保の必要性が指摘されています。そこでお伺いします。

冠山トンネルの開通前後における池田町内での交通事故件数の推移についてお伺いするとともに、交通事故の傾向や要因について、県としてどのように分析しているのかお伺いします。

また、冠山トンネル開通に際して、危険箇所や交差点等の安全対策についてどのような協

議を行い、これまでどのような対策を取ってきたのか、今後さらに交通量が増えることが見込まれる中で、道路標識の設置や速度制限などを含めた安全対策をどのように考えているのか、土木部、警察本部にそれぞれお伺いいたします。

議長／副知事中村君。

中村副知事／私からは、小松空港の利用促進に向けた県としての施策と、それから石川県との共同研究、施策調整、利用促進の予算を持つことに関してお答えをいたします。

小松空港の利用促進に向けまして、これまでも羽田、小松便の利用者に対しまして、県内の飲食店において利用できる食事券の配布、これは抽選なんですけれども、抽選配布を行っておりますし、県民向けの国際線利用PRなども実施をしているところでございます。

また、小松空港を活用して、これは県内へのインバウンド強化を図るため、小松空港は大切なツールであるわけでございます。

本県独自として、小松空港を活用した県内宿泊を伴う旅行商品に対する支援を行っております。

今年度でございますが、石川県と協働しまして香港の旅行博覧会への出展をいたしました。

また、羽田小松便を利用した誘客を進めるため、スペインの旅行会社を招待しまして県内の観光素材を売り込むというようなところでございます。

これからも小松空港を北陸新幹線とともに県民の移動の選択肢として、また、本県への観光誘客の手段として活用していくというのは、これは重要なことだと考えておりますので、石川県とともに今後の方策について協議をしてみたいと考えております。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは、小松空港の羽田便減便の受け止め、それから県民の利便性や観光振興も含めた小松空港の位置づけについてお答えいたします。

羽田便の減便は北陸新幹線との価格競争など、収支の悪化に伴う減便であると伺っておりますけれども、県民や本県の来訪者への利便性低下を招く恐れがあると考えております。

一方、減便予定の便と近い時間帯に発着をしております日本航空の便は維持される方針でございまして、利用者への影響は最小限に抑えられるのではないかと、また、新幹線と競合しない小松福岡間につきましては増便となることから、一定の利便性を確保いただいたものと受け止めております。

小松空港は本県にとりまして定期便を有する最も身近な空港でありまして、県民の移動の選択肢及び観光誘客の手段といたしまして大変重要なインフラでございます。

今後も便数の維持、充実に向けまして、各路線のPRでありますとか、本県への旅行商品の造成などによりまして、利用促進をはかっていきたいと考えております。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは、小松空港を活用した誘客戦略とチャーター便誘致の検討についてお答えを申し上げます。

県では小松空港を利用いたしました本県への旅行商品の造成の営業ですとか、実際にツアーを催行した旅行者への支援などを行いまして、空港を利用した誘客を図ってございます。小松空港を利用いたしましたチャーター便につきましては、本県主導で運行された事例は確認できませんでしたが、福井空港では、平成15年度から21年度までの7年間に、出雲、鹿児島、屋久島、種子島などの間で運行されております。

運行コストの関係で旅行商品としては成り立ちにくいことなどから、22年度以降は運行されておられません。

一昨年度、旅行会社への働きかけも行っておりますが、チャーター便への就航のためには、発地、着地、両方からの利用者を確保することが大きな課題となっております。

しかし、御指摘いただきましたとおり、他県では、新幹線や航空定期便がない地域からの誘客に有効となっている事例もあることから、大手旅行会社や空港会社等の意見も伺いながら、引き続き検討していきたいと考えてございます。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／食事・立寄観光施設の経営基盤を維持するための支援について申し上げます。

県では、売上や客数が落ち込んだ事業者を対象といたしまして、新幹線開業後の課題解決に向けた投資応援事業について、福井産業支援センターや各商工会議所、商工会、金融機関等を通じて幅広く案件を募集いたしまして、これまでにペット連れのお客様に対応できるスペースの整備ですとか、子どもの遊び場を併設する事業に支援をさせていただいております。

また、これとは別に前向きな投資を支援いたします収益力強化事業にも飲食、観光事業者の方から応募をいただいております。展示用の冷蔵ショーケースの導入ですとか、メニュー、看板の多言語対応など（？）、約90件に対して支援を行っておりますし、また、商工会議所や商工会等を通じまして、経営相談の対応ですとか伴走支援を行っているところでございます。

今後も食事・立寄観光施設を含めて、県内事業者の経営基盤強化や収益力の向上などにつきまして、商工、観光機関とも連携しながら、引き続き支援してまいりたいと考えております。

議長／土木部長平林君。

平林土木部長／私からは、冠山峠トンネル開通に際しての安全対策、それと、今後の安全対策についてお答えを申し上げます。

冠山峠トンネル開通までに池田町におきましては、持ち越しバイパスを供用し、国道417号におきましても案内標識、区画線などを整備するとともに、見通しをよくするための線

形改良、あと町と連携しました道路脇の伐採などの対策を実施したところでございます。冠山トンネル開通後も、シラワバイパス（?）、板垣坂バイパスが開通しまして、現在見通しの悪い池田町市交差点、それと、道路線形の悪い池田町松ケ谷におきましても改良を進めているところでございます。

また、国道417号における今年6月の交通死亡事故を受けまして、警察と協議し、当該箇所につきましては急カーブの注意喚起を行う看板、それと、減速マークの設置を行っているところでございます。

引き続き、警察と協議し、池田町内における道路の区画線、減速マークの標示、視線誘導看板の設置など状況を見ながら安全対策を行ってまいりたいと考えております。

議長／警察本部長増田君。

増田警察本部長／私からは、池田町内の交通事故件数等々、交通安全対策についてお答えいたします。

まず第一に、池田町内の交通事故件数の推移と、交通事故の傾向や要因についてであります。

冠山トンネルの開通前後に池田町内で発生した交通人身事故件数については、開通前の令和2年1月から令和5年11月までは2件であるところ、開通後の令和5年12月から本年7月末までは本年6月に発生した交通死亡事故を含め5件発生しており、増加傾向で推移しております。

開通前後における交通事故の傾向と要因については、件数が計7件と少数であるため明確に分析するところは難しいところではありますけれども、事故類型別では追突事故、時間帯別では10時台から12時台、曜日別では土曜日、日曜日に多く発生しているなどの傾向がありまして、要因としては、ほとんどが前方不注意などの漫然運転となっております。

続いて、冠山峠道路、池田町における交通安全対策についてであります。

冠山峠トンネルの開通に当たり、県土木池田町と交通安全対策に関する協議を行い、横断歩道や一時停止標示の塗り直しなどを実施しております。

また、事故実態に応じたパトロール、速度抑制のための見える見せる活動、道のオアシスでの広報啓発活動、交通指導取締りなどの交通安全対策を講じてきたところであります。県警察といたしましては、今後、速度規制をはじめとする交通安全対策について、交通事故の傾向や住民の方々の御意見を踏まえながら適切に判断していきたいと考えております。

議長／三宅君。

三宅議員／ありがとうございます。

幾つか複数にわたって今、投げてしまいましたので、時間が余ったら最後にまたお話をしたいと思います。

次のところに行きたいと思います。

3つ目のテーマは、学校の保護者対応を担う専門窓口の整備についてです。

依然として学校現場の大きな負担となっているのが保護者対応です。

勤務時間外の連絡や日常的な細かな連絡調整、特に感情的なやり取りへの対応などが重なり、教職員の長時間労働や精神的疲弊を招いています。

これは教員だけでなく、教育委員会にも影響していることだというふうにも聞きます。

こうした背景が離職、休職の一因になっているのが現状です。

補助資料4を御覧ください。

こうした課題に対し、奈良県天理市では、保護者対応専用の相談窓口、ほっとステーションを立ち上げました。

元校長や公認心理士などが保護者からの相談に一元的に対応し、学校現場と連携しながら課題解決を図るこの仕組みにより、教職員の負担軽減や教育の質の向上が報告されています。

とりわけ今年度に入って保護者対応を理由とする退職・休職がゼロとなったことは実効性の高さを示すものです。

福井県内においてもこうした先行事例に注目が集まり、市町議員の間では制度導入に向けて関心が高まっています。

弁護士や専門職の協力を得ながら体制整備に向けていろいろな検討を始めたいという声です。

私自身も今年小学校1年生の子どものことで保護者として学校に相談すべきか悩んだ経験があり、元校長や元教員への相談を経て安心や対応の糸口を得たことがあります。

こうした、誰かに相談できる、聞いてもらえる仕組みが保護者、教員双方の心理的負担を大きく減らし、結果的にそれぞれ当事者の課題解決につながると確信しています。

昨年6月定例会では、同会派の山岸議員が天理市の事例を紹介し、保護者対応専用窓口の導入を提案した際、藤丸教育長は効果を研究したいとの答弁をされました。

それから1年以上が経過し、天理市では保護者対応による教職員の退職・休職ゼロという成果も表れています。

具体的な制度整備に向けては県立高校における保護者対応については県が所管する立場として専用窓口の設置を含めた相談体制の構築を検討できるかと私は考えます。

また、小中学校については、市町が主体的に体制整備を進めようとする動きの可能性だったり、市町議員からも制度導入への期待が高まっています。

福祉分野の関係等も、比較的、その保護者の相談も多かったりすると思いますので、市町もそういう福祉との連携も大事なかなと思ってます。

こうした流れを後押しするためにも県による支援が必要であると考えています。

そこでお伺いします。

天理市の取組について研究した結果、どのような効果を認識されているのかお伺いします。

一定の効果があると認識されているのであれば、市町の体制整備を後押しするため、県による体制整備運営に係る経費支援や専門人材との連携体制の構築などの技術的、または人的支援を行うべきと考えますが、教育委員会の見解を伺います。

また、教育委員会として学校現場における教員の保護者対応に関する負担軽減に向けて、今後どのような施策を講じていくのかお伺いします。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私からは2点お答えをいたします。

学校の保護者対応を担う専門窓口の整備について、天理市の取組についての認識と県による（？）支援体制についてお答えを申し上げます。

本来、保護者と教員は、子どもの成長を支援する協力者という関係ですけども、ときに保護者からの要求が過剰な要求に変わり、その対応が教員の大きな負担となるケースもあると認識しています。

天理市の取組につきましては、保護者からの相談、要望等について専用の窓口を設けまして、学校や園のかわりに元校長や心理士などがチームで保護者対応を行うことによりまして、専門家の視点が生かされ、教職員の負担軽減につながったというふうに聞いてございます。

天理市の場合は、小中合わせて13校を対象として20名規模で運営をしていると伺っておりまして、この相談が集中することによって多くの人員が必要であることや、この制度を継続していくための担い手不足などの課題があると聞いておりまして、現時点におきましては県内市町から、こうした相談窓口の一元化について要望や相談は受けてございません。学校におきましては、保護者対応の相談窓口、こうしたもののあるなしにかかわらず、在籍する児童生徒のことを第一に考え、学びの保障や人間関係のトラブルを解決していくため、子どもの視点に立って最後までサポートしていく役割がございます。

子どもと学校の双方にとってどのような方法が最も適しているか、引き続き検討してまいります。

次に、学校現場における教員の保護者対応に対する負担軽減の方策についてお答えをいたします。

県では、スクールロイヤー制度を令和2年度から導入しておりまして、昨年度までの5年間に児童生徒同士のトラブルや保護者対応など、延べ58件の相談に対応しております。

学校からは相談に対して、スクールロイヤーからの法的な（？）アドバイスがあることにより、自信をもって対応ができたという声を聞いております。

また、新たな取組といたしまして、今年の5月に県の教育委員会としまして、PTAと連名で保護者や地域に対しまして、過度な特別対応等を要望しないことを求めるリーフレットを作成しまして、各学校で活用してもらうよう配布したところでございます。

さらに、過度な要求を繰り返す保護者に対して、管理職や教員が適切に対応する基本方針を示した保護者対応ガイドラインを、福井弁護士会の協力を得ながら作成したいと考えているところでございます。

引き続き、保護者対応に係る教員の負担軽減策について市町や関係機関と協議しながら、どのような方策が可能か検討してまいります。

議長／三宅君。

三宅議員／御答弁ありがとうございます。

確かに天理市の事例、今、国の実証実験で幾つか事例が選ばれて、その中で、それを実証実験という形で取り組みされているということで、ほかにいろんな、例えば重大案件に関して、ADRといいますか、スクールロイヤーとかとの連携した、より踏み込んだ内容は、三重県でしたっけ、そこでも何か取り組まれているということで、いろんな事例があると思うので、改めて、いろいろ検討をしていきたいなというふうに思うと同時に、この天理市の案件、20名で運用をしたということで人手がかかるということなんですけれども、よくよくホームページを見てみると、その福祉分野的なところが、その窓口を担っている。委託されつつ組み直しているのかなというふうにお見受けしたんですけれども、そういうことをすることで、わざわざそれだけで専用に人員をつくるというわけではなくて、福祉分野の箇所と連携することによって、人手が効率的にできるという部分だったり、あるいは、先ほども途中で申し上げましたけれども、こういった家庭だったり子供たちの問題というのは、学校現場だけでは片付かないことが多くて、その家庭的な背景の部分だったりサポートということで、根本的な解決だったり、あるいは保護者がヒートアップしているときの納得感とかにもつながっていくので、むしろそういう福祉分野に蓄積されてきている傾聴の姿勢だったり、いろんな、ありとあらゆる支援メニューというのが、それを総合力をもってして対応していけるというのがこの事例のすごい、いいところだというふうに私は思っております。

なので、いろんな声、市町から上がってきたら、ぜひそれをサポートしていただきたいなと思ひまして、私のお願いと、そして今回の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長／以上で、三宅君の質問は終了いたしました。
西本恵一君。

西本（恵一）議員／公明党の西本恵一でございます。

まず、熱中症対策についてお伺いいたします。

本県において、今年に入ってから熱中症警戒アラートが発表されたのが、7月に11回、8月は12回となり、観測開始以来、過去最高の暑さの日々となっております。

福井県内では昨年、労働中に熱中症を発症し、医療機関を受診した方は131人で、統計を取り始めた2019年以降、2番目の多さとなりました。

また、過去10年間で4日以上休業を余儀なくされるなどした死傷者は72人で、そのうち屋内での発生が33人と、5割弱を占めており、死者は22年と、24年でそれぞれ1名となっております。

なお、今年は5月から7月までの3か月間で、職場において熱中症になり、死亡、または4日以上休んだ方は、去年の同じ時期を2人上回り、合計4人となっております。

資料1は、全国の昨年度の発生グラフであります。

また、熱中症になりやすい業種として、外作業や温度の高い屋内での作業を行う仕事というイメージがあり、真っ先に建設業や運輸業が頭に浮かびますが、資料2に示すように、

製造業、警備業、清掃業など、様々な業種で発生をしております。

厚生労働省では、真夏日とされる30度が観測される前から、余裕を持って熱中症対策を講じる必要があると考え、2月28日に熱中症クールワークキャンペーンを発表し、4月を準備期間、5月から9月までを実施期間として、職場における熱中症対策の推進を図っております。

経営者、イベント主催者等の管理者や、学校長など、全ての人が熱中症対策に注意を払わなければならない、対策がもし徹底できていない場合には、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更を判断する必要性があります。

また、本年6月1日から労働安全衛生規則改正が施行され、事業者は最高暑さ指数であるWBGTが28度以上、または気温31度以上などの環境下で長時間作業を行う場合と、連続1時間以上、または1日4時間を超えて実施が見込まれる作業について、3点の義務化を行っております。

1点目は、熱中症の自覚症状がある作業者の発見に対し、報告体制を整備すること。

2点目は、熱中症の症状悪化を防ぐための必要な措置とその実施手順を定めること。

3点目に、作成した体制や手順を作業者に対して周知徹底することであります。

この熱中症対策の義務に違反した者や法人には、6か月以下の懲役または50万以下の罰金が課される可能性があります。

農林水産部、土木部の発注工事では、業者が酷暑の中での作業をする場合に、熱中症対策として職場環境に留意しなければならないことから、令和元年度より最高気温が30度以上の日または暑さ指数（WBGT）が25度以上の日は、熱中症対策の現場管理費の補正を行っております。

そこで、近年の年度ごとの申請実績や補正額合計を伺うとともに、6月の労働安全衛生規則改正を受けて、請負業者にどのような指導を行ったのか、それぞれお伺いをいたします。県や市町が主催するイベントでも、委託する業者に対して、警戒アラートが発生されることを前提に、熱中症対策を指導する必要性があり、涼むことができる休憩場所の確保や交代警備員の増員など、今まで以上に準備や実施に時間と費用がかかることを考慮して発注する必要性があります。

例えば、8月に行われました永平寺町の大灯籠流しでは、特別警戒アラートが発せられれば中止するとしておりましたが、もし中止した場合には、用意した費用を全額負担する予定であったそうであります。

また、会場にはエアコン付きのエアテントやエアコン付きプレハブ、休憩のためのテント、ミストファン、扇風機などを用意したそうではありますが、イベント開催には参加者とスタッフが涼む場所の確保も必要となっております。

県は昨年度、熱中症特別警戒アラートの運用開始に伴い、熱中症健康危機対応マニュアルを新たに整備するなど、対応強化をしております。

そこで、特別警戒アラート及び警戒アラートが発表されることを前提として、県のイベントを開催する際には、熱中症対策の環境整備や警備人員の増加などの対応を取る方針を全庁的に定めたり、市町に対しても、イベント開催時の熱中症対策の環境整備と費用負担を配慮することの通知を求めるべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私から、西本恵一議員の御質問にお答えいたします。

熱中症特別警戒アラート、警戒アラート発表時の熱中症対策の環境整備等の対応についてお答えいたします。

県や市町が主催するイベントにおいては、これまでも熱中症対策としてスタッフの休憩所の確保や、短時間で業務を交代できる余裕を持った人員の体制の確保など、環境整備を行っているところです。

また、中止した場合には、費用の全額負担やイベント保険の加入に係る費用などを負担するなど、費用負担への配慮も行われているところです。

今月には、この夏の熱中症警戒アラートへの対応等を振り返る、庁内関係課と市町による連絡会議のほうを開催する予定になっておりまして、その中で環境省の夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドラインを踏まえて、熱中症対策の環境整備と費用負担の配慮について改めて周知するとともに、全庁及び市町に通知し、熱中症対策のさらなる強化に努めてまいりたいと考えております。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／公共工事における熱中症対策についてお答えをいたします。

農林水産部の公共工事における過去3年間の熱中症対策の現場管理費の補正につきましては、令和4年度が1件で12万円、5年度が1件で23万円、6年度が2件で32万円となっております。

今年度につきましては、現時点で申請はございません。

請負業者への指導でございますが、土木部から行う業界団体への熱中症対策の通知のほか、安全衛生対策の推進につきまして、農林総合事務所などの工事監督職員を通じまして受注者を指導しております。

引き続き、労働者の安全な作業環境が確保されるよう、業界団体と連携しながら取り組んでまいります。

議長／土木部長平林君。

平林土木部長／私からは、公共工事における熱中症対策についてお答え申し上げます。

土木部における過去3年間の熱中症対策の現場管理費の補正は、令和4年度が11件で約183万円、令和5年度が25件で約896万円、令和6年度が20件で約874万円となっております。

なお、今年度は、現時点で18件、約220万円の申請を受けているところでございます。

また、国の熱中症警戒アラートが今年度は4月から運用が開始されることにあわせまして、業界団体に対し、休憩時間の確保を考慮した作業計画の策定や、定期的な水分、塩分の摂取など、熱中症対策を徹底するほか、熱中症警戒情報が県内で発表された際には、作業内

容に応じて工事の中止を検討するよう周知をしているところでございます。
引き続き、労働者の安全な作業環境が確保されるよう、業界団体と連携しながら取り組んでまいります。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／一点、再質問いたします。
今の土木部長にお伺いしたいと思うんですけど、この現場管理費の補正に至った理由ですね、もし分かるようでしたら教えていただけますか。
どのようなことで補正になったのか。

議長／土木部長平林君。

平林土木部長／具体的な内容までは、私、今把握していないんですが、熱中症対策、補正の場合、***25度以上になりますと申請できますので、申請主義で***いただいたと把握しております。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／また教えていただければと思います。
続いて、障がい者医療機関支援についてお伺いをいたします。
重症心身障がい者及びALS筋萎縮性硬化症など、神経・筋疾患の入院患者に対して気管切開、人工呼吸器管理、胃ろうなど、高度な医療ケアを行っている病院は、福井県内では嶺北であわら病院、嶺南では敦賀医療センターの2つの独立行政法人国立病院機構にあります。
そのうち、あわら病院では、重症心身障がい者90床、神経難病30床の患者を受け入れておりますが、障がい者医療を担う小児科医師や神経・筋領域を担う医師が不足をしており、継続的な診療体制の維持が困難な状況となっております。
また、人工呼吸器装着などの超重症児が多数在宅療養しており、家族の高齢化の進展により、医療型短期入所やレスパイト入院のニーズが高まっているため、小児科医や神経・筋領域を専門とする医師の育成が喫緊の課題として求められております。
愛媛大学では、医師育成に関して小児科研修プログラムに重症心身障がい医療を組み込む試みを行っておりますが、福井県においても、医師、看護師、リハビリ職などの養成過程における教育の一領域として、障がい者医療を必須とすることができないかお伺いするとともに、福井大学医学部に、そのための寄附講座を設置する支援ができないか、知事の所見をお伺いいたします。
県立病院では、患者に対する看護師体制は7対1の割合であります。
特に、NICUに入院するような障がい重い患者の場合には3対1が求められておりますが、あわら病院では10対1の看護体制で行っており、厳しい状況となっております。

この体制では、人工呼吸器装着症例や、特に3歳未満児の受入れが困難であり、現在は職員の努力で維持をしておりますが、看護師不足が深刻化しており、さらにリハビリ専門職、言語聴覚士の不足も問題となっております。

特に、看護師については、ハローワークなどの通常の募集では応募がないため、民間の斡旋業者を利用しておりますが、就職が決まれば紹介料を支払わなければならない、金銭的にも負担となっております。

そこで、政策医療である障がい者を対象とした医療を支えるため、看護師や専門職の不足に対して県が支援できないか、所見をお伺いいたします。

社会全体で障がい者に対する身体拘束の適正化、虐待防止、意思決定支援が重視をされております。

重症心身障がい者は意思表示が困難であるため、命に直結する判断に際して、医療同意が得られにくいケースが増えております。

また、患者の高齢化により親の死別、家族の疎遠化が進み、同意者不在の問題が顕在化をしております。

そこで、行政、福祉、法律、医療倫理の専門家を含めた継続的な協議の場を設け、重症心身障がい者や障がい児の人権を守る社会基盤を整えることを提案いたしますが、所見をお伺いいたします。

医療と生活支援が併存する障がい者病棟では、保険償還が困難で、かつ、患者に負担できない物品の使用が増加しており、物価高騰の影響も受け、現場では費用見直しが追いつかない事例が発生しており、経営を圧迫する要因となっております。

例えば、目線で意思を伝達する重度障がい者用意思伝達装置や、入浴サービスのときに使うカップも病院が負担しております。

独立採算制であるため、国からの補助もなく、切り詰めて病院運営を行っておりますが、限界に来ております。

患者負担にできない物品について、経済的な支援ができないか、所見をお伺いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私からは、医療職養成課程における障がい者医療の必修化及び大学部への寄附講座設置についてお答えを申し上げます。

御指摘いただきました障がい者医療、この分野につきましては、医学部でまず基礎を学びまして、それから専門研修におきまして実務を学ぶということになるわけですが、現実としまして、障がい者医療という、そういう専門医の分野がないということもございまして、なかなかその障がい者医療のほうに進んでいただく医師というのが多くないという状況にあるというふうに認識をいたしております。

県内におきましては、御指摘いただきましたあわら病院、それから敦賀医療センター、こういったところが中心になって、今こういった部分を担っていただいていると認識をいたしております。その医師不足に対応するという事で、病院からの要請を受けまして、県では福大とも相談をして、6名の今、派遣をさせていただいて、何とか医療体制を

確保しているという状況になっているのかというふうに思っているところでございます。また、看護、リハビリ職、こういった分野につきましては県内の大学、それから専門学校、こういったところで障がい福祉であったりとか、それから医療的ケア、こういった科目も設けられているところでございます。

こういった中で、医療的ケア児・者に対する支援センターのところで、現役の看護師に対して、こうした医療的ケアの実務を担えるようにということの研修を行わせていただいております。令和5年度から行って、毎年50名程度、今、養成を行っているという状況にございます。

今後につきましてですけれども、障がい者医療に関わる人材、これをどう確保していくのかということですので、まずは医師の派遣、こういったものをしっかりと継続をさせていただく。

その上で、看護師、リハビリ職を含めて、養成をこれからも続けていくということ。

さらには、福井大学の医学部ともよく御相談をさせていただきまして、例えば奨学金というやり方がいいのか、例示いただきました研修プログラム、こういった方法がいいのか、こういったことも含めて今後どうしていくのか、検討してまいりたいと考えているところでございます。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からは3点、お答え申し上げます。

まず1点目、看護師や専門職の不足について、県の支援についてお答えいたします。

県では看護師確保に向け、中高生への看護の魅力の発信、看護学生へのインターンシップなどによる新規就業促進、ナースセンターによる再就業支援、相談窓口により離職防止の対策を推進するなど、県内の看護師数はこうした取組により、人口は10万人当たり、全国で平均を20%上回っている状況でございます。

また、医療的ケア児・者支援センターにおいて、子どもの脳神経へのダメージの特性や、学校等における医療的ケアなど、学ぶ研修を実施しており、医療的ケアに対応できる看護師を138名育成しております。

リハビリ専門職については、今年5月に県理学療法士会が子ども障がい児・者支援推進委員会を新設していただき、県障がい児・者リハビリに関する研修会等を開催していただけているというふうに伺っております。

今後も、障がいのある方や必要なケアを受けられることができるように、大学や行政機関と連携しながら、看護師や専門職の確保、育成に努めてまいりたいと考えております。

続いて、重症心身障がい者や障がい児の人権を守る社会基盤の整備についてお答えいたします。

県では、障がいのある方をはじめ、高齢者や子ども、外国人など、様々な立場にある方の人権を守るため、行政、福祉、法律、医療関係の専門家で構成する人権施策推進審議会を設置し、協議を行っております。

特に、意思表示が困難な方の医療同意については、国のガイドラインにおいて、関係者や

医療、ケアチームなど、慎重な判断を行う必要があるとしております。

県では、福井県版エンディングノート、つぐみにより、本人が望む将来の医療とケアについて、本人、家族、医療、ケアチームが繰り返し話し合い、意思決定を支援するACP、アドバンスドケアプランニングを医師会の協力のもと、普及しているところがございます。今後も、障がいのある方の人権保護や支援を検討する地域の自立支援協議会等の議論を通し、専門家や支援者の声を聞きながら、意思決定支援について議論を深めてまいりたいと考えております。

続いて3点目でございますが、患者負担にできない物品への支援についてお答えいたします。

重症心身障がい者が生活するあわら病院や敦賀医療センターは、指定療養介護事業所の指定も合わせて受けておられます。

この医療機関で障がい福祉サービスを受けている方については、重度障がい者用意思伝達装置を使用する場合には、補装具として1割の負担で購入することが可能ということでございますので、こうした制度についての利用を周知してまいりたいと考えております。

また、入浴サービスのカップを初めとするサービスの提供に必要な消耗品については、物価高騰に伴う負担を患者に転嫁できない医療機関等の実態を踏まえ、これまでもさらなる報酬の改定や国による補助制度の創出、拡充などを求めてまいりましたが、早急に対策を講じるよう、引き続き国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／ありがとうございました。

それでは3点目、遊漁船安全設備導入支援についてお伺いいたします。

令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を踏まえ、人命を守り抜くために、資料3にあるように、法定無線設備、非常用位置等発信装置、救命いかだ、隔壁の水密化の設置が義務化をされました。

しかし、設置費用の負担が重く、小規模事業者の方が安全を担保しつつも、事業を継続することが困難になってきております。

そこで、福井県内の業者で安全設備義務化が適用される遊漁船はどれくらいあるのか、所見をお伺いするとともに、県はこの安全設備設置義務化に対してどのような対応を行っているのかお伺いいたします。

福井県内の小規模遊漁船業者からの御相談をいただきました。

その声は、水産庁が安全設備設置の補助事業を行っているものの、いかだを設置する場合に補助は最大75万円、それも2分の1補助であり、しかも補助選定が抽選となっているため、もし抽選に漏れた場合、全額個人負担となり、死活問題である。

また、いかだを設置することにより船のスペースがなくなり、定員を削減せざるを得なくなり、大きな収入減になるとのことでありました。

いかだをつけない場合には12月から5月に船を出せなくなり、さらに設備設置は3年ごとに点検が必要となるため、1回に30万円ほどの費用がかかるため、負担がさらに重くなる

とのことであります。

県は、今挙げた相談者の声を聞いたことがあるのでしょうか、お伺いいたします。

水産庁の補助事業の受付は7月に開始され、8月末に締め切られ、今月、交付決定がなされますが、国の支援策だけでは大きな負担となる小規模事業者を支援するには、県の支援が必要となります。

例えば、国の制度に上乗せ補助を行い、設備リース費用や維持費の助成を行うなどの支援や、救命いかだの地域共同保有を検討するなど、遊漁船業を地域観光資源、交流人口の基盤と位置づけ、地域経済の柱として公的に支援する枠組みづくりを提案をいたしますが、知事の所見をお伺いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、遊漁船業を支援する枠組みづくりについてお答えを申し上げます。

今、御指摘いただきましたけれども、地域の観光振興であるとか、また交流人口の拡大、こういった方向に沿っては、例えば釣りであったりとか、遊漁船業、こうした海洋レクリエーションというのは大変重要な要素の一つ、海業の一つだというふうに考えているところでございます。

県内で少し例を挙げさせていただきますと、例えば海釣りの体験施設でありますブルーパーク阿納ですね、こういったものであるとか、また、飲食とか物販が中心ですけれども、UMIKARA、高浜町のですね、こういった施設もあるわけですが、ただ、ここには漁業者は参加いただいておりますけれども、遊漁船業者さんは御参加いただけていない、こういう実情があるというふうに認識をいたしております。

ほかの県の例では、遊漁船の業者さんも一緒に漁業者さんとか、また、観光事業者さんと一緒にあって、こうした、例えば施設を運営するとか、もしくはこういう宿泊しませんかとか、こんなスポットがありますよとか、こういったことを一体で実施をしているような例もあるように伺っております。

ただ、県内ではそういった例がまだあまりありませんので、ぜひとも遊漁船の事業者さんにもこういうのにもまずは参加していただいて、一体で事業をやっていくということも一つあるのかなと思っております。

その上で、水産庁の補助金の件についてですけれども、これは規制を強化するという上では、やはり一つは補助制度ということも非常に重要だというふうに認識をいたしておりますので、これにつきましては、やはりまずは規模を大幅に拡大していただく必要があると思いますので、県としても水産庁に対して申し上げてまいりたいと考えているところでございます。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／安全設備義務化される遊漁船数と、義務化に対する県の対応についてお答えいたします。

福井県の沖合で遊漁船業を営むに当たりましては、利用者の安全確保に資することを目的とする、遊漁船業の適正化に関する法律に基づきまして、県に登録いただくこととなっております。9月1日現在で313の事業者が登録されております。

遊漁船業者への安全設備義務化の適用日は未定となっておりますが、速やかに対応できるよう、県では国交省や水産庁と協力しまして、6月から7月にかけて説明会を5回開催しております。義務化の内容とか法廷無線設備、非常用位置等発信装置、救命いかだ等の導入に対する水産庁の助成事業などにつきまして説明するとともに、安全対策の啓発と周知に努めているところでございます。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／私からも実は国会議員を通じまして、水産庁には、この件については話しもさせていただいておりますし、国土交通省にもお話をさせていただいております。今、抽選ということで、本当に漏れたら全額負担しなきゃいけない。

どれくらいの方が福井県内にいらっしゃるかわかりませんが、少なくとも今、私が声をいただいたのは嶺南のある遊漁船の業者の方からいただいております。継続して運用ができなくなる、そういったところまで追い詰められている、なかなか国は言うことを聞いてくれない、だから県の助成をお願いできないか、そのことが私の要望でございますので、一回よく声を聞いていただいて、どういう状況かしっかりと対応していただければと思いますので、要望とさせていただきます。

それでは4点目、就労継続支援A型事業支援についてお伺いいたします。

就労継続支援A型事業所が、昨年の報酬改定により経営が大変厳しくなり、幾つかの事業所が閉鎖になりました。

それで、昨年の9月議会でも、この同じ質問をさせていただきました。

答弁では、障がい者が自分らしく生きがいを持って働ける環境をつくり、事業所の受注拡大に向けてマッチングを行うフクショサイトや、商談会の開催を広く周知して支援していくというようなことでございました。

なお、このときに私のほうから、障がい者就労事業所への優先発注を増やすように求めておりましたけれども、昨年度、県において約325万円超を増やしていただきました。

合計1892万円の発注となりまして、過去5年間で最高額の発注額となりました。

改めて御礼を申し上げます。

ありがとうございました。

引き続き増額に向けてお願いしたいと思います。

さて、県内の最低賃金が毎年大幅に上昇する影響により、A型事業所の経営環境がさらに厳しくなっております。

一般企業であれば、生産性向上のための設備投資等を行うことで、国の業務改善助成金など、賃金上昇の補助が得られますが、福祉事業所では生産性向上を行うのは困難であり、自助努力に限界があります。

業界団体より、A型事業所の経営支援として、物価や最低賃金上昇に連動する県独自の補

助制度を求める声が上がっております。

そこで、障がい者の雇用維持や利用継続に向けて、賃上げに対して一定の補填を行っていただきたいと要望いたしますが、所見をお伺いいたします。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私のほうから、物価や最低賃金上昇に連動する県独自の補助制度の創設について、お答えいたします。

県としては特に、賃金上昇の影響を受けやすいA型事業所の持続的経営には、自助機会の拡大や生産性向上を支援することで、事業所の自立的な運営を後押ししていくことが重要であるという考えであります。

そこで県では、より高い収入の確保や、経営効率化に向け、高付加価値の商品の開発と販路の拡大、企業と福祉事業所のマッチング、農福連携を進めるほか、今年度、新たに生産性向上に関するワンストップの窓口の設置を行ったところでございます。

また、国に対して、報酬の見直しや賃金上昇につながる生産設備の導入、更新に係る恒久的な補助制度の創設なども要望しているところでございます。

今後も、A型事業所の経営状況を注視しつつ、障がい福祉事業所からの意見も踏まえながら、現状の県の支援の改善を検討しております。

また、全国が厳しい状況であることから、最低賃金上昇に対応した報酬の改定や支援制度の創設を改めて国に対して要望してまいりたいと考えております。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／10月から福井県も69円上がります。

去年もかなりの金額が上がりまして、この数年、もちろん雇用者にとってはありがたい話ですけれども、障がい者が就労される、いわゆる障がい者の方々にとっては、その支援者はなかなか厳しいというのが現状です。

これからも恐らく最低賃金、政府としては1500円に上げていこうということで目標も掲げておりますので、それだけやっぱり苦しめられる、そういった事業者もあるということで、ぜひとも支援をお願いしたいと思います。

最後に、野良猫引き取り数ゼロに向けての質問を行います。

先日、台東区の動物愛護施策について学ぶ機会がありました。

台東区は人口が23万人弱で、上野や浅草がある地域であります。

かつて商店街ではネズミ対策として猫の放し飼いや餌やりが慣習化しており、猫のまちとして地区もあるほどで、そのため、飼い主のいない猫が増加し、保健所に多くの苦情が寄せられるようになりました。

そこで、平成17年度から野良猫対策に着手したところ、平成27年度の子猫の引き取り件数がゼロになりました。

資料4にその成果を示しております。

資料5に福井県の野良猫に対する苦情、引き取り数、市町の不妊・去勢手術実績、ここには動物病院単独で手術した件数も含まれておりますけれども、この表から不妊・去勢手術が多くなれば野良猫が少なくなるのが分かります。

不妊・去勢手術を徹底することが野良猫を減らすことにつながりますが、そこで、野良猫対策に成功した台東区を取組をもとに、以下の3点を提案いたします。

まず、地域猫ボランティアの拡大育成です。

台東区では毎年、地域猫ボランティア講習会を開催し、ボランティアの発掘と育成に努めてきており、平成20年に50人だったボランティアが、令和5年度には10倍の500人となっております。

現在、福井県内には幾つかのボランティア団体や若干名の個人のボランティアさんがいらっしゃいますが、野良猫を抜本的に減少させるには不足をしております。

野良猫問題は多頭飼育問題でもあり、意識あるボランティアが多ければ多頭飼育者を発見する機会も増加いたします。

また、野良猫を発見すれば、ボランティアの力を借りて不妊・去勢手術を推進し、地域に戻したときに清掃や餌やりなどの協力体制を得ることも可能になります。

第3次福井県動物愛護推進計画でも、動物ボランティアを育成し、行政が行う動物愛護管理施策への協力を求めるものとしておりますが、本県も動物ボランティアを発掘し、育成する取組を強化し、ボランティアを大幅に増員することを求めますが、所見をお伺いいたします。

次に、地域猫活動の推進です。

野良猫を捕獲するT r a p、不妊・去勢手術（N e u t e r）を行い、耳先をカットしてから元の場所に戻すR e t u r n、清掃や餌やりの管理（M a n a g e）行うT N R + M活動のことです。

台東区では、野良猫問題の解決は地域猫活動であると言い切っておりますが、野良猫問題が発生した地域は行政だけに任せるのではなく、地域住民が主体であるとの意識が必要であり、そのために行政職員と動物ボランティアと一緒に地域説明会に出向き、T N R活動を推進することが効果的だとしております。

第3次福井県動物愛護推進計画では、地域における飼い主のいない猫の適正管理への支援として、当該地域の住民の一定の共通理解と活動に対する容認が前提となるため、当該活動の周知を徹底した上で、ルールに基づき実施する必要性があり、市町、自治会、関係団体等と意見交換を行い、当該飼い主のいない猫の適正管理を行うためのルール作り等を支援してまいりますとしております。

そこで、T N R + M活動推進への県のこれまでの取組をお伺いするとともに、動物ボランティアの協力を得ながら、地域猫活動の事例を積み上げ、推進することを求めますが、所見をお伺いいたします。

多頭飼育や飼育困難者の問題は、イコール高齢者問題でもあります。

その意味では、民生委員や介護支援専門員など、社会福祉部門との連携で早期発見、早期対応を行うことが鍵となります。

特に、福井市は中核市であるにもかかわらず、県に動物愛護活動を丸投げしておりますが、

自治会が一番近いのが基礎自治体ですので、しっかり取り組んでもらいたいところであり
ます。

そこで、市町の担当部局と多頭飼育困難者の情報や問題を共有し、具体的な行動を協議す
ることを求めますが、所見をお伺いいたします。

また、多頭飼育者に対して、第3次福井県動物愛護推進計画では、不妊手術への支援の仕
組みを検討するとありますが、現在の検討状況をお伺いいたします。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私から3点お答えいたします。

1点目、動物ボランティアの発掘と育成の取組強化によるボランティアの増員についてお
答えいたします。

県では、平成30年から動物ボランティアの登録を開始し、動物愛護センターの声かけによ
り、毎年70人余りを新たに登録し、現在総数は648名となっております。

動物ボランティアは預かりや見守りなど、8種類の活動内容別に登録しておりますが、そ
のうち野良猫の不妊・去勢手術に係る運搬、術後の見守り活動など、地域猫に関わる活動
の登録数は66名で、昨年度は22名の方が874回活動されました。

84頭の不妊・去勢手術、56頭の譲渡につながりました。

今後も地域での課題対応に向け、取組が充実できるよう、既にほかの活動内容で登録され
ているボランティアの方への声かけや研修等により、地域猫に関するボランティアの育成、
増員を図ってまいりたいと考えております。

次、2点目でございますが、地域猫の活動の推進についてでございますが、野良猫の問題
は安易な餌やりや、周囲に猫が増え、糞尿などの苦情につながる事が多く、県では、不
妊・去勢手術や屋外の指導を中心に行っております。

昨年度、136件の対応を行ってまいりました。

一方で、特定の飼い主がいない猫については、TNR＋Mの取組が有効であると考えてお
ります。

しかし、本県の課題ではございますが、野良猫問題を地域全体の問題として理解するとい
うところに理解が進まず、課題となっております。

このため、今後は市町や地域ボランティアと協力し、関心を示す地域において、ルールづ
くりの支援をしたり、モデル地区と位置づけて、他地域へ広げられるよう、さらに取り組
んでまいりたいと考えております。

続きまして、3点目でございますが、市町の福祉部門との連携及び多頭飼育者による猫の
不妊手術への支援についてでございます。

飼い主が高齢になり、飼育困難となった場合であっても、まずは飼い主が譲渡先を探して
もらうなどの取組が必要であります。認知症などの健康上の問題により困難となるケー
スもございます。

このような事案は、早期の対応が重要であるため、福祉関係者と連携したチェックシート
による高齢者のペット飼育状況の把握、施設入所等により飼育できなくなる場合に備えた

準備の周知を、今年の２月、動物愛護管理推進協議会のほうで協議いたしまして、周知に努めているところでございます。

また、猫の収容頭数や苦情を減らす対策としては、市町と連携して、飼い主のいない野良猫の不妊・去勢手術の助成は行っておりますが、多頭飼育に至った飼い主に対する手術費の支援については、市町の意見や、県外の既に行っている自治体の支援内容などを参考にしながら、その対象や飼い主の負担のあり方など、検討を進めてまいりたいと考えております。

議長／以上で、西本恵一君の質問は終了いたしました。
ここで、休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。
中西君。

中西議員／自民党福井県議会の中西昭雄でございます。

通告に従い、一般質問を始めたいと思います。

昼一から、どうもジェット機が上空を飛ぶようでありますので、それに負けないように大きい声で質問をしてまいりたいというふうに思います。

まず、自主財源の確保の在り方について質問をします。

本県の一般会計は、令和２年以降、新型コロナ対策や物価高騰の対応により5000億円を超える規模で推移しています。

今定例会に上程された９月補正予算においても、福井空港再整備やふくい健康の森大規模修繕といった新規案件や、先ほどの大和議員や細川議員がおっしゃったような地域の観光資源の活用に資するような施策、そして、今まさに意見交換をされている福井市のアリーナ構想の中で話題となっている県による30年間における使用料支出など、このような投資的な経費は県民生活の基盤整備やにぎわいづくりには不可欠である一方、将来的な財政負担を増大させ、持続的な財政コントロールをどう確保するかが課題となるのではないのでしょうか。

一方、国では、物価高騰対策や家計支援の観点から、消費税減税やガソリン税引下げといった議論が強まっています。

これらが実現すれば、地方消費税や地方揮発油税といった県の基幹財源が縮小し、歳入構造に影響を及ぼすことは避けられません。

国の制度変更リスクが現実味を帯びている中、国に依存型の財政から脱却し、県独自の自主財源を拡充していくことは、これまで以上に必要になってくるのではないのでしょうか。

そこで、昨年９月の代表質問に対する知事の答弁を振り返りました。

知事はまず、福井県の財政を長期的に安定させることが極めて重要であるという認識を示され、そのためには、投資的経費の負担を軽減する観点から、地方財政制度を有効に活用

することが基本であると強調されました。

具体的には同じ事業であっても、1、できる限り有利な国庫補助の導入をすることや、起債を発行する際には交付税措置のあるものや、使い勝手のよい制度を積極的に利用することが歳入の安定確保につながるとの考えを示されました。

また、2つ目として、企業誘致や産業振興による税収拡大、3番目として、グリーンボンドや債券運用による財源調達、4番目、行財政改革スクラップ・アンド・ビルドによる歳出削減、5番目、財政調整基金や県債残高の管理による財政規律の維持といった制度活用＋行革＋規律維持を基本方針として掲げられました（?）。

これらはいずれも財政運営上必要不可欠な政策であると認識しますが、一方で県独自の自主財源を積極的に創出するという観点は必ずしも十分に示されていないように感じました。そこで伺います。

国の制度改正に左右されない安定的な収入基盤を今後どのように確立し強化していくのか、さらには、人口減少や税収縮小が避けられない将来を見据え、自主財源比率をどの水準まで高め、持続可能な財政運営を実現するのか、県民に分かりやすい形で中長期的なビジョンを示すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、新しい資金調達手法と地域資源を活用した自主財源戦略について伺います。

まずは、ふるさと納税や企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングなど、基金型財源戦略があります。

他県事例では、例えば島根県海戸町では、未来競争基金としてふるさと納税を活用したプロジェクト型投資を行い、クラフトビール事業やマリンサービスなどの独創的な地域振興事業を実現しています。

また、観光資源を活用した収入源では、長野県白馬村がクラウドファンディング型寄付など、目的を明確とした寄付募集による地域貢献モデルに取り組んでおります。

先ほどの大和議員や細川議員が質問で紹介された、それぞれの地域の観光資源、これを活用し、それをそこから活用した目的収入ができるのではないかなというようなモデルですね。そういったことができないかということでもあります。

また、森林吸収量を活用したカーボンクレジット、そして、地域限定の森林環境税や温泉税、こういった地域特性に基づく目的税も検討に値するのではないのでしょうか。

さらには、恐竜博物館、そしてサンドーム福井といった県営施設を、入館料や使用料を加えてスポンサー収入や寄附、体験イベント、貸館収益などを組み合わせることで収益性を高める余地はあるのではないのでしょうか。

そのような活用事例が、他県事例では愛知県の愛知航空ミュージアムがあります。

展示と教育、観光ツアーを組み合わせ、県有財産の高付加価値施設として活用しています。

さらに大阪市の天王寺駅前にあるてんしばでは、公園の一部をPFI方式で整備し、商業施設と一体化させることで公共空間を収益化しています。

さらには、つい最近、関西電力が創設した信託基金は、初年度に200億円を拠出し、その運用は県や立地町が申請し、第三者機関の審議を経て寄附を実行する仕組みであり、透明性と公平性を担保した安定的な資金供給モデルとして注目されています（?）。

これらを踏まえ、本県として今後どのような資金調達のアイデアや構想を描き、自主財源

戦略に組み込んでいこうとしているのか、具体的なアイデア構想があれば教えてください。

議長／知事杉本君。

杉本知事／中西議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、持続可能な財政運営を実現するための安定収入の確保と自主財源比率の水準についてお答えを申し上げます。

議員の御指摘のとおり、自主財源の比率を上げていくということは大変重要であると認識をいたしております。

そういうことから、債券運用であるとか、ネーミングライツであるとか、また、核燃料税の拡充、こういったことにも日々努力をしているところでございまして、今後ともこういった方向性についてはさらに進めてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、財政健全化に向けましては、今、議員の御質問の中にもありましたけれども、私の答弁で過去にも申し上げておりますが、例えば、国の補助金をできるだけ活用していくとか、また、起債措置の中でも交付税措置率の高いもの、こういったものを選びながらやっていく、こういったことも重要だというふうに認識をいたしているところでございます。

県としては毎年当初予算に策定いたしますと、その後10年間を見通した長期の財政収支、こういった見通しも示させていただいております、この中で、例えば、県債残高、これは過去最高を超えないとか、また、県の財政調整基金、これも130億円を超えないとか、こうした指標をもちまして財政の健全化というのをしっかり維持しているところでございます。

この中には、自主財源比率というおのは入っておりませんが、これは事情としても、例えば税収については法人関係税を中心にして景気にもものすごく左右されて、県がコントロールがなかなかできないというところが非常に大きいので、なかなか指標としてその中に入れにくい、さらに言えば、税収が減れば交付税が増えるというようなこともありまして、25%分の影響だけを受ける、こういうようなところもありますので、今のところは入れていない。

こういうことではございますが、現状においては、結果において、昔は3割自治って教科書にも出てきましたけれども、現状は福井県の場合48%、自主財源がございまして、そういう意味ではかなり高まってきているというふうに認識をいたしております。

いずれにいたしましても、十分な財源、自主財源、こういったものを確保していくことは重要だと思っておりますので、今後とも企業誘致であるとか、また収益力を強化していく、さらには賃上げと経済成長の好循環、こういったものを導けるような施策を強化してまいりまして、財政の健全化、こういったものに努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、新しい資金調達と地域資源を生かした自主財源の戦略について

お答えを申し上げます。

本県では、昨年度のふるさと納税の寄付額が過去最高となっておりまして、議員御提案のプロジェクト型ふるさと納税、あるいはJクレジット制度についても積極的に取り組んでいるところでございます。

今後は、例えば県有地の売却、貸し付けに民間のノウハウを活用するなどの歳入確保策についても検討してまいりたいと考えております。

観光資源を生かした取組としましては、本県の強みである恐竜ブランドに着目いたしまして、恐竜コンテンツの民間活用の応援、ポケモンとのコラボレーション、さらには本年度県立大学恐竜学部建設にあわせました個人向けの県債、恐竜学部応援ボンドの発行などの施策を展開しているところでございます。

こうした地域資源を積極的に活用、発信することによりまして、恐竜博物館の入館者数が増え、そして、また、それが経済波及効果が生まれるというような形でさらに税収増につながる効果も期待できるところです。

今後とも、健全な財政運営を維持する観点から、様々な資金調達方法や地域資源を生かした財源確保策を積極的に取り入れていきたいと考えております。

議長／中西君。

中西議員／答弁ありがとうございます。

安定的な自主財源をつかまえるに当たって、やはり先ほど大和議員、そして細川議員などが言われた地域資源をどんどん活用していきましょと。

それはなぜかといいますと、自主財源の比率を上げるというのではなくて、そうすることによって地域が活性化し、そして交流人口、そして関係人口も増えていくという二次的な効果もあると。

それがやはり地方の県の考える一つの活路ではないかなというふうに思います。

東京都は、もう自主財源比率90%を超えているというところであります。

中堅都市、愛知県とか横浜市はだいたい60%、先ほど知事がおっしゃったように福井県は49%ということで、まずはやはり50%を超えることを目標にさせていただいて、将来には6割ぐらいを目指していただくようにぜひお願いをしたいと期待をしておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

では、続きまして、介護難民の現状認識ということで質問をさせていただきたいと思います。

高齢化が急速に進む中、介護を必要としながら施設に入所できず、自宅での介護を余儀なくされる介護難民という言葉が現実味を帯びてまいりました。

特別養護法人老人ホームの入所、待機が長期化する場合があるほか、これは私の母は1年待ちました。

訪問介護や通所介護といった在宅サービスの地域的な不足感、さらには介護人材の確保難など様々な問題が懸念されています。

そのために要介護者本人が安心して暮らせないだけでなく、その家族に過重な負担がのし

かかっていることはもはや看過できない状況であります。

介護を担う家族は日々の介助や生活支援に追われ、心身ともに疲弊しています。

いわゆる介護疲れは全国的にも大きな社会問題となっており、仕事を辞めて介護に専念せざるを得ない介護離職や生活困窮、家族関係の悪化にもつながる事例も報告されています。こうした事態を放置すれば家庭が崩壊するだけでなく、地域社会そのものも持続性をも脅かしかねません。

介護難民をなくす取組と並行して介護を担う家族の負担をどう軽減するのか介護疲れに（？）寄り添う支援をどう拡充していくかが重要であります。

家族への心理的、経済的支援、短期入所や在宅レスパイトなどの充実、相談体制の強化など、多角的な対策が求められます。

ここで申します。

これらの問題に対し、県は現状をどのように把握しているのか、介護サービスの利用状況や施設整備計画だけでなく、在宅で介護を担う家族への生活や就労への影響について県としての認識を伺います。

さらに近年では、在宅介護サービスそのものが縮小傾向にあることが懸念されます。

本来、国は可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるようにと在宅介護の推進を政策の柱として掲げています。

しかし、その一方で、現場では、人材不足や経営の採算性の低さを背景に、訪問介護や通所介護から撤退する事業者が増加し、十分なサービスが得られないという状況が広がっています。

まさに政策の方向性と現実の間に大きな乖離が生じています。

結果として、在宅介護を望んでも支援を受けられず、家族の負担が一層加重になる悪循環が生まれています。

県としてこのサービスの縮小の実態をどのように把握し、今後どのような対策を講じようとしているのか所見を伺います。

これらの現状を鑑みてみれば、従来の施設整備や在宅介護サービスの枠組みでは十分ではなく、暮らし方そのものに新しい発想を取り入れることが求められます。

例えば介護サービスを受ける高齢者とその家族がともに生活しながら、複数世帯で介護サービスを分かち合う家族同居型グループホームや共生型介護住宅といったその一つの可能性であります。

例えばそのものズバリではありませんが、石川県金沢市郊外で2014年にオープンしたShare金沢は、国が進める日本版CCRC（Continuing Care Retirement Community）、直訳すると継続的なケア付き高齢者コミュニティではありますが、そのモデルとして注目されており、約1万1000坪の敷地の中にサービス付き高齢者住宅、児童入所施設、学生向け住宅を配置しています。

さらには、学童保育、共同売店、天然温泉、レストラン、ライブハウス付きカフェバー、キッチンスタジオ、農園、アルパカ牧場、全天候型グラウンドやドッグラン、訪問介護や高齢者デイサービスなどを備え、施設外からも地域の人々が集う町となっています。

文字どおり地方創生の政策の一つである、健康なうちに移住し、介護が必要になっても移

転することなく継続的なケアを受けられる生涯活躍の場であり、地域の中で多世代と共生するまちづくりを目指しているものであります。

まさしくこうした仕組みが実現すれば、家族の負担軽減や高齢者本人の安心感の向上に加え、地域コミュニティの再生、さらには空き家対策にも資すると考えます。

県として、こうした新たな暮らしの提案について調査研究やモデル事業に取り組む考えはないのか所見を伺います。

また、このような取組を進めるには、住宅の在り方だけでなく、医療、介護、福祉の密接な連携体系が不可欠であります。

特に、地域包括支援センターや居住支援法人との連携、訪問介護、看護サービスや医療機関との共同を通じ、入居者や在宅高齢者の生活を切れ目なく支える仕組みをどう構築するのか、そして、何よりもこうした福祉政策は市町との緊密な連携が欠かせません。

国が方針を示すだけでなく、市町との情報を共有し、役割分担を明確にした上で地域の実情に即した施策展開を求めていることが求められます（?）。

人材不足やサービス縮小が進む中で、県としてどのように市町と連携し、持続可能な体制を築いていくのか所見を伺います。

最後に、総括として伺います。

本県はこれまで幸福度日本一と高く評価されておりますが、その評価を県民一人一人が日々の暮らしの中で実感できるかどうか最も重要であります。

介護を必要としながら行き場を失う介護難民を生まないこと、そして、介護を担う家族が介護疲れに追い込まれないように支えることは、県民生活の安心に直結し、幸福度を真に実感あるものとするための基盤であります。

福井県が幸福度日本一の理念を実現するものとするため、介護を必要とする高齢者とその家族をどのように支え、暮らしの安心をどのように守っていくのか伺います。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／では、私から5点お答えいたします。

まず1点目、在宅で介護をになう家族の生活や就労への影響についてお答えいたします。

県では令和2年から県独自の取組として3年ごとに介護者実態調査をしております、介護者の置かれた状況や負担軽減に対してどのようなサービスが必要かを把握して在宅の介護状況の把握をしているところです。

直近の令和5年の調査では、介護者の状況について、複数回答で最も多かったのは就労介護で40.4%、次いで、老老介護は25.3%となっております。

また、本県の介護離職の状況については、国が5年ごとに行っている調査を通じて把握しております、直近令和4年の報告では、介護離職したものは離職者全体の2.6%、平成29年と比べて0.9%増となっております。

県としては、こうした結果からも、介護や家族、高齢者が離職につながるケースもあると認識しており、介護者が孤立しないよう地域で支えていく体制づくり、介護離職防止に向けた取組を充実させ、介護者の負担軽減に取り組んでいく必要があると認識しております。

続いて、2点目、在宅介護サービスの縮小の実態把握と対策についてお答えいたします。
県では、毎月在宅サービスの状況を把握しておりまして、訪問介護は今年度5事業所の減、今年度は8月末で1事業所の減。

通所介護は、昨年度、今年度ともに1事業所の減。

訪問看護については、昨年度は3事業所の増、今年度は4事業所の増となっております、全体としてほぼ横ばいといった認識でございます。

また、在宅サービス事業所や介護支援専門員からは若い人材が入ってこない、人材の定着が難しい、また、経験年数が短いヘルパーにとって1人での業務は負担が大きすぎるといったお声を頂戴しております。

このため、県では、処遇改善等の国への働きかけや、介護ロボット、ICTの導入をして、職場の改善を図っていくとともに、今年度からは訪問介護事業所を対象に、ヘルパーの同行支援の掛かり増し経費等の助成を行っています。

今後とも現場のニーズをしっかりと聞きながら、支援を行ってまいりたいと思っております。

続きまして3点目、介護を受ける高齢者とその家族の新しい暮らし型についてでございます。

県では高齢者の地域の生活について、医療、介護、専門職との関わりのみならず、高齢者自らが地域とつながりながら社会活動を続け、介護が必要になったら支援を受けられる、自分らしく暮らし続けることができる、そういうことを支えていく、支え合いによる地域共生社会の実現を目指しております。

このため、高齢者が暮らしやすい地域づくりの中核を担う生活支援コーディネーターの育成や地域住民による高齢者の外出支援、また、見守り活動など、多様な主体による生活支援体制の充実を図っているところでございます。

現在、国においては中山間地域で高齢者が安心して暮らせるよう、介護施設等の一部を活用し、高齢者が施設業務を手伝い、必要になった段階で介護も受けられる高齢者向けシェアハウスを3年後に全国で100か所展開していくことを目指しております。

議員御提案の内容も含めまして、こうした新たな住まいの在り方について市町とともに検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、4点目でございます。

市町と連携した持続可能な体制の構築についてです。

高齢者介護政策の実行をするためには、市町の連携は不可欠でございます。

昨年策定した県介護保険事業支援計画では、市町等との意見交換を重ね、協働で取り組む施策を盛り込んでおります。

健康づくりの応援や生活支援体制の整備、フレイル対策、認知症対策などについても、市町の地域包括支援センターと一体となって取り組んでいるところでございます。

今年度は新たに、医療、介護の複合ニーズがある高齢者の増加に対応するため、県内6つの健康福祉センター圏域において、県、市町、医療、介護の関係者が集まり、地域の在宅医療や介護体制の課題や解決方法について、全県を挙げて協議を行っているところでございます。

今後とも、市町や地域包括支援センターからアンケートやヒアリングなど意見を聞く場を積極的に設け、地域の強みを生かし、地域包括システムのさらなる推進や住民ニーズに応じた介護サービスの提供の実現を図ってまいります。

最後になりますが、5点目です。

介護を必要とする高齢者とその家族の暮らしの安全について、お答えします。

介護の問題は一つの要因により引き起こされるものではなく、介護者の疾病や加齢、育児、経済状況、就労など、複数の生活上の問題が絡み合っており生じております。

そのため県では、令和2年度から独自に家族の介護の負担状況を可視化するため、介護負担アセスメントシートを作成して、一定以上のチェックがあった方には地域包括支援センターから市町の支援につなげる体制を構築いたしました。

この結果、昨年度は851件の相談対応を行って、必要な介護サービス、提供等の支援につなげることができました。

また、レスパイト入所の補助や家族介護向けの講演会、家族会によるピア・サポートの開催や今年度から新たに介護離職防止に向けて、雇用する企業のほうへ産業ケアマネジャーなどの専門家を派遣して、仕事と介護の両立支援を行うようにしております。

今後も介護を必要とする高齢者や家族の負担軽減を図り、暮らしの安心を実感できるよう、引き続き努めてまいります。

議長／中西君。

中西議員／御答弁ありがとうございます。

先ほどの質問の中で、介護離職が2.9%と、昨対比0.9%増だと。

こういう数字を見ると大したことないのかなというふうに思いますが、その比率で考えると3割増しということですね。

それに関すると非常に大きい数字であると、これがやっぱり実態であるということはよく捉まえて、最後の御回答の中で皆さんで協議をしながら、それに取り組んでいくということがありますので、それを期待しながら、その比率が少しでも減るようにぜひお願いしたいと思います。

そして、やはりそういう規制にとらわれない自由な発想で、先ほどのShare金沢のような事業に前向きな事業者さんもいらっしゃいます。

そういった方々を規制で抑えるのではなくて、より支援するような前向きな体制をやっぱり県としても取り組んでやっていただきたい、これは要望でありますので、それを念頭にぜひお願いをしたいというふうに思います。

これでこの質問を終わらせてもらいたいと思います。

では最後に、山林における地籍調査と森林管理経営法について質問をさせていただきます。まず、山林における地籍調査ですが、所有者不明森林や境界が曖昧であるという問題は、我が国の森林施業の円滑な推進を妨げる要因になっており、加えて災害発生時の迅速かつ適切な対応を困難にする一因となっております。

これらの問題解決のために地籍調査の確実な推進が不可欠であり、森林の所有関係及び協

会の明確化を図ることが急務であります。

しかしながら、現状を見ますと、全国における山林の地籍調査の進捗率は平均で約47%に達している一方、福井県にはおいて僅か0.4%にとどまっております。

全国的な水準と比較して著しく遅れていることは明白であります。

そこで伺います。

県はこの現状をどう認識しているのか、また、今後どのように進めるのか伺います。

一方、森林の境界を明確化する取組に関しては、近年、徳島県や愛知県などにおいて航空レーザ計測データを活用した森林境界測量図の作成といった先進的かつ実効性の高い事例が増えてきております。

これらの取組は従来の調査と比べて地形の把握制度を飛躍的に高めるとともに、境界確認作業の効率化を図る上で極めて有効であり、森林整備の促進に資する重要な技術的手法として高く評価されるものと考えます。

そこで伺います。

こうした技術を検討して取り入れるべきと思いますが、その所見を伺います。

次に、森林経営管理法であります。

森林経営管理法は、平成30年に制定され、平成31年4月に施行されました。

所有者不明森林や管理放棄地が増える中で、市町が森林所有者から経営管理を受託し、林業経営に適した森林は林業経営者につなぎ、経営に適さない森林は市町が自ら管理を行うという仕組みを整えました。

いわば森林の受皿を公的に用意し、森林の放置を防ぎ、循環利用につなげることを目的とした制度であります。

しかし、施行から6年が計画する中で課題も明らかになりました。

市町の職員不足による森林所有者の把握や意向を確認する調査において事務負担が大きく、森林経営管理制度を十分に活用できていないところから、今回の法改正が行われたと認識しております。

この改定の柱は2つであります。

第1に施業の集約を進めるための新たな仕組み、地域経営管理集約化構想の作成というものでありますが、それを創設し、ここに県が関与できるようになったこと。

そして第2に、森林経営管理制度に係る市町村の事務負担の軽減のため、所有者の同意要件の緩和や、森林経営管理支援法人制度の創設が措置されたところであります。

この集約化構想こそ、今回の改正の目玉であります。

地域ごとに一定のまとまりを設定し、所有者移行や業界の整理をした上で、施業を計画的に進める仕組みであります。

従来のように、個々の所有者と個別調整を行う方式に比べ、構想を作成することで、集約化のスピードと効率化を格段に高め、低コストで持続可能な施業を可能にします。

まさしく、稼げる林業の基盤となる新しい枠組みであると考えます。

そこで伺います。

県はこの集約化構想をどのように位置づけ、施策を進めていくのか伺います。

さらに、森林整備の一層の推進のための集約化を図るためには、その基盤となるという森

林所有者の移行を的確に把握することが不可欠であります。

今後の施策の効果的な展開を図る上でも、所有者に対する意向調査を重点的かつ計画的に実施する必要があると考えます。

そこで、県では意向調査を行うに当たり、市町への支援をどのように行うのか伺います。私の6月の一般質問では、林業従事所有者の年間所得を100万以上増やすにはどのような政策を進めていくのかと伺いました。

そのときの御答弁で、低コスト化と需要の創出をうたわれ、特に森林施業の低コスト化については、ふくい型林業経営モデルの推進を図り、林業適地において主伐式を集約し、効率化を進めていきますと、こういう見解を出されました。

この方針にもあるように、森林施業におけるコストの低減を図るためには、いずれにせよ施業地の集約化が極めて重要であります。

さらには、その森林の施業化を一層推進するに当たっては、経営管理制度の活用が極めて有効であると考えます。

そこで伺います。

県が推進するふくい型林業経営モデルにおける主伐・再造林の効率化に向けた施業地の集約化に際し、森林経営管理制度をどのように活用し得ると考えておられるか、所見を伺います。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／5点お答えします。

初めに、山林の地籍調査の現状と今後の進め方についてでございます。

本県の山林の地籍調査につきましては、多大な労力と多額な費用がかかること、また、土地所有者の高齢化や所在不明な土地があることなどが要因となり、事業主体である市町の取組が進まず、進捗率が低い状況でございます。

一方で、森林整備に当たりましては、流木の所有者を明確にすることによりまして主伐や間伐などを推進できることから、県ではGPSを用いた簡易な手法による明確化を進めており、現在、民間の人工林8万6000ヘクタールの約4割に当たる3万4000ヘクタールまで進捗しております。

さらに、航空レーザー計測で得られた地形データなどを活用しまして、森林境界推測図を作成するなど、DX化を進めております。

今後は、境界の明確化によって得られた測量データの活用や、専門のアドバイザー派遣などによりまして、地籍調査に要する労力や費用の軽減を図りながら、市町の積極的な取組を促していきたいと考えております。

2点目でございますが、森林の境界確認作業を効率化する新しい技術の導入についてでございます。

県では、航空レーザー計測を使いまして、森林資源情報や詳細な地形データのデジタル化を進めておりまして、令和5年度から森林クラウドシステムを導入しまして、デジタル化した計測成果を市町や林業事業体などと共有しております。

福井市におきましては、クラウドシステムを活用しまして森林の境界明確化を実施しており、尾根や谷といった地形データと構図などを重ね合わせまして森林境界推測図を作成し、机上で境界確認と合意形成を行うことによりまして、現地における調査や立会いを省略するなど、省力化を図っているところでございます。

こうした知見やノウハウを他の市町や林業事業体にも提供しまして、県内全域に普及していくことで、境界確認作業のさらなる効率化と森林整備の円滑化につなげてまいります。

3点目でございますが、集約化構想の位置づけと施策の進め方についてでございます。

集約化構想は、地域の資源をどのように管理、活用していくのかについて、市町や森林所有者、林業事業者など関係者が協議して策定する森林経営の将来像を描く構想でありまして、まとまった面積の森林を計画的に整備することを可能とする新たな仕組みでございます。

改正後の森林経営管理法が今後施行されまして、特に林業に適した森林での集積・集約化を迅速に進められるようになり、施業の効率化や森林資源の循環利用が進むものと期待をしております。

今後、法改正に関する政省令の交付などが予定されておりますので、県としましても、国の動向を見ながら、集約化構想の策定に関与していくとともに、経営管理支援法人の育成なども含めまして、市町の負担軽減につながるサポートを行ってまいります。

4点目ですが、市町が行う経営管理制度に基づく意向調査に対する支援につきましてお答えいたします。

平成31年4月の制度開始以降、県では毎年、市町、森林組合、地域林政アドバイザーなどで構成する、県内5職における地域協議会におきまして、効率的な意向調査の手順などの助言を行うとともに、林野庁の担当課を招いた先進事例の研修などを行っております。

また、森林経営管理制度では、意向調査の結果、所有者が市町による森林管理を希望する場合、市町が経営管理の方針などを定める集積計画を作成する必要がございますが、相続登記がなされていない森林につきましては、法定相続人を確定し、全員の同意を得なければならないなど事務負担が大変大きく、計画作成は難しい状況でございます。

このため、経営に適した森林につきましては、集積計画を作成せずに林業事業体へ間伐などの施業をあっせんするなど、市町の事務負担軽減を図り、迅速に森林整備を進められる方法を提案しているところでございます。

今後も円滑な意向調査が実施できるよう市町を支援してまいります。

最後、5点目でございますが、ふくい型林業経営モデルにおける森林経営管理制度の活用についてでございます。

主伐、再造林を効率的に行うためには、施業地の集約化が不可欠でございます。

県では、ふくい型林業経営モデルを推進していくため、林業事業体が選定した地区における施業地の集約化を支援しておりまして、今年度までに32の地区が選定されております、林業事業体が施業地を集約するに当たりましては森林所有者の同意が必要でございますので、施業委託を希望する森林所有者を事前に把握できる森林経営管理制度に基づく意向調査の活用は、集約作業の迅速化や効率化につながるものと考えております。

県としましては、森林経営管理制度の主体である市町と連携しまして、意向調査の結果を

活用しながら集約化を進め、ふくい型林業経営モデルを推進してまいります。

議長／中西君。

中西議員／御答弁ありがとうございました。

9月5日の日本経済新聞の記事で、米生産者の大規模化というのが記事に載っておりまして、なんとその進捗率が一番大きいのが福井県だそうです。

100ヘクタールを超える生産者が増えているという状況であります。

その背景にあるのは、やはり土地区画整理事業であると、それがベースになっているのではないかと思います。

まさしくこの森林というのは、今まさに土地価格整理事業のようなものがようやく始まってきたという感じではないかなと私は感じています。

そのためには、やはり意向調査とか経営管理制度、この制度をしっかりと推進していくことが、ひいては福井型林業の推進に資するものだと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

議長／以上で、中西君の質問は終了いたしました。

北川君。

北川議員／民主・みらいの北川でございます。

通告に従って、4項目について質問と提言をさせていただきます。

まず1点目です。

「ふくい共生社会実現プラン」の現状と課題について伺います。

福井県では、障害者基本法の規定に基づく都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画として、福井県障がい者福祉計画を作成しています。

名称を、ふくい共生社会実現プランとし、その具体的な計画として、第7次福井県障がい者福祉計画が策定されています。

基本理念として、全ての県民が個性や人格を尊重し、支え合いながら安心して暮らし、一人一人が輝ける共生社会の実現を掲げ、その基本理念に基づき、4つの基本目標のもと、総合的に施策を進めています。

県障がい福祉課は、毎年、共生社会推進タウンミーティングを県内4会場で開催し、障がい者や支援者、障がい者団体の声を吸い上げ、次の施策に生かしていこうとしています。

中には、取組に時間がかかるものはあるとしても、その姿勢には敬意を払います。

私も先日、パレア若狭で開催された嶺南会場でのタウンミーティングに参加させていただきました。

今回の意見の中で印象的だったのは、身体障がいの女性の方の言葉でした。

それは、スマホに事前に入力したデジタル音声で語られたもので、職場の中で障がいを理解してもらえず、辛い思いをして、結果的に退職せざるを得なかったという言葉でした。

障害者差別解消法が制定されて12年、職場での差別解消や合理的配慮が当然のものとして浸透しているはずの社会が、いまだに障がいを持った方にとって精神的に厳しいものであり、生活しづらいものであることに大きな憤りを感じました。

計画の基本目標2の冒頭に示された現状と課題では、障がいのある人の職業的自立のためには、就職に関する相談や職業能力の開発、就職活動、就職後の定着など、それぞれの状況に応じて関係機関と協力して総合的支援を行うことが重要でと示し、法定雇用率が段階的に引き上げられることにも触れ、より一層の障がい者雇用の推進が大切であると記されています。

障がいのある方が自立していくために安定した就労は大変重要です。

ただ、障がい福祉課が努力しても、労働社会にアプローチすることは難しいだけに、産業労働部からのアプローチが不可欠であることは間違いありません。

従業員が一定数以上の事業主に対しては、障がい者の法定雇用率を定めた障がい者雇用促進法もあります。

そこで、障がい者の就労・雇用の現状について伺います。

まず、県内企業における法定障がい者雇用率の達成状況について伺うとともに、職場の合理的配慮について、県から事業者に対しての啓発の手立てを伺います。

安定した就労の場を確保していくために自らが行動していくことは大切ですが、障がいのある方にとってかなり厳しい、難しい部分があるのは容易に想像できます。

もしも、職場において障がいを持った方がその改善を訴えようとした場合、どこに、どのように進言すればよいのか、その手立てについて、県はどのように企業側、または障がい者の方に周知しているのか伺います。

重要なのは、障がい者差別解消法が社会全体に集中されていくことであり、常にその視点を持っていくことだと考えます。

本県の障がい者差別の解消に向けて、ふくい共生社会実現プランの具現化に対しての知事の思いを伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／北川議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からは、障がい者差別の解消に向けた、ふくい共生社会実現プランの具現化についてお答えを申し上げます。

県におきましては、ふくい共生社会実現プランに基づきまして、障がい者の皆さんの社会参加と、それから差別の解消に向けて、日々努力をしているところでございます。

御紹介もいただきましたけれども、これまでそういった皆様方からの意見を聞く場といたしまして、共生社会条例を制定いたしました平成30年度以降、県下4地域で合計27回、タウンミーティングを実施させていただきまして、1400名の方に御参加をいただいているところでございます。

こういう中で、私自身もまた、例えば強度行動障がい者の受入施設の皆さんであるとか、また、障がい者の皆さんからも直接お話を伺わせていただく機会もつくらせていただいて

いるところでございます。

これを受けまして、例えば民間の施設でもたくさん人が集まる場所のバリアフリー化、こういったものに対する補助制度であるとか、または重度障がい者を受け入れる、そういうために施設を改修しなければいけない、こういうときの補助制度なんかもつくらせていただいているところでございます。

また、今年度からは、強度行動障がい者を受け入れる施設、ここでの働き手といいますか、この人材育成、こういったことも始めさせていただいておりますし、また、医療的ケア者、こういったもののグループホームの整備にも着手をいたしているところでございます。今後とも、その障がい者の御本人であるとか、またはこれを支えていただいているような方、こういった方々のお話を丁寧に聞かせていただきながら、また企業とか、さらには御家族、地域の住民の皆さん、こういった方々の御協力もいただきながら、誰もが自分らしくいきいきと生きられる共生社会の実現に、さらに力を入れてまいりたいと考えているところでございます。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは2点、お答えをさせていただきます。

まず、県内企業の障がい者法定雇用率の達成状況と、職場での合理的配慮に関する事業者への啓発について申し上げます。

国が令和6年12月に発表いたしました障がい者雇用状況によりますと、本県の民間企業での障がい者の実雇用率は2.61%と、全国13位となっておりまして、法定雇用率を上回っており、法定雇用率を達成している企業の割合も全国15位となります56.7%となっております。

合理的配慮について、県はこれまでも事業者に対しまして、ダイバーシティ経営セミナーでございますとか、出前講座等により周知しておりますほか、障がい者等雇用促進支援員が企業を訪問した際には、被雇用者の障がい特性に応じた職場での合理的配慮について、個別に助言をさせていただいているところでございます。

さらに今年度からは、求めのあった県内企業などに対しまして、障がい者の雇用に関する専門家が伴走支援を行っておりまして、今後も職場での合理的配慮につきまして、企業の理解を深めてまいりたいと考えております。

次に、障がい者の職場環境改善の進言先と、企業への周知方法について申し上げます。

障がいのある方が職場環境の改善を訴える場合、国と県の両方で労働相談や合理的配慮等に関する相談窓口を設けておりますが、ワンストップの観点から、まずは県の労働政策課に電話や面談等で御相談いただければと考えております。

相談先の周知につきましては、県は、今までも労働局など、関係機関と連携いたしまして、障がい者ワークフェアや障がい者雇用推進セミナー等の際にリーフレットを配布するほか、ホームページ等でも周知を行っているところでございます。

今後も、障がいのある方が安心して働くために、様々な機会を通じて相談先についての周知を図ってまいります。

議長／北川君。

北川議員／障がいを持った方が働く、大変なことだと思います。

少なくとも、自分の仕事に胸を張って臨んでいけるような、そういう社会であってほしいなど、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

次に、特別支援教育について。

特に、肢体不自由特別支援学級の設置について伺います。

これまで多くの議員が障がい者支援の課題を取り上げ、それが具体的な施策となっています。

特に、同じ福井県に生まれ育つ中で、生まれた地域や住んでいる場所によっていろいろな支援を受けられない。

そのために家族の生活に大きな支障が出てくるとするならば、県としてそれを改善することは重要です。

そのような中で今回取り上げたいのは、肢体不自由のある児童生徒に対する支援と教育についてです。

肢体不自由とは、体の動きに関する器官が病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態を言います。

肢体不自由のある子どもたちの教育の場としては、特別支援学校、通常の学級、特別支援学級、通級による指導があり、それぞれの障がいの程度によって選択できるものとしています。

ただ、特別支援学校においては、障がいの状態や特性及び心身の発達の段階の多様な子どもたちが、可能な限り自らの力で学校生活を送ることができるよう、様々なトイレを設けたり、廊下や階段に手すりを設けたり、車椅子がすれ違うことができるように廊下を広くしたり、なだらかなスロープやエレベーターを設置したり、車椅子のまま乗降できるスクールバスを備えたりするなど、施設、設備にも様々な配慮がされていますが、他の教育の場においては、それが整えられていないことも少なくないのが現状です。

将来の自立した生活、社会参加などを考えて、通常学級や特別支援学級での生活を希望する保護者も少なくありません。

ただ、その場合の大きなハードルは、学校内の施設、設備での配慮です。

そのニーズは、教室移動が多くなる中学校ではさらに大きなものとなります。

まずお聞きします。

本県の肢体不自由特別支援学級の設置の状況を伺うとともに、これに対しての認識と、今後の方向性を伺います。

さらに、日常の活動に何らかの制約のある肢体不自由の児童生徒が、通常学級を中心に学校生活を送る場合には、階段の乗降機やトイレといった特別支援学校に類した施設、設備が必要不可欠です。

その体制づくりはどこが責任を持って行っていくように周知されているのか伺います。

また、国立特別支援教育総合研究所の調査によると、肢体不自由特別支援学級の担任を務

める教員のうちの9割が、肢体不自由教育に携わった年数が5年未満である一方、研修機会を得られているのは6割であることが報道されています。

また、担任の約7割は特別支援学校教諭免許状を持っていなかったとのことでもあります。全国的に見ても、このように肢体不自由特別支援学級における指導体制には改善すべき点が見受けられます。

そこで、本県の特別支援教育の現状、特に肢体不自由特別支援学級の現状認識と、今後の姿勢を伺います。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、肢体不自由児教育について3点お答えを申し上げます。

まず、肢体不自由特別支援学級の設置状況と今後の方向性についてお答えいたします。

本県の肢体不自由児教育については、各地区の特別支援学校に専門的な教育課程を用意いたしまして、姿勢の保持や基本的な動作、移動能力の向上など、個に応じた支援を行っております。

今月現在で、特別支援学校6校に義務教育段階においては80名の児童生徒が学んでおられます。

また、地元の小中学校に通う肢体不自由のある児童生徒の数ですけれども、今月現在で16名在籍をしておられます。

本人であるとか、保護者の希望を尊重して、この16名の方はそれぞれ通常の学級か、または既に設置されている類似的教育課程を持っている自閉症、情緒障害の特別学級に在籍しておりまして、地域の友達と関わりながら学校生活を送っております。

いずれの児童生徒も個別の指導計画を立てて、それぞれの障がいに応じた学びを保障しております。

本県では、肢体不自由特別支援学級というのは現在設置しておりませんが、現時点では今申し上げたとおり16名、それぞれ学校に1人しかおられないということでございまして、もし仮に支援学級を設置しますと1人学級になってしまうということで、地域の学校に通うメリットが薄ってしまうということから、現時点では設置をしていないという状況でございます。

次に、肢体不自由の児童生徒が通常学級を中心に学校生活を送る場合の体制づくりについてお答えいたします。

肢体不自由など、障がいのある児童生徒の適切な就学にあたりましては、本人の状態や教育的ニーズ、本人、保護者の希望、また、教育や医療、心理等、専門的見地からの意見等を踏まえまして、総合的な観点から、市町が就学先を決定しております。

肢体不自由のある児童生徒が地元の小中学校に就学する際には、本人の障がいの状況に応じまして、昇降機の設置をしたりすとか、トイレの整備等を行っております。

県では市町からの教育相談の求めに応じまして、特別支援学校のノウハウを生かして、肢体不自由のある子どもたちが使いやすい机ですとか、手洗い場の蛇口の形状ですとか、また、導尿が必要な際の個別トイレの設置など、施設や設備面でのアドバイスをさせていた

だいております。

次に、肢体不自由児の指導体制の現状認識、今後の姿勢についてお答えを申し上げます。
県では毎年度、特別支援学校教員免許を取得するための免許法認定講習を開催しております。
そして、教員の専門性と免許保有率の向上に努めております。

本県の特別支援学校を担当する教員の、同教員免許の保有率は61.1%となっております、
今ほど7割の方が持っておられない、つまり全国では3割程度の保有率という御紹介があり
ましたけれども、全国平均を大きく上回っているところでございます。

また、肢体不自由児が在籍している地元の小中学校の教員に対する支援といたしまして、
県立の特別支援学校の教員が学習補助具の活用の仕方ですとか、まひがあっても使える学
習アプリの紹介などを行わせていただいております。

そのほか、対象校への巡回相談もさせていただいております、歩行練習や効果的なスト
レッチなどの自立活動の内容についてもアドバイスをさせていただいております。

さらに、教員の資質向上を目的に、県では、今ほどお話しました免許法認定講習のほか、
特別支援教育センターにおける研修講座や、新任の特別支援学級の担任のための研修など
も実施しているところでございます。

こうした教員研修についても、引き続きしっかりと実施をし、指導体制の充実に努めてま
いります。

議長／北川君。

北川議員／肢体不自由であったとしても知的に遅れはない、そんな子どもたちがほとんど
です。

その子たちの中には、本当に思いがけない才能を持っている、そういう子どもたちがいる
のも耳にしています。

それだけに、一人一学級になるからといってその学級をつくらないという、それは成り立
たないと思います。

通常学級で生活するならば、その体制を作っていくというのが教育界の使命だと思います
ので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは3つ目に、不登校児童生徒支援におけるメタバースの運用について伺います。

不登校の小中学生の数は年々増え続け、2023年度の文科省調査によると、小中学生の不登
校児童生徒数は過去最多の34万6482名です。

各自治体では様々な形で支援を開始していますが、急増する不登校児童生徒の支援のリソ
ースもまだまだ不足しており、支援を受けられずに自分以外の誰かや、どこともつながら
ずに社会的に孤立してしまう子どもたちが増えていることも大きな課題となっています。
一方で、個性と多様性を尊重し、子どもたち一人一人に向き合った学びの場があっても良
いという風潮も社会的に醸成されてきています。

不登校児童生徒の増加は全国的に広がっており、本県も例外ではありません。

現在、中心的な対応として、校内サポートルームの設置が着実に進んでいく中で、数点に
ついて共通理解を確認しておく必要があります。

まず、不登校と言われている子どもたちにとって、教室に戻ることは、教室で授業を受けるようになることが最終目標ではないということです。

個別最適な学びがうたわれている今、個性を自認し、その個性を伸ばしていくことの大切さと価値を再確認する必要があるのです。

2つ目に、学校に登校できない、校門を通ることができないといった子どもたちに出会った体験は、ほとんどの教員が持っています。

その子たちにとっては、校内サポートルームへの参加そのものが大きなハードルだということです。

そのように急増する不登校児童生徒への対応が課題となる中、他県では教育委員会によるメタバース、つまり仮想空間を活用した支援が広がりつつあります。

資料1にあるように、不登校やひきこもり支援活動には、仮想空間に学校や教室など、安心できる居場所をつくり、自分の分身であるアバターで活動させるなどで、登校はできないけれども、誰かとつながり学びたい、そんな思いを抱える子どもたちを支援するのがねらいです。

今後、その存在感は大きくなっていくことは間違いありません。

先進事例として2点だけ示させていただきます。

さいたま市教委は、2023年11月から、メタバースを活用した不登校児童生徒支援を始めています。

オンライン上での学習や交流の場をつくり、誰一人取り残されない教育を目指しています。また、愛媛県、群馬県も同様とのことですが、その実践では、県が主導してメタバースを開設し、県内の各市が利用するという方式を取っているとのことで、大きな予算を握る自治体が主導するのは、小さな市町にとっては大いに助かるものであり、本県にとっても参考になるものと考えます。

伺います。

不登校児童生徒の増加は全国的に広がっており、現在の政策を進めつつ、今後の取組としてメタバースの導入を県が主体となって進めていくことを検討していくべきと考えます。

教育長の認識と今後の方向性について伺います。

また、ベネッセコーポレーション、岡山市ですけれども、10月に通学とオンラインによる中学生向けのフリースクールを開校する方向を示しています。

9月8日には入会受付を開始したとも聞いております。

コンセプトは家でも学べて基礎から身につく学びのサードプレイス。

ベネッセの通信教育などのノウハウを生かしたオンライン学習用コンテンツを用意し、小学校の内容まで遡って学習が可能となっています。

文科省がフリースクールなどの学習成果を出席と認める出席扱い制度にも対応し、全日制の高校への進学も視野に入れた指導を行う方向であるとのことです。

このように、今、不登校児童生徒への対応にオンラインやITの活用が不可欠となっている中で、その活用を生かし、体制を整えていくことが求められているのは間違いありません。

教育界をリードする本県においても、タブレットを活用した体制づくりやオンラインを生

かしたメタバースによるサードプレイス設置、不登校児童の支援に積極的に取り組んでいくべきと考えますが、今後の支援について教育長の認識を伺います。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、不登校支援について2点お答えいたします。

まず、不登校児童生徒支援のためのメタバース導入に対する認識と今後の方向性について、お答えをいたします。

さいたま市で行っておりますメタバース空間を活用した不登校支援では、指導主事に加えまして、心理士や福祉士などの専門職、また、大学のボランティアなど、30名程度の人員で学習支援の運営を行っております。

加えまして、このメタバースに誘導するための人員も必要と聞いております。

このようにメタバースの運営には多くの人材の確保が必要でありまして、人的または財政的な負担も課題かなというふうに考えております。

そもそも本県におきましては、もともと不登校の割合は全国一低いという中で、さらに学校に全く来ることができない児童生徒の割合は0.05%と非常に低いわけございまして、多くの不登校児童生徒は校内サポートルームですとか、または市町が設定している学校外の教育支援センターに通うことができております。

また、オンライン授業も可能でございますし、各市町によっては家庭学習のためのデジタルドリルを取り入れておりまして、家庭で学習できる環境も充実しております。

こうしたことから、現時点においては、メタバースの導入の必要性は低いと考えております。

次に、不登校児童性のための支援のためのタブレット等を活用した体制づくりについてお答えします。

これまでも各学校において教室で授業を受けることが困難な児童生徒への学習支援の一環といたしまして、タブレットを活用し、教室と家庭をオンラインでつないだ授業配信等の取組を実施しております。

また、このタブレットを持ち帰っていただいて、デジタルドリル等を活用した自宅での自主学習ができる環境整備も行っております。

また、心理面でのサポートですけれども、県が雇用するスクールカウンセラーにもタブレットを配備いたしまして、児童生徒が自宅にしながら教育相談を行えると、こういった環境も整えているところでございます。

御指摘のようにタブレットの活用は不登校サポートとして大変有効だと考えております。引き続き、デジタル教材の整備と普及を図りながら、在宅環境においても学習機会が安定的に確保されるよう環境の充実に努めてまいります。

議長／北川君。

北川議員／今ほどのお話の中で財政的な部分についても触れられていますけれども、本当

にそれだけの財源が必要なのか検証をお願いしたいなと思います。

ある市では、それに堪能な方が偶然その支援をやってきて、いろんな試算を立ててくださっているわけですが、それほど大きな財源は必要ないという話も伺っています。

少し前向きに低い、不登校、学校へ入れない子が少ないということですが、部活の展開、いろんなものを考えると、それがこの先どのように変化するのか、決して油断できない、楽観できないと思いますので、少しその方面からも手を加えていただきたいし、検討もいただきたいなと思います。

それでは次に、高校授業料無償化について伺います。

我が会派の代表質問の中で、高校授業料無償化による影響を取り上げ、これからの公立私立高校の在り方も含め、バランスの取れた定員確保を行っていくための手立てを伺いました。

それに対して教育長からは、学校施設の環境改善にも努め、これまで以上に選ばれる県立高校を目指し、魅力向上に尽力してまいりますという言葉をいただいているわけですが、その感覚以上に私たちが高校授業料無償化の影響に対して抱いている危機感は大きなものであることから、ここでも再度取り上げさせていただきます。

高校の授業料無償化は自民、公明、日本維新の会による三党合意によってなされたものがありますが、合意に盛り込まれた高校の授業料無償化については、教育現場から期待する声上がる一方で、懸念されるのは公立高校の志願者数の低下であります。

伺います。

公立高校の志願者の減少を不安視する声が多く聞かれる中で、今後の私立、公立のバランス、学校数や定員規模に対してどのような姿を描いているのか、教育長の認識を伺いたいと思います。

公教育を担っている公立・私立高校が維持されていくための大きな要素は、定員と財源の確保です。

まず、定員確保の面から眺めてみるとどうでしょう。

資料2を参照してください。

県内で令和6年度、2024年4月から2025年3月に生まれた子どもの数は、外国人などを含めて4436名です。

この子たちが中学3年になり、高校受験に臨むのが2040年です。

一方、今年度、令和7年度入学選抜時の公立私立高校の募集定員は、そこにあるように合わせて6589人です。

少子化が進む中、公立高校では地域の生徒数の減少によって学校存続の危機が叫ばれています。

私学が定員以上に多くの入学者を取ることが原因の一つであると指摘するのを耳にすることがありますが、資料1にあるように、私学では県外からの入学生を確保するなどの経営努力によって入学定員をカバーしており、県内生だけでは募集定員を下回っているのが現状です。

財政面からはどうでしょう。

授業料が無償となっても、私立高校では寄付金や施設費など別途費用がかかっており、自

らの財源確保によって学校経営を行っていかねばならない私学の努力には大きなものがあるのは確かです。

公立・私立の高校生一人当たり当てられる公費額はどのようになっているのでしょうか。伺います。

今後、どのような支援が必要になっているのか、必要なのかという判断材料とするためにも、公立・私立高校生1人当たりの教育費、公費額を伺います。

いずれにしても懸念されるのは、公立高校の志願者数の低下です。

先行して授業料の無償化を進めている大阪や東京では、既にそうした現象が出てきています。

特に、大阪府では定員割れする公立高校が相次いで無償化が要因の一つに指摘されています。

このような中で受験者数の推移で調整がされていくとはいえ、本県も現在の募集定員で2040年を迎えることは無理があるのは明らかです。

私立高校の本県の教育に果たしてきた役割、公立高校の存在意義と必要性を共通理解する中で、今後の高校教育の在り方を考えていく必要性を強く感じます。

伺います。

高校無償化による高校進学状況の変化についての認識を伺うとともに、今後の公立・私立高等学校のバランスの取れた存続体制に対して、課題を共有し、具体的な手立てを協議するタスクフォースの立ち上げが必要であると考えますが、教育長の考えを伺います。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／高校授業料無償化の影響について3点、お答えをいたします。

まず、今後の公立・私立高校のバランスについてお答えをいたします。

本県では国に先駆けまして、令和2年度から私立高校の授業料の無償化を拡充しております。

その結果、県立高校の志願倍率ですけれども、一時的に1.06から0.98に低下したわけですが、それ以降は1倍を超えて推移をしております。

都市部で起きているような極端な志願者減というのは起きていない状況でございまして、今回の拡充によってもその影響は限定的ではないかというふうに考えております。

一方で、県内の生徒数年々減少しているわけでございます。

県では毎年、県立高校の入学定員を決めるに当たりまして、地区ごとの生徒数の増減ですとか、または志望の状況、そして前年の欠員状況などを踏まえまして、適正な規模の入学定員になるよう、その設定に努めているところでございます。

私立高校におきましても、少人数教育やスポーツなど、特色のある学校経営に取り組んでおられまして、引き続き、それぞれの役割を踏まえまして、県立と私立のバランスにも留意しながら、子どもたちの学びの機会の確保に努めてまいります。

次に、公立私立の生徒1人当たりの教育費についてお答えをいたします。

令和5年度の地方教育費調査によりますと、本県の県立高校24校における生徒1人当たり

の教育費、これは公費の負担額ということでございますけれども、約135万円となっております。

また、私立6校ですけれども、試算を行いますと、公費負担額は約66万円となっております。

県立高校の公費負担額の主な内訳ですけれども、教職員の人件費、施設整備費、電気料金等の維持管理費となっております。

県立高校は、地域の拠点校として県内全域に設置をされております。

従いまして、小規模校においても教職員を一定数確保する必要がありますので、そうしたことも人件費にかかってくるということになります。

また、プロ人材高校におきましては、実習棟ですとか機械など、施設や設備の整備に多額の経費を要します。

こうしたことなどが私立高校に比べて経費がかかる要因と考えております。

なお、令和8年度には、国において私立学校における就学支援金の上限額の引上げが行われますので、この公費負担額の差は縮小する見込みと考えております。

次に、高校無償化による進学状況の変化とタスクフォースの立ち上げについてお答えをいたします。

先ほど答弁したとおり、本県については私立高校の無償化の影響は限定的ではあるというふうに考えておりますが、県内の子どもの数は今後も減少していく見込みでございます。

したがって、人口減少時代に対応した高校の在り方について検討していく必要があると考えております。

この中で県立高校の役割とか意義を改めて考えてみるわけですが、県立高校では、生徒一人一人に寄り添った多様な学びを提供しておりまして、SSH校を中心とした先進的な教育、また各地区、地域の拠点となる普通科高校、プロ人材高校における地域を支える人材を育成していること、定時制、通信制高校における学びの保障など、この県立高校の果たす役割には引き続き大きなものがあるというふうに考えております。

こうした意義を踏まえまして、県立高校のさらなる特色化や学校設備の改善にも努めるとともに、今後の県立、私立の役割分担などについても、必要に応じて意見交換をしていきたいと考えております。

議長／北川君。

北川議員／最後にお話しされたタスクフォースについてですけれども、御存じのように本県と同様に教育県として自負している富山県ですけれども、令和20年度には現在の3割以上も中学校の卒業予定者が減少する、その見込みを持ってそれを踏まえた上で、県立高校の再編を大々的に進めようということで、新時代、富山ハイスクール構想検討会議を立ち上げています。

要するに、他の県も同じ危機感を持って、まずは自分の県の中で、それをきちんとやっていこうと。

その姿勢を持っているわけですから、本県についてものんびりしているわけにはいかない、

着々と準備を進めていくべきだと考えます。

そして、今日はどちらかというと私学のほうからのアプローチをしたと思います。

次の機会には今度は公立のほうからのアプローチをしたいと思いますが、明らかに公費という面では、公立高校への一人当たりの額のほうが私学の一人当たりの額よりも数段大きいわけですね。

これは、実は国会でも取り上げられて、そのときの数値ではしぶしぶ局長が中等教育局長が口にしたのは、公立が一人当たり86万、私立は58万という金額でした。

いずれにしても公立のほうが多く予算を投入しているにもかかわらず、そういう声が上がってくることに對してもタスクフォースを含めて、いろいろこれから先の検討材料になっていくだろうと思っています。

今日は本当にいろんな点から質問させていただきました。

私の質問はこれで終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、北川君の質問は終了いたしました。

知事より、先ほどの中西議員の質問に対する答弁の一部について、訂正したい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

知事杉本君。

杉本知事／先ほどの中西議員に対する答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

財政調整基金につきまして130億円を超えないと申し上げましたが、130億円を確保でございますので、訂正をさせていただきます。

失礼いたしました。

議長／ここで、休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

南川君。

南川議員／自民党福井県議会の南川直人です。

今日は文化に関する質問もするんですが、こういう場では身だしなみが大事だという思いで、実は昨日、床屋へ行ったんですが、どなたも散髪したと気がついていただけないので、一抹の寂しさを感じながら教育への投資についてお聞きをしてみたいと思います。

教育への投資について、その思いは米百俵の故事にもあるように教育にお金を使わない国はいずれ衰退していくと思っているからであります。

お隣の中国では、2023年に教育経費支出が前年比5.3%の増加となっております。

一部報道では、教育費についてこの30年間で中国は24倍、韓国は5倍、日本は横ばい以下の状況であるとも言われています。

日本は経済成長が停滞していたということもありますが、大変残念であり、教育への投資は大切なことであると私は認識しております。

そういう思いで質問した令和5年6月定例会の一般質問において、文部科学省が実施する地方教育費調査の令和3年度の調査結果では、県内公立小学校、中学校、全日制高等学校における児童生徒一人当たりの教育費は、小学校が105万円で全国20位、中学校が116万円で27位、高等学校全日制が138万円で25位であり、全体で全国中位であるとの答弁があり、意外に低いんだなと思っていました。

また先日、子どもの学力の変化を見る国の経年変化分析調査2024年度が公表され、前回の2021年度より日本全体で全教科で成績が下がったということであり、深刻な状況であることが分かってまいりました。

識者はこのことについて、学校現場で徹底して教えることが減った、教えることが多い一方、教員に時間的余裕がない、また主体的、対話的で深い学びといった学び方が重視されずに定着の確認ができていない、学ぶ意欲の減退、勉強しなくても進学できるという意識の広がりなどを挙げています。

また、小学6年と中学3年を対象に本年度4月に実施した2025年度全国学力学習状況調査では、本県は平均正答率について全国平均を上回ったものの、国語、算数、数学では前回よりも低下している状況であり、文部科学省も読解力の低下、子どもたちの自宅での勉強時間の少なさ、学習への興味、関心の低さなどを指摘しています。

教育費について、令和5年度6月補正後の予算約962億円から令和7年度、今年度当初予算では約1017億円となっておりますけれども、児童生徒の一人当たりの教育への投資額はどうか改めて確認したいと思います。

そこでお伺いします。

令和3年度の地方教育費調査結果と比較し、本県の児童生徒一人当たりの教育費は全国でどの程度の水準に変化したのか、また、国全体では全教科で成績が下がったということですが、経年変化分析調査全国学力テストの結果について、本県の子どもの成績をどのように分析し、どのように受け止めているのかお伺いいたします。

また、全国的に公立小中学校で水泳の実技指導を取りやめる学校が増えています。

背景には、各学校ともプールが老朽化していることや指導教員の負担、水質の管理、このところの記録的猛暑の中での熱中症への警戒のためなどが理由として挙げられています。

実技指導を廃止して座学の授業に切り替える、そんな学校もあると聞きます。

実技指導は児童生徒の命を守るため、水難事故を防ぐためにも必要ではないかと感じており、座学に切り替えるのではなく、実技指導は可能な限り続けるべきだと思っております。

また、最近では学校のプールではなく学校外のプールを活用し、実技指導の時間を確保する学校も増加しているようであります。

そこでお伺いいたします。

暑過ぎる夏、全国的に水泳の実技指導を取りやめる動きがある中、県内小中学校の水泳の

実技指導をどのように進めていく方針なのか、また、学校のプールについて、水泳の授業以外にどのような活用策を検討しているのかお伺いいたします。

次に、県のふくいの森林・林業の未来を切り拓く基本計画の中で、持続可能で収益性の高い稼げる林業、地域を支える林業の実現を掲げています。

不確実な経済状況の中、必要な人材の確保と育成、また、林業従事者の所得増を政策の方向性として挙げています。

この目標達成の現実的な道筋として、将来を担う高校生の探究的な学びの中で、テーマとして林業を選び、積極的思考の中で問題点や解決策を見出していこうとする生徒の姿勢は重要であると考えます。

また、探求活動の大きな目的が地域のつながりという点からも必要なことであると思っています。

しかし、高校生にとって林業というものは身近なものとは言い難いため、探求の学びのテーマとしては選択肢に入りづらいのではないかと感じています。

若者が地域の産業に目を向け、一生の仕事としてくれることは大切なことであります。

そこでお伺いします。

県立高校において、生徒があまりなじみのない林業分野を探究学習のテーマの一つとして選択肢に入れるために、どのような工夫を行っているのかお伺いいたします。

次に、外国人留学生在籍状況調査によると、2024年5月時点で日本全体の留学生数は33万6708人で前年比20.6%増となり、世界的に外国人留学生が増加している中、日本でも外国人留学生の総数は過去最多となりました。

そのうち中国からの留学生は12万3485人です。

また、大学院では留学生は年々増加しており、例えば東京大学、大学院では、院生全体に占める留学生の割合が30%を超えています。

日本経済の牽引役となる大学生や大学院生が地域に残ることは、これからの日本経済のために大変必要なことであると考えており、外国人留学生についても例外ではなく、地域に残ることは重要だと考えます。

先日、産業常任委員会の視察で栃木県庁に伺った際、台湾出身の職員の方が在籍しており、観光分野において非常に活躍しているという話をお聞きしました。

外国人留学生も、このように地域で活躍してくれる人材であります。

外国人留学生に頼らなければならなくなっている国の状況は大変残念であり、また、不法滞在外国人が増えることは絶対駄目であると思っておりますけれども、日本で真面目に勉強、研究してくれた留学生を大事にすべきでもあると思っています。

そこでお伺いしますけれども、県内国公立、私立大学における大学生、大学院生の外国人留学生の人数はどのように推移しているのでしょうか。

また、外国人留学生の県内企業へのさらなる就職率引上げのため、マッチング機会の創出など、今後、具体的にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、大きな2番目、文化への投資についてお聞きします。

2024年4月、県民のウェルビーイングと地域の活力が相乗的に高まる好循環を創出する社会を実現するため、福井県文化振興プランが策定されました。

プランでは、誰もが文化芸術と触れ合い、自ら参加・創造し、心豊かに暮らす福井。
有形・無形の文化財、文化的歴史的景観の保存、継承、活用、また地域の文化を支える人材の確保などが挙げられています。

世界における文化に対する投資を見ると、日本国内の文化予算は諸外国に比べて著しく少なく、以前の調査になりますけれども、文化庁の令和2年度文化行政調査研究の諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書によると、日本の国民一人当たりの文化支出額は約900円で、フランスや韓国と比べ、大きく見劣りしている状況です。

福井県では一乗谷朝倉氏遺跡や福井城、丸岡城のお城や城址をはじめとして魅力ある歴史的景観があり、歴史が根づく地域と認識しています。

本県の歴史という文化を守り育てていくためにも弓道や薙刀、剣道など、歴史のあるスポーツを振興していくのも一つの手法ではないかと思っております。

他県では、霞ヶ城として本県の丸岡城とつながりのある福島県の二本松城が位置している二本松市では居合道が盛んであり、私の友人も居合を披露しておりました。

そういった文化も大事にしていく必要があると考えています。

そして、県民からは弓道場が少ないという声も聞こえてきます。

そこでお伺いいたしますけれども、お城など魅力ある歴史的な景観がある本県において、地域を盛り上げるため、弓道、薙刀、剣道などを地域の文化的なスポーツとして県民に根づくよう、学べる機会、場所をさらに創出するべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

また、弓道や薙刀、剣道などのスポーツは礼節なども重んじており、心身を鍛えることで人間性の形成にもつながることになるかと思います。

ところで道徳とは何か。

辞書を引きますと、社会生活を営む上で一人一人が守るべき行為の基準、自分の良心によって正しい行為を行い、悪を行わないこととあります。

しかし、このところの選挙でルールやマナーを完全無視し、他人を攻撃するこれまでの日本ではあまりあり得なかった大変残念な人たちも見受けられますが、文化の乏しい人であると言わざるを得ません。

文部科学省では、道徳教育において地域と共に学ぶことの重要性を説明しており、地域と共に歴史を学ぶことも道徳教育の一つであります。

そこで地域の歴史文化を語るとき、神社の行事などを含め、神話を学ぶことは日本人の文化を大切にすることの登竜門であると私は考えます。

ちなみに、海外映画のスターウォーズでは神話に学んでつくられています。

そこでお伺いいたしますけれども、地域の神話や伝承などを学ぶことで自分の文化のルーツを知ることができ、また神話などには様々な考えがあり、多様な価値観の尊重にもつながると思います。

県内の公立小中学校、高校において、神話など活用した道徳教育を推進してはどうでしょうか、所見をお伺いいたします。

次に、本年1月、福井市と熊本市が姉妹都市30周年を祝う交流として、両市の小学生が交流する事業が行われました。

松平春嶽公が熊本藩士の横井小楠を招いた御縁などによる事業であり、両市の小学生にとってもよい経験になったと思います。

また、丸岡城復興に多額の付をしてくれた荒田太吉氏の御子孫が住んでおる小樽市を訪ねた折には、小樽市の中島教育長から明治26年建てられた小樽倉庫の瓦は若狭の瓦であるという紹介もあり、子どもたちが文化交流できたらというお話もさせていただきました。小中学生が他県の児童生徒と交流することは、地域の子どもの数が減少している中、またこれからの社会に出ていくため、大変重要であると認識しています。

他県の児童生徒との交流をさらに進めてほしいと思っております。

そこでお伺いしますけれども、他地域の小中学生同士のインターネットを活用した地域の文化交流により、子どもたちの知識を深め、視野の拡大となると同時に、福井県が修学旅行や家族での旅行の目的地として選ばれることにも寄与すると考えるが、所見を伺います。次に大きな3番目ですけれども、中小企業の人材確保活用のための副業への支援についてお伺いします。

国は2018年、副業・兼業を企業も働く人も安心して行えるよう、副業・兼業の促進に関するガイドラインの作成、就業規則のモデルとなるモデル就業規則を改定し、副業・兼業に係る規定を新設しました。

このことが高度な専門知識、経験スキルを持つ企業外部のプロフェッショナル人材を活用することによる県内の地域産業の振興に寄与し、人材不足、人手不足に悩む中小企業に活路を見いだすきっかけとなっています。

報道などでは副業・兼業の外部プロ人材の活用が増加傾向にあると聞きますが、私が県内の中小企業の声を聞く限り、外部プロ人材の制度を知らない、自分の企業にあった人材がいないなど、受入れ側の中小企業に対する説明がまだまだ行き届いていないのが現状であります。

地域の産業を振興していくためにも、直接雇用ではない外部プロ人材を活用し、県内中小企業の経営課題解決や事業拡大を進めていくことが重要であります。

全県を挙げていくため市町商工団体と連携し、県が率先して主導していくべきと考えます。県では平成27年度にふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点というものを設置し、県内企業の外部プロ人材活用を進めているところかと思います。

ふくいプロフェッショナル人材総合拠点戦略拠点のこれまでの成果をどのように捉え、県内中小企業に外部プロ人材を活用してもらうため、今後、県は市町と連携し、どのような取組を強化するべきと考えているか、知事の所見をお伺いいたします。

以上、私の一般質問といたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／南川議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点のこれまでの成果と今後の取組の強化についてお答えを申し上げます。

ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点につきましては、御指摘のとおり、平成27年

度に開設をいたしておりますけれども、これまでに650名あまりの人材を登用いただいているというところでございまして、これは全国的に見ますと、数では21位ですが、人口当たりには直すと全国10位ということで、かなり積極的な活動をしているというところでございます。

新規事業の立ち上げであるとか、また販路の開拓であるとか、システムの開発であるとか、各企業の経営課題、こういったものの解決に力を尽くしていただいているというところでございます。

これまでは常勤雇用を中心にこういったことに力を入れておりましたけれども、最近は人手不足であるとか、それから人件費の高騰ということもありますので、高度人材をできるだけ短時間で効率的に安く集まっていただくということで、そういう意味では兼業・副業、こういったほうに県としてもシフトしていく必要があるということで、この拠点を活用しながら、また補助制度、セミナーなんかの実施もさせていただいているというところでございます。

中小零細企業に対して、この兼業・副業という方々を活用いただくということで、中小企業向けにいろんな経営指導を行っております商工団体であるとか、また金融機関、こういったところにも御指導をいただきながら成功事例を横展開するとか、また、補助制度を拡充していくようなことも今考えているところでございまして、県内の中小企業の経営課題を解決できる高度人材の確保、こういったものに今後とも力を入れてまいりたいと考えているところでございます。

そのほかにつきましては担当より御答弁を申し上げます。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは1点、武道を地域の文化的なスポーツとして県民に根づかせるための学べる機会や場所の創出についてお答えを申し上げます。

武道の普及は、各競技団体が主体となりまして体験会を開催するなど、競技人口を増やすとともに国民スポーツ大会にも出場するなど、競技力向上にもつなげていただいております。

また、県民スポーツ祭ですとか、スポカルFUKUIなどの県の事業におきまして、武道の体験ブースの設置や薙刀の演舞などを披露するなど、普及啓発に取り組んでいただいております。

さらに県が開催いたしております武道学園では、毎年延べ500人以上が弓道などを含めました武道を学び、親しんでおるところでございます。

なお、例示していただきましたお城など、地域の歴史や文化の魅力を、武道を通して高めようとする意欲がある競技団体ですとか、市町がございましたら、よく意見交換をしながら検討してまいりたいと、このように考えております。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは、外国人留学生の人数、それから県内企業の就職率の引上げについてお答えをさせていただきます。

県内大学、大学院の外国人留学生の数は、新型コロナの影響によりまして、令和元年度の389名から3年度には280名まで減少しましたが、令和4年度以降は増加傾向にございまして、今年度は368名となっております。

外国人留学生は既に日本の生活習慣を理解し、日本語も堪能でございますことから、県内企業の即戦力となることが期待されておりまして、留学生と企業の双方からマッチングできる機会を増やしてほしいとか、さらに深く業務や人を理解したいといった声を聞いております。

こうしたことから、県は企業と留学生を結ぶオンライン合同企業説明会に加えまして、新たに対面での合同企業説明会ですとか、留学生対象のインターンシップ、さらには先輩留学生との座談会の開催、留学生向けの就職相談窓口の設置といった施策の拡充を検討してまいりたいと考えております。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から5点。

まず、本県の教育費と児童生徒の学力についてお答えいたします。

令和5年度の地方教育費調査における本県公立学校の児童生徒一人当たりの経費は、小学校が128万円で全国7位、中学校が147万円で全国6位、高等学校全日制が135万円で全国21位となっております。全ての区分で令和3年度よりも順位が上昇しております。

また、令和6年度の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、全ての教科で3位以内となるなど、本県は全国トップクラスの学力を維持しております。

今年度の順位はまだ明らかになっておりませんが、毎年、問題の傾向、またレベルが異なるため、正答率だけで学力が下がったと一概に言い切ることは難しいと考えております。

本県の学力の高さは、各教科の興味、関心や記述力が高く、難しい問題に粘り強くと取り組むことができることが要因の一つと考えております。

引き続き、全ての児童生徒の確かな学力の育成に努めてまいります。

次に、水泳の実技指導の実施方針と授業以外の活用についてお答えします。

学習指導要領では、小中学校ともに水泳運動で指導すべき内容として、水の中での運動の特性や安全確保につながる運動等が示されております。

一方で、適切な水泳所の確保が困難な場合には、実技指導を取り扱わないことができるというふうにされていまして、実技指導の有無は市町や各学校が判断しております。

昨年度、県内の小学校は182校全てで実技指導が行われております。

中学校は70校中16校が実施している状況でございます。

県といたしましては、水泳の実技指導は、水の事故から身を守ることですとか、また、瞬発力や全身持久力の向上等の効果が見込まれるため、できるだけ実施することが望ましいと考えております。

また、授業以外の活用につきましては、福井市や永平寺町など6市町において夏期休業中に、児童に対しまして小学校のプール開放を行っていることを承知しております。

次に、県立高校において林業分野を探究学習のテーマの選択肢に入れるための工夫についてお答えします。

林業につきましては、専門的な学科を有する福井農林高校の環境工学科で学んでおりまして、1年次に間伐除伐の実習を、そして2年次からの環境緑化コースでは、林業や造園などの科目を通して、自然環境の保全、緑化に関する知識、技術を学習しております。

各学校の探究学習におきましても、例えば武生商工高校で木材の伐採から設計、デザインした木製品を製作いたしまして、新校舎に設置をしました。

また、羽水高校では、県内の木材の端材を減らすにはどうすればいいか、また、金津高校では、里山の減少によって市街地に野生動物が出没する課題といったテーマで林業に関連する探究活動に取り組んでおります。

そのほか、県内産業への理解を深めることを目的として実施しております県独自のオンライン科目で福井の産業というものがございすけれども、こちらで11月に坂井森林組合の方をお招きした授業を行うことになっています。

引き続き、林業を含む地域産業に目を向ける取組を進めてまいります。

次に、県内の公立小中学校、高校における神話等を活用した道德教育の推進についてお答えをいたします。

小学校1年生から6年生、道德科の授業では、善悪の判断、我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度など、様々な道德的価値について学んでおります。

例えば小学校4年生では、自分たちの地域の祭りや神事に着目し、これらが伝承されてきた意義、また、地域文化のルーツについて考えを深める授業が展開されております。

また、道德科の授業以外でも、児童生徒は社会や総合的な学習の時間を通して、地域の神社や伝統文化などのについても学んでおり、地域の文化の理解だけでなく、地域そのものを大切にしようとする道德性も同時に育てております。

今後も、道德科の授業をはじめ、地域の人材や資源を活用した学習活動をさらに充実させることを通しまして、児童生徒がふるさとの伝統や文化を知り、多様な価値観を尊重できる道德心を育ててまいりたいと考えております。

次に、他地域の小中学生同士のインターネットを活用した文化交流についてお答えいたします。

県内の各市町におきましては、11の市町が県外の24の市町と姉妹都市の提携を結んでおりまして、地域間交流を推進しております。

小中学校では、この提携関係を活用し、提携先の市町に所在する学校と交流が行われております。

例えば小浜市の内外海小学校では、奈良市の小学校とオンラインを活用して、児童が歴史や文化について発表し、また、両市の学校給食では郷土料理のレシピ交換を行っています。

また、福井市の宝永小学校とオンラインで交流した世田谷区の小学生が福井について学んだことをきっかけに恐竜博物館に来たとも聞いております。

他の市町でも同様に児童生徒がオンラインを活用し、互いの地域や学校に関する情報を発

表したり、意見交換を行ったりするなど、遠隔での交流を実施し、知見を広げております。今後とも、一人一台のタブレット端末を活用して、他地域との交流を充実させ、修学旅行や家族旅行先として選ばれることにつながればと考えております。

議長／南川君。

南川議員／ありがとうございました。

御答弁いただきました副業ですけれども、前の***でもちょっと話したんですけども、最低賃金もどんどん上がる中で、特に福井県内、資本金1000万円以下の企業が85%を占めるという中で、大変厳しい状況を今後迎えることになるだろうと思っています。

そういった中で、その直接小規模企業を支援するというか、そういうことじゃなくて、こういった少ない予算で大きな成長といいますか、そういった生産性を上げるというのには、この副業制度ってすごくマッチしているなと私は思っております。

先ほど知事もおっしゃったように、直接、東京なり、大阪なりにいるプロ人材がネットを通じて、直接福井へ来なくてもいろんなことを教えてくれる、してくれる、そういったのを今、地方といいますか、うちの地元の中でもやろうとしていますけども、これをやっばりもう一つ上に、福井県が中心となって各福井県内の市町、あるいは商工団体と連携して進めていってほしいと。

これから直接企業に支援するというよりも、そういった生産性を上げるためにいろんな支援をしていくべきであると思っております。

そういったことも一つお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、南川君の質問は終了いたしました。

三田村君。

三田村議員／皆さん、こんにちは。

民主・みらいの三田村輝士です。

ただいまから、原子力行政についての質問をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

まず、原子力発電所の新增設・リブレースに関する県の考え方をお伺いいたします。

関西電力は7月22日、美浜原発の次世代型原発への建替えに向け施設内外での地質調査を再開すると発表いたしました。

2011年の福島第一原発事故以降、国内で原発の建替えに向けた具体的な動きが表面化するのは初めてのことであります。

関電は、調査の結果のみをもって設置を判断するものではないと説明しておりますが、実際にはリブレースの可能性を探る調査であることに間違いはありません。

完成にはおおむね20年を要するとされており、本県においても極めて大きな影響を及ぼす動きであります。

本県では、昭和45年に敦賀発電所1号機が稼働して以来、15基の原発が立地し、原発銀座と呼ばれるに至りました。

しかし、この間にもんじゅのナトリウム漏えい事故や電力会社におけるデータの改ざん、書類不備など不祥事が繰り返されてきております。

さらに、未曾有の被害をもたらした福島第一原発事故から14年以上が経過した今も、依然として原子力緊急事態宣言が継続している状況にあります。

一方、原発の当初計画の段階から問題視されてきたのが使用済み燃料を含む高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみの後始末です。

当初からトイレなきマンションと揶揄されてきた課題は、半世紀以上を経過しても、今なお解決されてはおりません。

国は最終処分の方法を地層処分としておりますが、調査を受け入れたのは僅か3自治体に留まり、200を超える自治体への働きかけも実を結んでいません。

今年6月、共同通信社が行った都道府県知事アンケートでは、福島、島根、鹿児島など13名の知事が最終処分場の受入れや調査にどちらも反対と回答しており、杉本知事ほか34名の知事を含め、賛成と答えた知事はゼロとのことでありました。

最終処分地の選定に向けた概要調査の第2段階に進むには知事の同意が必須であるため、処分先の見通しが立たないまま原発を使用する矛盾が改めて明らかになっております。

現在、運転開始から50年を超える原発が稼働し、既に廃炉作業中の原発も7基を数えております。

最終処分の道筋が決まらない中でのリプレースに向けた調査に対して、県民からは新設どころではないとの声上がり、福島原発の教訓を無視した性急な姿勢だとの批判が広がっております。

物事を進めるにも、また、終わらせるにしても、しっかりと総括することが社会の常識であります。

以前にも、県として15基体制の総括を行ったと聞いておりますけれども、半世紀にわたる本県の原発政策を改めて総括する時期が来たと思います。

そこで伺います。

当初の建設から半世紀以上が経過し、過酷な福島第一原発の事故を経験した今、原発の新増設・リプレースは原点に立ち返り、100年の未来を見据えて再検討すべき重大な転換期であります。

県民の意見を広く集約し、将来世代が安心して暮らせる地域づくりなど、どう進めていくのか、本県の半世紀にわたる原発政策を総括する必要があると考えます。

知事の所見をお伺いいたします。

次に、関電による調査再開について、調査結果が建設可能との判断につながれば、原子力安全協定に基づく地元の事前了解が求められることになります。

これまで知事は、県議会での議論や立地町や原子力環境安全管理協議会、専門委員会の意見を踏まえ、最終的に知事の意見表明が地元の合意と見なされてきました。

しかし、新増設・リプレースは100年先の県民の暮らしに影響を及ぼす重大事であり、県民の意見を広く聞くために、県民投票を実施してはどうでしょうか。

県民の声を直接聞き、その結果を踏まえることで、原発新增設・リプレースに関し、知事は住民の声に基づく投票の結果を尊重して判断することができます。

しかし、県民投票を行わなければ、100年先の未来を見据え、県民の安全で安心な暮らしにつながる重い決断を知事の責任の下で決定することになります。

県民投票の実施の是非について、県の所見を伺いいたします。

さらに、今回の調査が進めば、建設の是非が具体的に問われる段階に至ります。

福島事故では、立地町以外の浪江町や飯館村も放射能によって汚染され、全域が避難区域となり、現在でも帰還困難区域が残っております。

事故の教訓を踏まえれば、立地自治体だけではなく、隣接、隣隣接自治体にも原子力安全協定を広げるべきであります。

新增設やリプレースを前提とした調査である以上、立地自治体と同等の安全協定を隣接、隣隣接自治体にも拡大することを検討すべきではないでしょうか。

県の所見をお伺いいたします。

これまで原発は大都市圏から離れた沿岸部に立地してきており、本県の若狭地域の原発で発電された電力の大部分は関西地域で消費されております。

電力の供給圏と受給圏が一致しない状況は、原発依存から抜け出せない立地地域にのみリスクが集中し、電力を利用する消費地は安全圏にいるという構図が続いてきているわけがあります。

このことが、半世紀たった今でも、原発による電力供給に対する理解が広がらない原因と考えます。

使用済み燃料の行き先も決まらないまま、県内ではほとんど使わない電気を関西圏に送り続ける矛盾を看過できません。

原発の新增設・リプレースは、データセンターなどデジタル半導体産業、自動車産業などで電力需要が増えることを想定しておりますけれども、あくまでも消費地の都合であり、供給地の地域のこと、本県の若狭地域のことは考えられておりません。

原発は、福井県にあるから福井県の問題ではなく、関西圏で消費されておりますので、関西圏の問題であります。

また、関電が調査再開を報告した際、副知事は、古いものより新しいほうが安全性が高いのが一般的と述べられました。

これは、一度建てたら新しいものへと置き換え続け、永続的に供給地として存続することを前提にしているかのように聞こえます。

私は今年の1月に、県の原子力環境安全管理協議会の会議におきまして、供給地がまた引き続き供給地になっていくことについての国民の理解が得られるのかとお聞きしましたところ、資源エネルギー庁の前田原子力立地政策室長は、決して立地地域に限定するという事ではないが、現状においては、建替えについては廃止を決定している事業者が有するサイト内とし、それ以外については検討していくという整理にしているとの答弁がありました。

当然のように受け入れていくのではなく、国全体のエネルギー政策であり、福井県はいつまでも供給地ではないと国や電力事業者に明確に示すべきではありませんか。

仮に、次世代型原発を導入するのであれば、電力消費地である関西圏に立地すべきと考えます。

関西地域に提案してはどうでしょうか。

県の所見をお伺いいたします。

最後に、電源三法交付金について伺います。

昭和49年に電源三法が法制化されて以降、本県及び立地市町に長年にわたって交付金が交付されてきました。

関電の革新軽水炉への建替えに向けた地質調査は事前了解の対象ではないとお聞きしましたけれども、実際に調査が実施されたとしますと、電源三法交付金の対象になるのでしょうか。

また、なるとすると、どのような内容のもので、交付金の額は幾らになるのか、お尋ねをいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／三田村議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からは、本県の原子力政策の総括についてお答えを申し上げます。

今回の自主的な現地調査、これにつきましては、関西電力は、後継機設置の可能性があるのか、ないのか、こういったことについて検討するために行うものということでございまして、この調査だけで後継機の設置を決めるものではない、判断するものではないと明言をいたしているところでございます。

そういう意味では社内での検討にとどまっているということでございまして、県が何か意見を申し上げる段階にはないというふうにお答えをしているところでございます。

そういう中で、福井県におきましては、これまで半世紀以上にわたりまして国の原子力政策に協力をする中で、常に安全神話はないという姿勢で、事業者や国の対応を厳しく監視をしてきているわけでございまして、そういうことで、原子力発電の安全の確保に努めてきているところでございます。

この間も様々な数多くの課題に直面したわけですが、その都度、県議会と丁寧な議論を行いまして、立地市町と共に、常に志を持ってそれを乗り越えてきたというところでございます。

今後ともこうした姿勢は変わるところがないわけでございまして、安全の確保、地域住民の理解と同意、そして地域の恒久的福祉の実現、こうした福井県の原子力行政三原則に基づきまして、安全を最優先といたしまして、原子力の様々な課題に一つ一つ対応してまいりたいと考えているところでございます。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私から3点、お答えいたします。

まず、新增設、リプレースに関する県民投票の実施についてお答えいたします。

これまで答弁申し上げておりますとおり、今回の自主的な現地調査について、関西電力は、後継機設置の可能性の有無を検討するために行うものであり、この調査の結果だけで後継機設置を判断するものではないとしており、県が何か意見を申し上げる段階にはないと考えております。

その上で、県としましては、二元代表制の下、県民の代表として各地域や様々な団体の声を聞かれている県議会の議論を伺うことが重要であり、県民投票による限られた選択肢で多様な県民の意見を集約することは難しいのではないかと認識しております。

原子力の様々な課題については、これまでも県議会や立地市町、関係団体、専門家等の様々な意見を聞き、慎重に対応しており、これからも丁寧に議論していきたいと考えております。

次に、立地自治体と同等の安全協定の隣接、隣々接自治体への拡大についてお答えいたします。

立地地域と電力事業者が提携している安全協定は、発電所が立地しているという事実に基づき、長い歴史の中で作り上げたものであり、双方がなすべきことを互いに定めてきております。

この協定は、これまで50年余りを経過する福井県の原子力安全行政の中で、市町も含めて様々な課題の解決や議会の協議を通じ、立地地域と電力事業者の相互の信頼と歴史の上に築き上げられているものであります。

周辺地域の安全協定のさらなる強化については、まずは周辺地域と電力事業者において検討されるべきと考えられており、その際は立地地域の意見を十分に聞くことが必要であると考えます。

次に、次世代型原子力発電所の関西地域への立地の提案についてお答えいたします。

原子力を含むエネルギー政策は、国が一義的に責任を持って方向性を定める重要な国策であり、福井県は、これまで半世紀以上にわたり立地市町と共に志を持ってこの国策に協力してきた立場であります。

新增設・リプレースについては、国は第7次エネルギー基本計画において、脱炭素電源としての原子力を活用していくため、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発、設置に取り組む方針を示しています。

こうした方針の下で、まずは国や事業者が具体的な考えを示す必要があると考えております。

なお、事業者との安全協定では発電所の新增設や重要な変更を行おうとする場合は、事前に県と立地市町の了解を得ることとされており、当然のように受け入れるというものではないと考えております。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からは、地質調査が実施された場合、電源三法交付金の対象となるのか、対象となる場合どのような内容、そして交付金の額は幾らかといったお尋ねに対しお答えいたします。

発電事業者が立地可能性調査に着手した場合は、制度上、その翌年度から電源三法交付金が追加的に公布され、原子力発電の場合、その額は県、町、合わせて年間1.4億円となっております。

議長／三田村君。

三田村議員／再質問は後ほど、まとめてさせていただきたいと思います。

次に、乾式貯蔵施設の事前了解について伺います。

関電は、8月25日に共創会議に基づく地域振興の新たな仕組みを県に報告しました。

その内容は、原発の稼働実績に応じて、今年度から当面の間、毎年50億円規模の資金を継続して拠出する仕組みです。

また、8月29日には、県内3原発全ての敷地内で計画する乾式貯蔵施設をめぐり、遅くとも2035年末までに県外の間接貯蔵施設に搬出する方針を示しております。

県はこれまで、乾式貯蔵施設の事前了解に向けて、具体的な搬出時期の考え方、ロードマップの実行状況、厳格な審査、立地地域の振興の4項目を確認するとしてきました。

関電の説明を受けて中村副知事は、最終的な事前了解の判断に向けた議論に入るとの考え方を示しております。

8月5日に六ヶ所再処理工場に関する規制委員会の審査会において、原子力規制庁の担当者は、日本原燃の準備不足や支援体制の弱さを指摘したと報道があり、とても順調に進んでいない、そんな印象を強く受けたところでございます。

補助資料を御覧いただきたいと思います。

今回示されたロードマップの実行状況は、六ヶ所再処理工場の竣工に向けた進捗状況であり、単なる工程表で、ロードマップの実効性と理解するには相当に無理があります。

御覧いただいた工程表ではそのように思います。

また、中間貯蔵施設への搬出時期を2035年末とする計画が示されましたけれども、肝腎の施設候補地は示されておりません。

少なくとも11月までの耐震設計などの説明完了が確実になされたとき及び中間貯蔵施設の候補地の明示など、目に見える形で示されない段階では議論に入るべきではないと考えます。

今の段階ではロードマップの実行状況は示されていないと考えております。

したがって、県が求めた4項目はそろっていないため、乾式貯蔵施設の事前了解に関する議論を始める時期ではないと考えます。

県の所見を伺います。

関電が示した使用済燃料対策ロードマップでは、本ロードマップの実効性を担保するため、今後、原則として使用済燃料の乾式貯蔵を増加させないとの記述があります。

これまで、ロードマップが実行できない場合の例外の範囲が曖昧なために、なし崩し的に保管容量が増えていくのではないかと不安視する声が多くあり、原則以外は何かについて、県議会でも多くの議論が行われてきたところであります。

関電の水田原子力事業本部長は、原則以外は、国内外の情勢変化とか自然災害と自社の事

由によらない事象によって搬出が滞って日本全体のエネルギー安定供給に貢献できなくなる可能性がある場合が例外で、六ヶ所再処理工場の遅延をもって例外とはしないと明言しております。

そこで伺います。

先日の知事の記者会見において例外に関する記述がありましたので、お尋ねいたします。知事は例外について原発がなければやっていけないという状況ができたときと述べております、報道されました。

だとしますと、例外の考え方は、原発がなくてはどうしても国として困るという状況を前提としており、搬出が滞る理由いかんによって認めたり認めなかったりするわけではないという解釈になるのでしょうか。

知事の所見をお尋ねいたします。

最後に、六ヶ所再処理工場の2026年度の竣工ができなくなり搬出が滞れば、2029年度にも関電の一部原発の貯蔵容量が満杯となります。

県内の原発の使用済燃料プールが満杯状態になって運転ができなくなった場合、国や関西地域が困るわけですが、この場合、例外として使用済燃料の貯蔵容量を増加させるのでしょうか。

乾式貯蔵施設に移して、空いたスペースを使うことに了承するのでしょうか、県の所見をお尋ねいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、使用済み燃料の貯蔵容量を増加させる例外について、私の記者会見での発言を引いていただきましたので、その点についてお答えを申し上げます。

会見におけます私の発言につきましては、関西電力が自ら表明しております自社の事由によらない事情によって搬出が滞り、日本全体のエネルギー安定供給に貢献できなくなる可能性がある場合などは例外との考え方と、六ヶ所再処理工場の竣工遅れをもって例外にはならないとの発言を前提としているものでございます。

これを踏まえまして、先日の記者会見で私は、関西電力は原子力発電がなくてはどうしても日本国として困るような状況を前提にしているのではないかと申し上げたところでございます。

いずれにいたしましても、例外になるケースは、搬出が滞る理由が自社の事由によらないものであって、エネルギーの安定供給ができなくなるなど限定的に考えるべきであると考えているところでございます。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私から2点、お答えいたします。

まず、ロードマップの実行状況についてお答えいたします。

ロードマップの実行状況につきましては、六ヶ所再処理工場の竣工目標に変更はないこと

等が示されました。

県としましては、現時点では計画に沿って進んでいるものと認識しており、今後とも審査状況を注視してまいりたいと考えております。

規制委員会の審査については、高浜 1 基目の許可がなされ、県の原子力安全専門委員会において安全性を確認しました。

他の施設についても、事業者は引き続き規制委員会の審査に適切に対応していく必要があります。

搬出時期の考え方につきましては、遅くとも2035年末までに搬出を開始するとしており、中間貯蔵施設の地点は示されないものの、乾式貯蔵施設からの具体的な搬出開始時期や貯蔵量の管理の考え方が示されました。

地域振興の仕組みについては、継続的に資金を拠出する新たな仕組みが提示されたことは評価しているところです。

このように、事前了解までに確認するとしていた 4 項目の対応状況が示されたところであり、スケジュール感を持っているものではありませんが、県議会や立地の町、原子力環境安全管理協議会の意見、原子力安全専門委員会の議論、考えを踏まえ、総合的かつ慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、使用済み燃料プールが満杯になった場合、例外として貯蔵容量増加を認めるかどうかについてお答えいたします。

関西電力は、原則として貯蔵容量は増加させない、六ヶ所再処理工場の竣工遅れをもって例外にはならないとの考えを明らかにしています。

したがって、六ヶ所再処理工場が2026年度に竣工できず、搬出が滞っても例外には当たらず、乾式貯蔵施設に移して空いた使用済み燃料プールを使うことはないと考えております。

議長／三田村君。

三田村議員／少しお時間があるので、お聞きします。

ロードマップの実行状況 4 項目ですが、私はあの工程表だけでとても計画どおり進んでいるということを理解するのはなかなか難しい。

でも一方で、その工程表はそれだけ進んでいるよというふうに見られるということも今答弁いただきましたが、ここは平行線になると思います。

そして、搬出先が示されないことで、それで一定、35年に搬出すること示されたので、それを考え方としていると答弁でありましたけれども、やっぱり搬出先が決まってこそ初めて分かりやすい実行というか、前に進んでいるなということが理解できます。

ここは恐らく平行線になると思います。

それで、慎重にというか、そういう声が多くあるということを御理解いただきたいと思います。

それで、先ほど県民投票、総括の点につきましては知事からも答弁いただきましたが、やはりここは、今までとちょっと違うのは、この50年、福井県は原子力行政の供給地として責任を持って国の要請に应运ってきた。

ここで新たな視点、新たな局面になって、これは100年後につながるんですよという大事な視点なので、しっかり総括してほしいですし、県民投票、先ほど二元代表制の話もありましたし、また、幾つかの選択では混乱するような、そんな話もありましたけれども、回答を特定すべきではないという、そういう考え方も一方ではあります。

ぜひ県民の声を広く聞く、それは、賛成派、反対派、様々な、多様な意見を聞く機会をしっかりとおつくりいただきながら原発と関わっていただきたい、その件についてはもう一度お答えいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／先ほども御答弁で申し上げたところでございますが、これまで本県は半世紀以上にわたって国の原子力政策に協力する中で、立地市町と共に志を持っていろんな課題を乗り越えてきたところでございます。

その課題に直面する中では、様々な機会において、県議会や立地の市町、原子力環境安全管理協議会の意見や原子力安全専門委員会の議論など、いろんな考え、意見を踏まえまして総合的かつ慎重に判断してきておりますので、これからもその姿勢で、県の原子力行政三原則に基づき、様々な課題に対応してまいりたいと考えております。

議長／知事杉本君。

杉本知事／今、部長からも御答弁申し上げました件と、もう一つは、今回の、先ほども御答弁申し上げましたが、関西電力によります自主的な現地調査、これについてはあくまでも社内での検討、こういったために行われているものであつて、決してリプレースを、これによってリプレースに持っていくのかどうかといったことを直接決めるものではないというふうに明言をされているところでございまして、そういう意味でいえば、県として、これに基づいて何か申し上げる段階ではないというふうに考えているところでございます。

議長／三田村君。

三田村議員／今、社内での調査と言いましたけども、敷地内外という問題もあつて、調査によっては敷地外に出るということもありますので、それで本当に社内のことでいいのかなと。

もう一つは、三原則はあくまでも原子力を設置する、誘致するという、そこの三原則で、原発が福井県にあることについてのどうかということではないなという認識を持っています。

以上で私の質問を終わります。

議長／以上で、三田村君の質問は終了いたしました。

山浦君。

山浦議員／自民党福井県議会の山浦光一郎です。

朝晩涼しくなってきましたが、議会は引き続き熱く頑張りたいと思います。

最初に、物価高対策と米生産への支援ということです。

今年の参議院選挙で最大の争点の一つとなったのは物価高問題でしたけども、その大きな柱の一つが米の値段でした。

総務省の小売り物価統計調査によりますと、この夏の福井県内では米5キロ当たり4272円と、例えば一昨年の2408円と比べて77%上昇しており、今年もそれほど下がらない見込みとのことです。

もちろんお米農家さんに話を伺いますと、直近の十年以上の米価低迷でなかなか作り続けようと思えないということがあり、最近のお米の価格の上昇でようやくお米農家が報われるようになったわけだから、この米価を無理に下げることがないようにしてほしいと、こういう御意見をたくさんいただきます。

これはもちろんそうだと思います。

知事も常日頃おっしゃっているとおり、農業は国の基ですし、食料安全保障という観点でもいざという時のために国の中で食料を生産できるようにしておくということは極めて重要で、そのためにも例えばお米を作るということは、単に先祖代々続いてきた田んぼを守るといった意識だけに頼って進めるのではなくて、お米作りが持続的にもうかるようにすることが必要だと思うからです。

ただ、消費者の観点から見ると、お米の値段が上がり過ぎるのもやはり問題なので、生産者の方にはきちんと作り続けようと思ってもらう環境をつくりつつ、一方で消費者の方にもお手頃な価格の米を提供する、こういう方向での政策が重要だというふうに思います。この観点からすれば、お米の生産は抑制するような方向でお金を出すのではなく、生産を拡大する際に追加でかかっていく費用とかをいかに支援できるかと、こういう視点で考えなければならないのではないかというふうに思います。

この点昨年の12月に開催された福井県農業再生協議会では、主食用米の生産数量の目安として令和7年産主食用米の作付面積を増やす方向が示され、福井県も2万1900ヘクタールという令和6年度実績から、2万2489ヘクタールへと増産する方向ということで、それ自体はよいと思うんですけども、農家さんにはそれに伴う設備投資もかかってくるということが予想されるところです。

そこで伺います。

今年の増産を受け、今後の県内の米価格の見通しを伺うとともに、増産を推進するに当たり農家の負担軽減を図るため県が現在取り組んでいる政策について伺います。

また来年も引き続き増産が期待される中、農家の過度な負担を回避するためには、設備投資やその他増加するコストに対する補助制度を検討するべきだと考えますけれども、知事の所見を伺います。

次に働き方改革、フルタイムとパートの間ということで伺いたいと思います。

実は去年私の非常に親しい人が、勤めていた会社を辞めようかということになったのです

けれども、その会社からありがたいことになるべく続けてくれないか、こういうふうなお話をいただいたということです。

ただ旦那さんのお仕事の関係もあり、今までのように週5日朝から晩までフルで働くということが難しいということもあり、続けるのであれば一定期間、例えば週3日とかまたは5日にするなら、一日8時間じゃなくて5時間とか、そういったことが可能なのかという話、相談をしてみたということですが、それはなかなか難しいということで断られてしまい、その結果早めの退職になったということでありました。

その話を聞いて、やむを得ないけど残念やなという思いがしました。

というのも、本当に日本、福井全体として人手不足と言われる中で人材の有効活用をしていくということは非常に重要な問題であるはずなのに、フルタイムか否かという二者択一だとどうしても働き続けるのが難しいという結論になってしまうことが少なくないからです。

実は私も弁護士事務所を経営しており、9時5時といった標準的な働き方以外の働き方をいろいろ制度化しておくというのはもちろん簡単ではないということもよくわかります。というのも、制度化自体手間がかかりますし、勤怠管理という面でも複雑になるからです。ただ、いろいろ検討の結果弁護士については一定の柔軟な働き方を認めるということにしております、それによって家庭の事情等いろいろあるも柔軟に働けるようになって、私としても助かっています。

そして、恐らく福井県全体でもパートでもない一方で、フルタイムでもない柔軟な働き方を求める方というのは相当数いらっしゃるのではないかと思いますし、そういった人に活躍してもらうということが企業としても重要になってくるのではないかというふうに思います。

この点、以前補助金セミナーというものを産業労働部の皆さん方の御協力を得て行うことができたんですけれども、その場でも議論したところ実際に賛同の声をいただきました。このように企業の自主性を尊重しつつも福井県内において県民が多様な働き方を選択できる環境を整備することが重要であると考えます。

そこで伺います。

フルタイムやパートタイムといった従来の枠組みにとらわれない柔軟な働き方の導入を企業に対し支援するとともに、そうした働き方を希望する求職者の方々に対し該当する企業の情報を届けられる仕組み、具体的には認証制度ですとかハローワークでの情報提供等が考えられると思いますけれども、こういうのを実施すべきだと思いますが、所見を伺います。

次に共同親権問題について伺います。

来年5月に共同親権制度の導入が盛り込まれた民法改正法が施行されます。

ただ、日本では先例がないということで、實際上、実務がどのように動いていくのか読めないところもあり、当事者の方々のみならず、県民市民の方々も強い関心を持って見ています。

また当然、法曹界のメンバーもいろいろ研究を進めているところです。

私は以前から、この共同親権、今は単独親権ですけど共同親権が導入されてしまうという

ことで、例えばDVの加害者である元夫と再度連絡を取り合うようになる必要がある、こういうことになってしまうんじゃないかという心配を抱えておられる女性たちの声を聞いてきました。

一方で、現在は単独親権であるがゆえに女性が親権者になることが多い中でどうしても男性のほうが子どもになかなか会えなくなってしまう、会えても月1回とかそれ以下という事例が多くて、精神的に非常にきついという切実な声も聞いてきました。

この背景として、現在は親権者である親があまり合わせたくないという場合ですと、近くに住んでいても面会交流は月1回というのが過去の判例などから下される判断であることが多いからです。

そこで伺います。

来年の導入を控え、例えばDV被害者といった親権者の方々に寄り添い不安を軽減するため、県としてどのような支援や周知活動をしていくのか伺います。

また一方で、共同親権制度の導入に際しては教育現場における理解と対応も極めて重要であると考えます。

例えば、学校や幼稚園などの教育機関において制度の理解が不十分である場合、共同親権者であっても別居している親権者は一律に排除してしまう、会わせないとといった、こういうふうな対応される懸念があることから、このような事態を未然に防ぐためにも制度の趣旨や運用について事前に関係機関に周知していくということが来年の施行に向けて重要だと考えますけれども、所見を伺います。

次に、災害時の緊急工事を安心して行えるようにということで質問をいたします。

先日、福井県建築組合連合会の皆さんとお話をしていたところ、興味深いお話をいただきました。

皆さん御存じのとおり、去年の能登地震では能登地方を中心に大変な被害が出て、当然緊急で例えば屋根などを修理したいという人数が一気に出てきたというのですけれども、残念ながらそういう状況につけ込んで、大した修理もしないのに非常に高いお金を取ったり、またべらぼうに高い金額を請求したり、大した修理をしないといった問題業者も相当出たというふうなことです。

そこで例えば、建築組合連合会に登録している業者さんについては一定の価格、こういう工事ならこの金額以下で工事を請け負うよということを制約させるとともに、正当な理由なく、その上限価格を超える請負をやっているということが確認された場合は当該業者をそのリストが除外すると、こういった制度を設けることでそのリストに登録されている業者は緊急の工事を安心して任せられる業者であると、こういう安心感、お墨付きを得られるということになるのではないかというふうに思います。

福井県においても4年前とか3年前、豪雨被害がありましたし、また能登半島地震のような大規模災害がいつ起きるかも分からない状況で緊急時に県民が安心して工事を依頼できる体制を平時から整備しておくということは大変重要ではないかというふうに考えます。もちろん独禁法上問題がないとか、そういった細かい確認も必要かとは思いますが、現在、県においてどのような取組がなされているのか伺うとともに、こうしたスキームを積極的に推進すべきであると考えますが、驚頭副知事の所見を伺います。

次に、暑過ぎる夏への対処ということで御質問をさせていただきます。

先日、新聞にも載っていたとおり、今年は福井を含め全国で暑過ぎる夏でした。

去年よりも2度以上高いということで、ちょっと外にいただけでも汗が噴き出してきました。

これはもちろん健康上悪いだけでなく、調査によると35度を超えるとみんな外に出ないということで、GDPも下がるということで、その点からも暑さへの対応が重要になってくると思います。

この暑さの原因は大きいものでは地球温暖化ということになるとは思いますけども、都市部ではヒートアイランド現象、この影響も大きいというふうに言われています。

そういった中、私も今まで例えば体育館を含む高校など、また県のいろいろな建物の遮熱・断熱すべきだ、そしてエアコンの導入もしていくべきだというお話もさせていただいていました。

実際にそれが推進されていること本当にありがたいというふうに思いますし、一方でそれ以外の圧倒的多くの建物についてはまだまだ遮熱断熱が進んでいないように思います。

ところで私の父はもともと塗装屋をやっておりました。

ということで、塗装屋さんで懇意にさせてもらっている方も多いんですけども、最近そういった方にお話をしていると、最近はいくつかの遮熱性能のある塗装というのが出てきているんやと興奮気味に語っておられました。

そこで資料を見させてもらったところ、民間企業の実験だと遮熱塗料を使うことによってスレート屋根、そういう材料の屋根の裏側の温度が最大で20度下がると、要は普通の塗料の場合と遮熱塗料の場合、それだけ20度の差が出てきているという結果も出ているということです。

断熱というのは、上は暑いけども、その下の建物は熱が伝わらないのでそれほど暑くないという、こういうものですけども、全体としても熱、そのエネルギーというのはさほど変わらないんですけども、遮熱だと太陽光を反射させるということで、それによって熱くならないようにするというので、建物の総体としてもその熱が、エネルギーが下がるということです。

これを町全体について考えてみれば、遮熱塗装することで町全体の厚さも下げられるということができるといことになります。

これは道路についてもある程度当てはまる可能性があるということで、もちろん道路を断熱しても、別にその下の地面を冷やしてもあまり意味はないんですけども、遮熱だと反射させるということで暑過ぎる夏というのを緩和できる可能性があるんじゃないかというふうに思われます。

そこで伺います。

まず、福井県の公共施設や道路等のインフラにおいて遮熱、断熱塗装の活用状況を伺うとともに、塗装技術の有効性を踏まえて県有施設や県道等において遮熱、断熱塗装の導入を積極的に推進すべきと考えますけども、所見を伺います。

また、民間の建物、特に町の中心部にあるものについても参熱断熱塗装に対する補助制度ということによって普及を流し、地域全体として遮熱断熱対策に取り組んでいくべきと考

えますが、所見を伺います。

ちなみに私の父は会社の株の全てを県外の会社を買ってもらって会社から引いておりまして、これは利益誘導ではないということを申し添えまして私の質問とさせていただきます
よろしくをお願いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／山浦議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、来年の米の増産に向けた農家の過度な負担を回避するための補助制度についてお答えを申し上げます。

議員御指摘いただきましたとおり、米の不足、それから米価の高騰、これを踏まえまして、国として米の増産の方向に舵を切る、そういう方針転換がなされたところでして、生産者にとっては安心して米づくりができる、また消費者にとっては安定して供給が受けられる、こういった需要に応じた増産が必要になっていると考えているところでございます。
今年の主食用米の作付けの状況を見ますと、これは5年前とほぼ同様の状況になっていると伺っているところでございます。

一方で、農業経営対数としては、かなり減ってきている、こういう状況にあるわけですし、そういう意味では、同じ面積を少ない人数でやっていくということになるわけですので、より一層、効率化とか、それから省力化、また収量をたくさん取れるような、そういった工夫、こういったことをしていかなければいけないということかと思っております。

そのために、経営規模の拡大、それからスマート農業の推進、さらにはより暑い状況にも耐性のあるようなそういう早生品種であったりとか、それから多収量が取れる品種、こういったものの普及にさらに力を入れていかなければいけないと県として考えているところでございます。

もう一つ、ＪＡとも協力をしまして、農家の皆さんの利便性を高めるためにカントリーエレベータのような共同の利用施設、こういったものの再編整備にも力を入れていきたいと考えているところでございます。

そのほかにつきましては担当より御答弁を申し上げます。

議長／副知事鷲頭君。

鷲頭副知事／私からは、災害時の緊急補修工事を安心して依頼できる体制の構築についてお答えを申し上げます。

現在、県におきましては、議員御提案のような取組は行っていないところではありますけれども、地震や豪雨などの大規模な災害の後には、それに便乗した悪質商法などのトラブルが発生する傾向にありまして、そうしたトラブルにならないようあらかじめの対策が必要であるというふうに認識してございます。

令和6年の能登半島地震においても御指摘いただきましたように、被災地域にはそうした事例が発生したということでございまして、こうしたことから石川県のほうでは石川県内

の建築関係団体と連携のもと、信頼性の確保された事業者情報というものを整理して、公表するという取組を行っているというふうに聞いてございます。

今後、本県においても石川県の取組を参考にできないかと思っております。県内の建築関係の団体の皆様や、また市町の方々と連携をいたしまして、事業者情報を事前に整理するなど、災害時に県民が安心して住宅の修理を依頼できる体制づくりというのを速やかに進めてまいりたいと思っております。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、暑過ぎる夏への対処ということで、公共施設や道路等のインフラにおける遮熱、断熱塗装の活用状況と今後の導入についてお答えを申し上げます。公共施設におきましては、外壁や天井には、断熱材を用いるというのが一般的でございます。遮熱、断熱塗装については使用実績が少なく、耐久性の確認も十分でないことから、国の使用基準に含まれておらず、現時点では採用していないという状況でございます。また、道路への遮熱、断熱塗装の活用につきましても、除雪作業によりまして塗装が剥離するなど、耐久性に課題があるため、これまで採用した事例はございません。このように、遮熱、断熱塗装の導入については、耐久性に課題がある一方で、今、議員からも御紹介いただきましたように温度上昇の抑制や断熱材と比べ、安価であること。あるいは施工が容易などのメリットもございますことから、まずは他の自治体での導入事例を調査いたしまして、効果を検証した上でモデル的に導入するなど、公共施設や道路等への導入の可能性について研究してきたいと考えております。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からは民間の建物の遮熱、断熱塗装に対する補助制度と地域全体での遮熱、断熱対策についてお答えをいたします。地球温暖化対策やヒートアイランド現象への対応は重要な課題でありまして、その影響を緩和するためには、建築物の省エネ化や、都市の緑化などの取組を総合的かつ計画的に進めていくことが重要であると認識しております。議員御指摘の、遮熱・断熱塗装については、今ほど総務部長から導入に当たっての課題やメリットを申し上げたところでありまして、まずは公共施設等への導入可能性について研究した上で、民間施設への幅広い展開についても研究してまいりたいと考えております。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私のほうからは、共同親権制度の導入に伴う支援と周知についてお答えいたします。県では昨年度、法務省が作成した法改正内容を記載したパンフレットや動画を市町や関係機関に周知するとともに、県ホームページに掲載し広報を行ってきたところです。

なお、共同親権制度の具体的な進め方については、現在法務省において関係部署と連携し、運用に当たってのQ&Aを周知中であり、自治体や学校への詳細なルールの周知の準備を進めているところであると認識しております。

共同親権に関する相談が増加することを想定しまして、来月、女性やひとり親支援に関わる関係機関を対象に共同親権に関する研修会を予定しております。

共同親権については、離婚後もほぼ双方が養育に責任を持つといった意義がある一方で、議員も御指摘ありましたようにDVや虐待の被害を受けた方など、父母の対立がある場合には運用を不安視する声もございます。

このことから県としましては、当事者の方々の不安に応えられるよう、弁護士会など連携して詳しくルールの周知や相談体制の強化ということに取り組んでまいりたいと考えております。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは、柔軟な働き方の導入支援と、求職者への情報提供について申し上げます。

フルタイムとパートタイムの間にある新たな働き方といたしまして、例えば週三日程度でも安定的に働くことができ、正社員に準じた待遇を保障される短時間正社員制度がございます。

これは、企業側にとっても、意欲や能力の高い人材の確保あるいは離職防止につながるというメリットがある一方で、賃金体系の整理ですとか業務分担、あるいは就業規則の見直しと言った負担が生じることから、全国的にもあまり活用が進んでいない状況でございます。

こうしたことから県ではこれらの課題を解消するためのワークショップあるいは導入に向けた伴走支援を行っておりまして、今後こうした伴走支援を行った企業の事例集を業種ごとに作成し、県内企業に横展開することで制度の普及を図ってまいります。

一方、求職者に対しましては、社員ファースト宣言企業に係る県のポータルサイトの中で短時間正社員制度に取り組んでいる企業を公開しておりますけれども、今後は御提案を踏まえまして、ハローワークにも同様の情報を提供して、周知への協力を求めてまいります。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／今年の米の増産による価格の見通しと増産の際の農家の負担軽減策についてお答えいたします。

7年産の米の価格につきましては、販売が始まっているハナエチゼンの店頭価格が5キロ当たり4000円台前半と、昨年の同時期に比べますと1500円ほど高くなっております。

国は今回の米不足や価格高騰を受けまして米を増産する方針を示しており、7年産につきましては本県も含め全国的に昨年よりも作付けが増加する見込みではあるものの、猛暑の影響や需給状況が不透明でありますことから、今後の米価を見通すことは難しい状況でござ

ざいます。

米の増産には、収量や品質の向上、生産コストの低減が重要でございますので、いちほまれなどの高温に強い品種の導入や農地の集積集約に対する支援、生産性向上につながるスマート農機の導入支援などを行っているところでございます。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／学校や幼稚園などの教育機関への共同親権制度の周知についてお答えをいたします。

民法等の一部が改正されまして、昨年12月に文部科学省より、父母の離婚後の子の養育に関するルール改正のパンフレットですとか、ポスターの提供がございまして、県では、市町の教育委員会を通じて園や小中学校に対し周知を図ったところでございます。

パンフレット等においては、進学先の決定ですとか子どもの転居などについて、父母、双方が離婚後も適切に子どもの養育に関わる必要性が示されております。

ただ実際には生徒の進路相談ですとか、保護者面談のときに学校でどのように対応すればよいのか、また、教育方針の違いなどで子どもへの影響が生じないかなど、様々な懸念もあるところです。

まずは国においてこうした現場の懸念に応える具体的なルールを示していただければと思っていますところでございます。

今後法改正後の詳細な運用ルールが国から新たに発出された場合には園や学校に情報を周知し、制度への理解促進を促してまいります。

議長／山浦君。

山浦議員／ありがとうございます。

15分できっちり質問したんですけれども、回答で少し時間が余ってしまいました。

追加でコメントさせていただきたいと思います。

全体的に非常に前向きな御回答いただきまして、本当にありがとうございます。

特に共同親権の問題について、本当に手探りのところも我々弁護士会としても非常にあるわけなんですけれども、一方で時間が限られていると、5月にはもう始まって、今単独親権のところについて、共同親権を求めるということも可能になるということで、早々に結構いろんな問題相談が噴出するんじゃないかなというふうに思っております。

これを本当にどちらのサイドからも、元旦那さんのサイドからも元奥さんのサイドからも懸念の声というのが聞かれるところでございまして、これについては本当に弁護士たちも協力できると思いますので、一緒にどういうふうな制度にしていくべきかというのは、教育長の皆さんとやっていければ非常にありがたいというふうに思っているところです。

あと短時間の正社員制度ということで、この制度自体が今も法律で可能だということもあるんですけれども、正直私も含めて一般的な働くイメージがフルタイム、そうじゃないとパートみたいな感じで、それ以外の選択肢というのは多分経営者の方も含めてあまりパッ

と頭に浮かんでこない、正直全然知らないという方も少なくないんじゃないかなというふうに思います。

なので、こういうのがあるんだということを認識してもらうこと自体も非常に意味のあることだというふうに思います。

そしてハローワークにも情報提供していただけるというふうに言っていただいて、そういうニーズがある求職者の方をよりスムーズにマッチングできるということも本当に重要なことで、フルタイムとパートだけでなく、それ以外の短時間といった制度を皆さん選べるという環境を作っていくということが非常に重要だと思いますので全般的に期待を申し上げてお礼を申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

議長／以上で、山浦君の質問は終了いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明12日は、午前10時より会議を開くこととし、議事日程は当日お知らせいたしますので、御了承願います。

本日は、以上で散会いたします。